

第2次岡山県廃棄物処理計画

～ 循環型社会の形成を着実なものとするために ～

平成19年3月

岡山県

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨等	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画の位置付け	2
第 3 節 計画の期間	3
第 2 章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針	4
第 1 節 計画の基本理念	4
第 2 節 基本方針	4
第 3 節 基本施策の方向性	4
1 排出者（事業者）責任の徹底・強化	
2 排出抑制と循環的利用の推進	
3 適正処理の推進	
4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	
5 廃棄物情報の共有化と相互理解	
第 3 章 一般廃棄物	6
第 1 節 一般廃棄物の現状と課題	6
1 ごみ処理の現状と課題	
2 し尿処理の現状と課題	
第 2 節 一般廃棄物の将来予測と目標	24
1 ごみ総排出量の将来予測	
2 ごみ処理の将来予測	
3 一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標	
4 し尿処理の目標	
第 3 節 目標達成等に向けての取組み	29
1 排出者（事業者）責任の徹底・強化	
2 排出抑制と循環的利用の推進	
3 適正処理の推進	
4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	
5 廃棄物情報の共有化と相互理解	
第 4 章 産業廃棄物	40
第 1 節 産業廃棄物の現状と課題	40
1 排出量の現状	
2 処理の現状	
3 広域移動の現状	
4 産業廃棄物処理施設等の状況	

5	監視指導等の状況	
6	第1次計画の目標の達成状況	
7	産業廃棄物処理に関する課題	
第2節	産業廃棄物の将来予測と目標	58
1	排出量の将来予測	
2	処理の将来予測	
3	産業廃棄物の減量化の目標	
第3節	目標達成等に向けての取組み	64
1	排出者（事業者）責任の徹底・強化	
2	排出抑制と循環的利用の推進	
3	適正処理の推進	
4	廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	
5	廃棄物情報の共有化と相互理解	
第5章	計画の推進	74
第1節	関係者の役割	74
1	県民の役割	
2	事業者の役割	
3	処理業者の役割	
4	市町村の役割	
5	県の役割	
第2節	計画の進行管理	79

第 1 章 計画策定の趣旨等

第 1 節 計画策定の趣旨

本県では、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念におき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号。以下「国の基本方針」という。）に基づいて、平成 14 年 3 月に第 1 次の「岡山県廃棄物処理計画（平成 13～17 年度）」を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

この間、国においては、「循環型社会形成推進基本法」を基本理念とする各種リサイクル法の整備が一通り完了し、先行する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」や「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」等各法の評価・見直しの段階に入っています。また、ノーベル平和賞を受賞したケニア環境副大臣、ワンガリ・マータイ氏がニューヨークの国連本部で開かれた「国際婦人の地位向上委員会」で、日本語の「もったいない」という言葉に感銘を受けたとする演説を行ったこともあり、全国的な「もったいない」キャンペーンを行うとともに、わが国の 3 R の取り組みの成果を世界に発信しようとする「3 R イニシアティブ」を推進しています。

一方、県においては、平成 13 年 12 月に、全国に先駆けて「岡山県循環型社会形成推進条例」を制定し、その後、平成 15 年 3 月には「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2010）」の見直しを行うほか、平成 16 年 3 月に国の承認を受けた「岡山エコタウンプラン」に基づく各種事業を実施してきました。

また、平成 15 年 4 月には「産業廃棄物処理税」を導入し、その税収を不法投棄対策の強化等の施策に活用してきました。

第 2 次岡山県廃棄物処理計画は、循環型社会の形成を着実に進めるため、第 1 次計画で掲げた基本理念の実現のための目標や各施策等の進捗状況を可能な限り最新の情報・データ等を活用して点検し、新たな 5 年間（平成 18～22 年度）を計画の期間として、本県の廃棄物・循環資源に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、処理業者など関係者すべての指針とするものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、「国の基本方針」に即して定めるもので、策定に当たっては、上位計画である「新おかやま夢づくりプラン」、「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2010）」等にも配慮することとします。本計画の位置付けと循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりです。

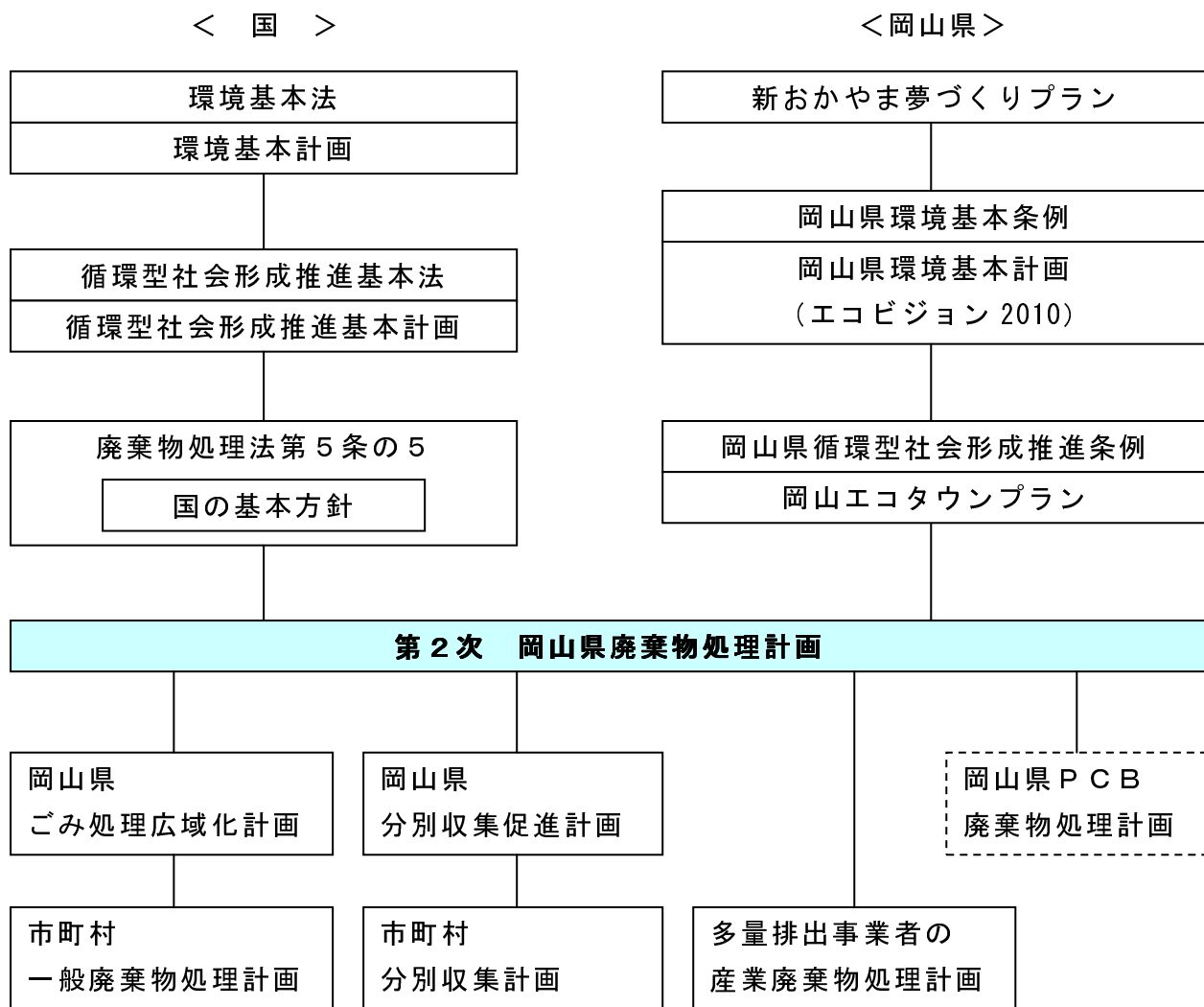


図 1-2-1 廃棄物処理計画の位置付け

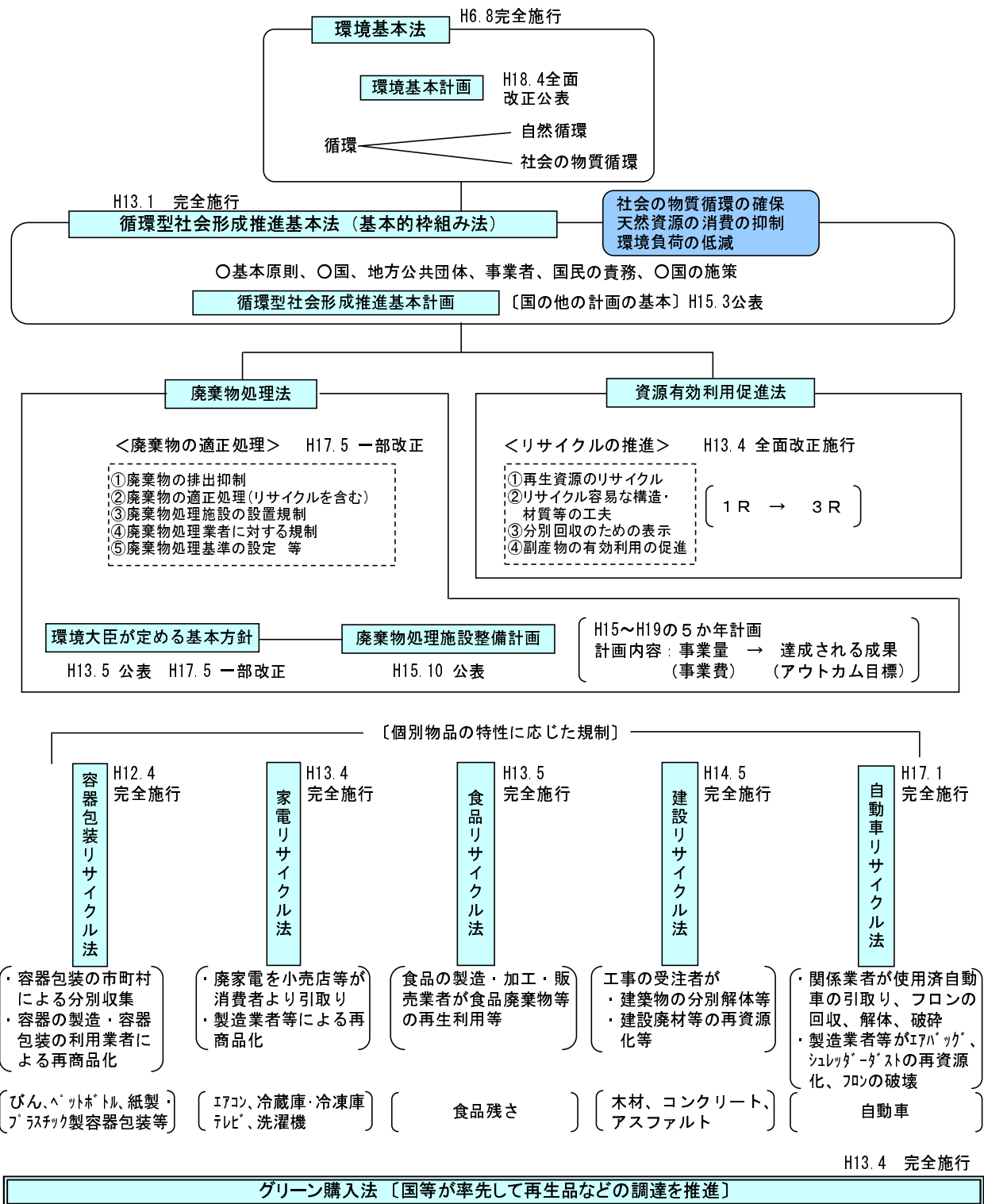


図 1-2-2 循環型社会形成推進のための法体系

第 3 節 計画の期間

本計画の期間は、平成 18(2006)年度を初年度とし、平成 22(2010)年度を目標年度とする 5 年間とします。

なお、廃棄物を取り巻く社会情勢、法改正など本計画策定の前提となっている条件に大きな変化が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

第2章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針

第1節 計画の基本理念

本計画は、循環型社会を目指し、県内の廃棄物をめぐる諸問題や課題を解決するため、第1次計画から引き続き「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」の2つを基本理念とします。

- ◎ 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- ◎ 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

第2節 基本方針

計画の基本理念を実現するためには、排出者（事業者）責任の原則を徹底し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分を基本として、第1次計画で掲げた4つの基本方針に新たに「廃棄物情報の共有化と相互理解」を追加した次の5つの方針のもとに、廃棄物・リサイクル対策を推進します。

- 1 排出者（事業者）責任の徹底・強化
- 2 排出抑制と循環的利用の推進
- 3 適正処理の推進
- 4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
- 5 廃棄物情報の共有化と相互理解

第3節 基本施策の方向性

1 排出者（事業者）責任の徹底・強化

廃棄物は、排出者（事業者）が自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。この考え方にに基づき、廃棄物・リサイクル対策における排出者（事業者）責任の徹底と強化を推進します。

2 排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進します。

3 適正処理の推進

循環的な利用が行われないものは、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守、排出者及び処理事業の主体者の意識・構造改革、安全で信頼性の高い高度な処理技術の導入等により、適正処理を推進します。

4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

処理・処分しなければならない廃棄物については、適正な処理体制を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。

5 廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深めます。

第 3 章 一般廃棄物

第 1 節 一般廃棄物の現状と課題

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみの排出状況

① ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 16 年度においては 74 万トンとなっています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量も同様な傾向で推移しており、平成 16 年度には 1,033g/人・日と、全国値と比べて低い状況です。

表 3-1-1 ごみ総排出量等の推移

区分		年度							
		平成 9	10	11	12	13	14	15	16
岡山県	人口 (人)	1,960,939	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498
	ごみ総排出量 (t/年)	688,741	688,305	694,463	737,492	701,946	722,744	745,023	739,507
	計画収集量 (t/年)	609,705	619,769	628,115	652,094	631,961	646,339	662,341	656,639
	直接搬入量 (t/年)	56,741	59,268	60,288	82,269	66,499	71,192	78,825	82,406
	自家処理量 (t/年)	22,295	9,268	6,060	3,129	3,486	5,213	3,857	462
1人1日当たり排出量 (g/人・日)		962	961	967	1,029	980	1,009	1,037	1,033
全国	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	1,112	1,118	1,111	1,132	1,124	1,111	1,106	1,086

(注) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

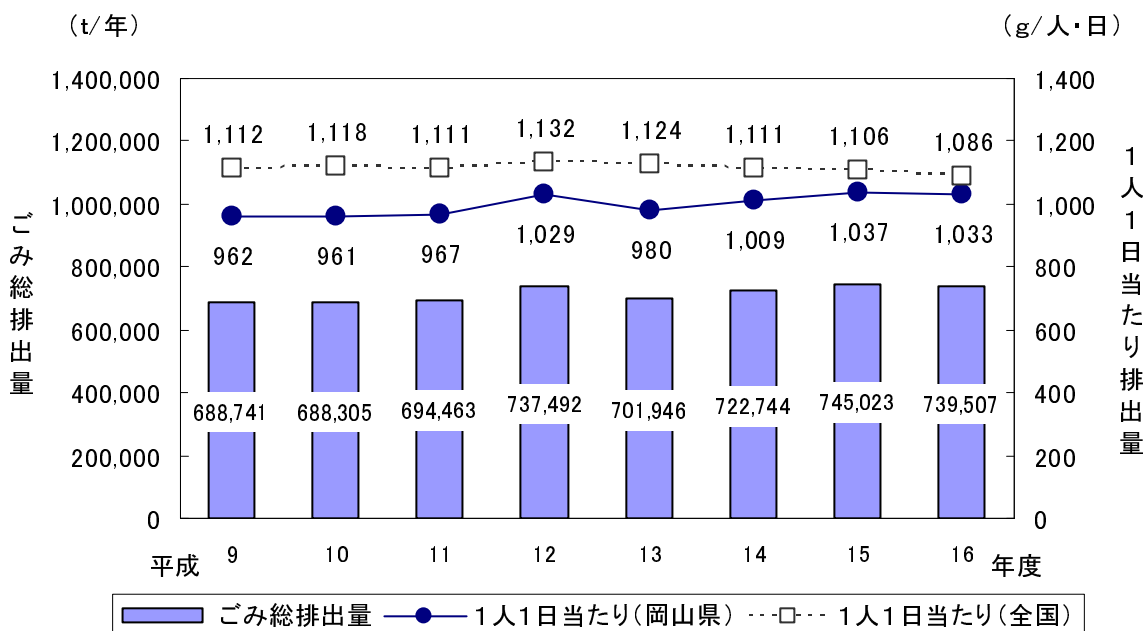


図 3-1-1 ごみ総排出量等の推移

② 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

ごみ排出量を生活系と事業系別で見ると、生活系ごみは 50 万トン前後で推移しているのに対して、事業系ごみは増加傾向で推移しており、平成 10 年度は 19 万 2 千トンであったものが平成 16 年度には 24 万 4 千トンに増加しています。

その結果、ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は年々上昇しており、平成 16 年度には 33.0%となっています。

表 3-1-2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

区分	年度	平成 9	10	11	12	13	14	15	16
生活系ごみ排出量 (t/年)		—	496,113	495,490	516,152	486,967	496,666	502,319	495,658
1人1日当たり (g/人・日)		—	693	690	720	680	693	699	692
事業系ごみ排出量 (t/年)		—	192,192	198,973	221,340	214,979	226,078	242,704	243,849
1人1日当たり (g/人・日)		—	268	277	309	300	316	338	341
ごみ総排出量 (t/年)		688,741	688,305	694,463	737,492	701,946	722,744	745,023	739,507
1人1日当たり (g/人・日)		962	961	967	1,029	980	1,009	1,037	1,033

(注) 自家処理量は生活系ごみ排出量に分類した。

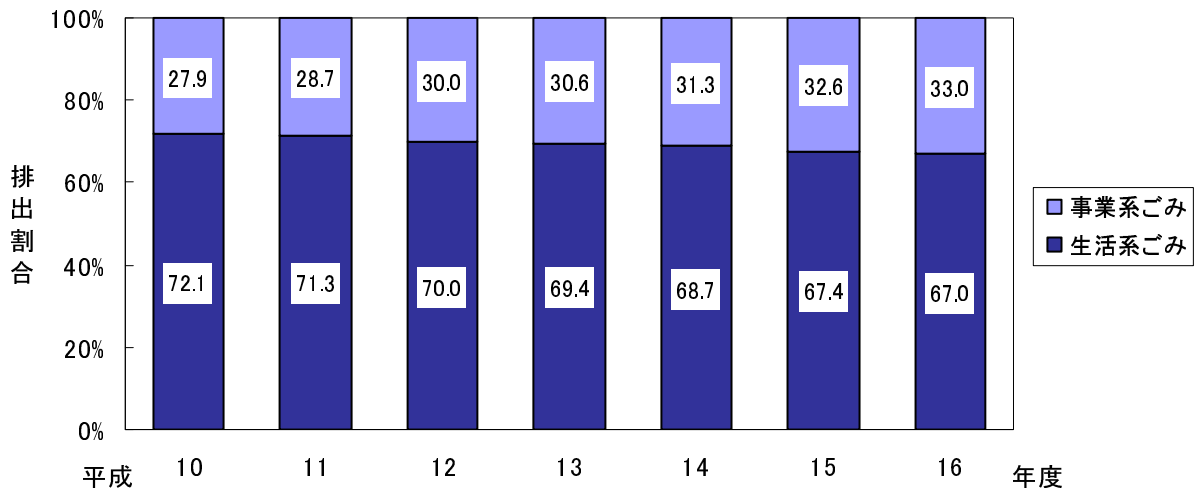


図 3-1-2 生活系ごみと事業系ごみの排出割合

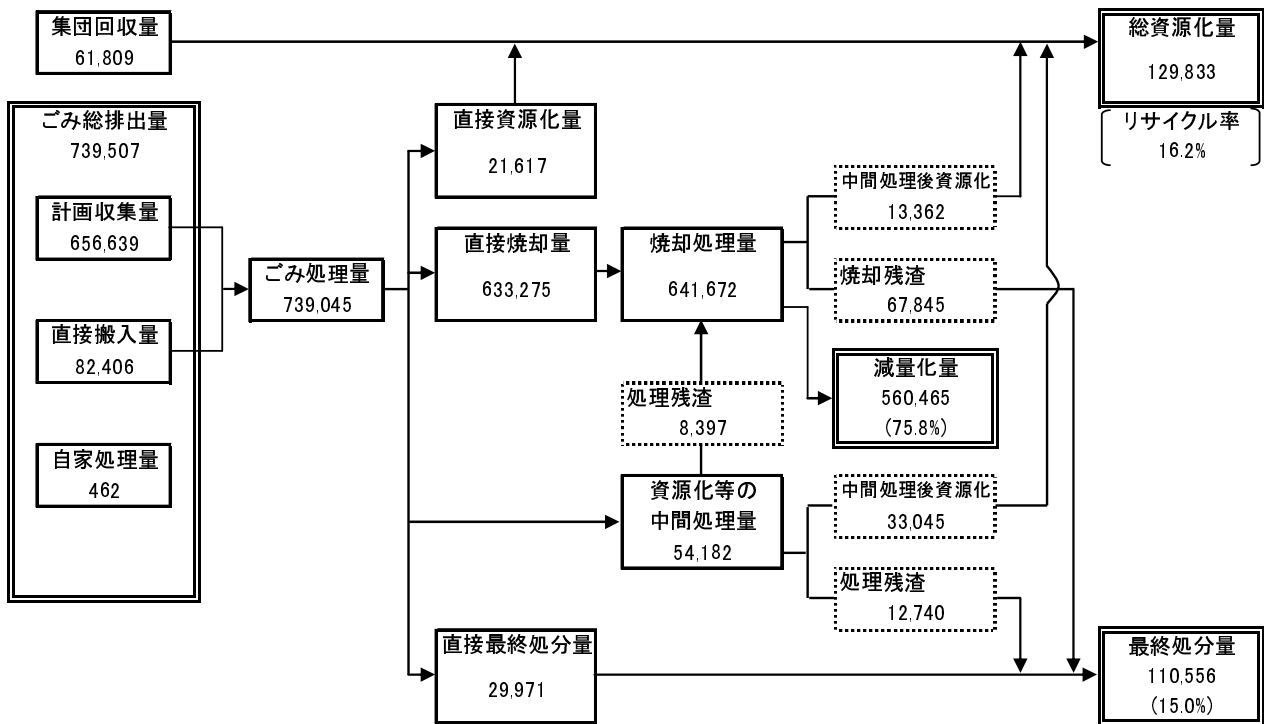
(2) ごみ処理の現状

① ごみ処理の状況

平成 16 年度における一般廃棄物(ごみ)の処理状況は、次のとおりです。

ごみ総排出量は 74 万トンで、自家処理量を除いたごみ処理量は 73 万 9 千トンとなっています。そのうち、焼却や破碎・選別等により中間処理された量が 68 万 7 千トン、直接資源化された量が 2 万 2 千トン、中間処理されずに直接最終処分された量が 3 万トンとなっています。

また、総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量と住民による集団回収量を合計して 13 万トンとなっています。最終処分量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して 11 万 1 千トンとなっており、中間処理により減量化された量は 56 万トンとなります。



(注)1 単位:t/年

2 ()内は、ごみ処理量に対する割合

3 リサイクル率(%)= $\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{計画収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}} \times 100$

図 3-1-3 一般廃棄物(ごみ)処理のフロー(平成 16 年度)

ごみ処理状況の推移をみると、平成 13 年度に直接最終処分の割合が大幅に減少する一方で、直接焼却の割合が増加し、その後、ほぼ同様の状況で推移しています。

表 3-1-3 ごみ処理状況の推移

(単位:t/年)

区分	年度							
	平成 9	10	11	12	13	14	15	16
直接焼却量	529,185	541,549	558,580	580,752	592,157	606,508	634,076	633,275
資源化等の中間処理量	76,054	56,127	52,651	53,840	47,666	51,235	56,183	54,182
直接資源化量	—	18,406	23,347	34,871	25,307	29,115	23,649	21,617
直接最終処分量	61,207	62,955	53,825	64,900	33,330	30,673	27,258	29,971
合計	666,446	679,037	688,403	734,363	698,460	717,531	741,166	739,045

(注) 平成9年度の直接資源化量は、資源化等の中間処理量に含まれる。

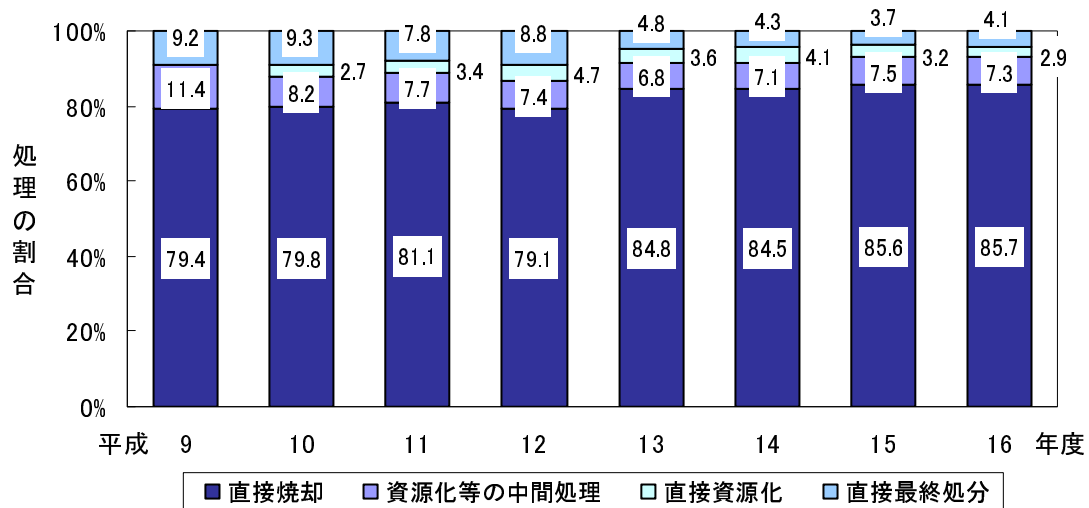


図 3-1-4 ごみ処理の割合

② リサイクルの状況

(i) 資源化量の推移

資源化量は、平成 14 年度以降 13 万トン前後で横ばいとなっています。平成 16 年度の資源化の内訳は、直接資源化量が 2 万 2 千トン (16.6%)、中間処理後資源化量が 4 万 6 千トン (35.7%)、集団回収量が 6 万 2 千トン (47.6%) で、本県では集団回収が重要な役割を果たしています。

表 3-1-4 資源化量の推移

(単位:t/年)

区分	年度	平成 9	10	11	12	13	14	15	16
直接資源化量		—	18,406	23,347	34,871	25,307	29,115	23,649	21,617
中間処理後資源化量		45,344	32,198	31,433	30,099	29,870	38,723	48,562	46,407
集団回収量		53,547	55,757	58,659	61,037	62,931	62,840	60,294	61,809
合計		98,891	106,361	113,439	126,007	118,108	130,678	132,505	129,833

- (注) 1 直接資源化量: 市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入されたもの
 2 中間処理後資源化量: 市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設で処理された後、再生業者等に搬入されたもの
 3 集団回収量: 住民団体等による回収で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているもの
 4 平成9年度の直接資源化量は、中間処理後資源化量に含まれる。

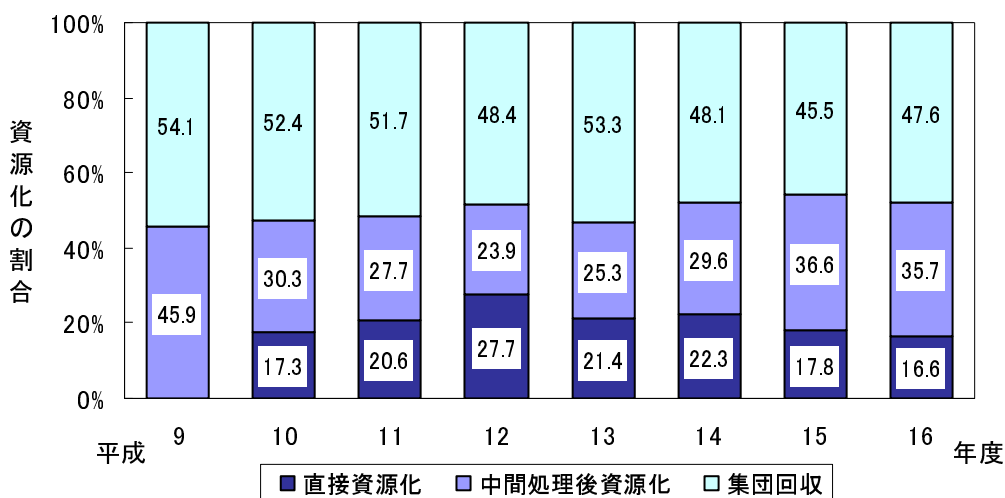


図 3-1-5 資源化の割合

(ii) 品目別資源化量の推移

品目別の資源化量で最も多いのは紙類で、全体の 50% 以上を占めており、次いで金属類、ガラス類となっています。

経年変化をみると、ペットボトル、プラスチック類は年々増加傾向で推移する一方、金属類については減少傾向が認められます。

表 3-1-5 品目別資源化量の推移

(単位:t/年)

品目	年度								
	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	
紙類	53,704	60,801	65,154	68,628	72,851	80,717	74,974	74,444	
金属類	30,448	28,711	29,340	36,104	22,360	21,424	20,063	17,568	
ガラス類	12,138	12,853	13,866	14,218	16,148	16,227	16,547	14,035	
ペットボトル	—	274	513	970	1,592	2,011	2,421	5,038	
プラスチック類	—	36	47	201	459	1,229	2,728	2,972	
布類	—	—	—	—	2,162	2,199	2,180	2,673	
その他	2,601	3,686	4,519	5,886	2,536	6,871	13,592	13,103	
合計	98,891	106,361	113,439	126,007	118,108	130,678	132,505	129,833	

(注) 1 平成9年度のペットボトル、プラスチック類及び平成12年度以前の布類については独立した統計データがなく、「その他」に含まれる(次表において同じ)。

2 「その他」で平成14年度以降に増加しているのは、焼却残渣の溶融固化物である。

表 3-1-6 1人1日当たりの品目別資源化量の推移

(単位:g/人・日)

品目	年度									全国 (H.16)
	平成 9	10	11	12	13	14	15	16		
紙類	75	85	91	96	102	113	104	104		107
金属類	43	40	41	50	31	30	28	25		28
ガラス類	17	18	19	20	23	23	23	20		19
ペットボトル	—	0	1	1	2	3	3	7		5
プラスチック類	—	0	0	0	1	2	4	4		11
布類	—	—	—	—	3	3	3	4		4
その他	4	5	6	8	4	10	19	18		27
合計	138	148	158	176	165	182	185	181		202

(注) 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

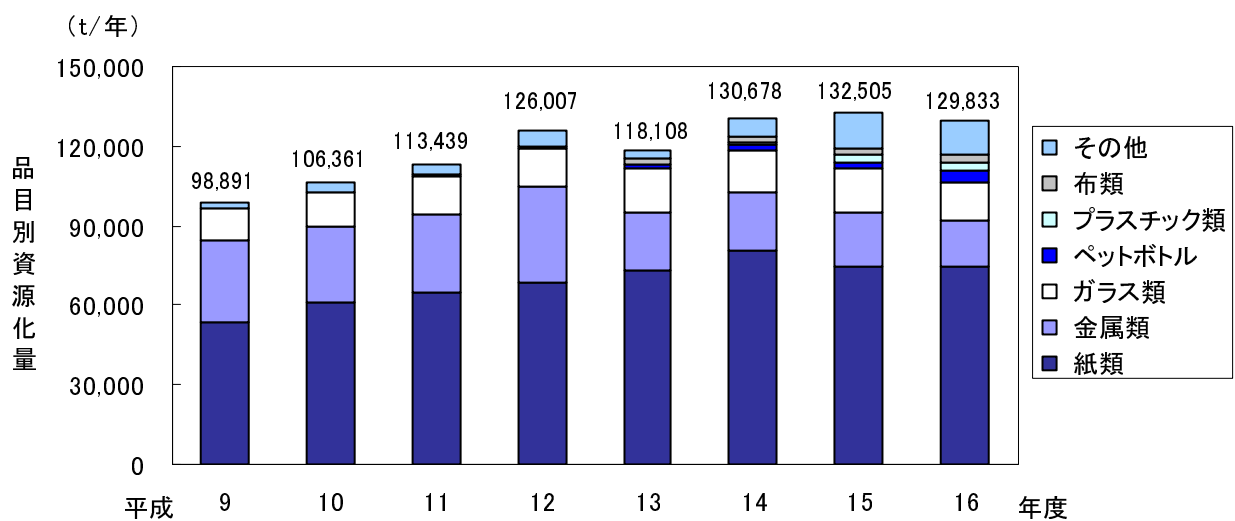
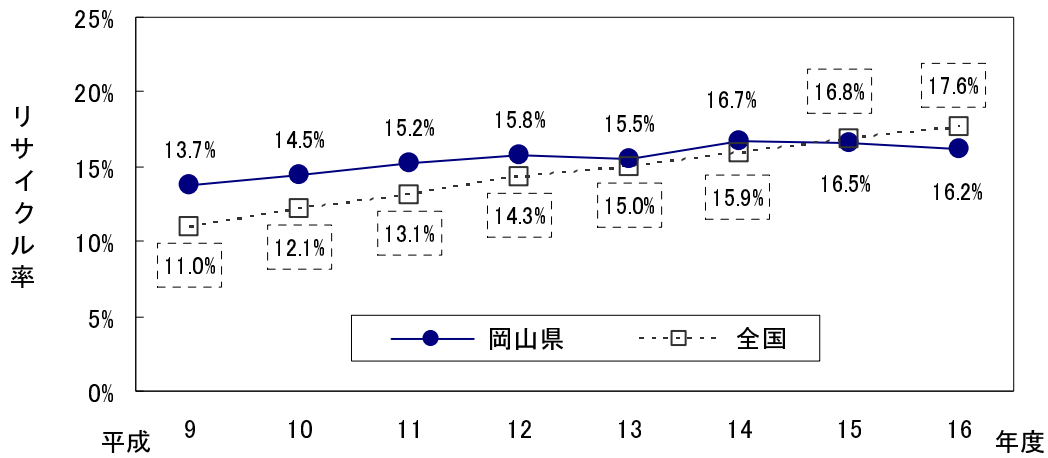


図 3-1-6 品目別資源化量の推移

(iii) リサイクル率の推移

リサイクル率は、近年横ばいとなっています。



(注) リサイクル率 = $\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{計画収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}} \times 100$

図 3-1-7 リサイクル率の推移

③ 最終処分状況

(i) 最終処分量の推移

最終処分量は、平成 13 年度に直接最終処分量の減少により大幅に減少し、それ以降も年々減少してきましたが、平成 16 年度は前年度に比べて少し増加しています。

平成 16 年度の最終処分量は 11 万 1 千トンで、内訳は直接最終処分量が 3 万トン、焼却残渣が 6 万 8 千トン、処理残渣が 1 万 3 千トンとなっています。

表 3-1-7 最終処分量の推移

(単位:t/年)

区分	年度							
	平成 9	10	11	12	13	14	15	16
直接最終処分量	61,207	62,955	53,825	64,900	33,330	30,673	27,258	29,971
焼却残渣	71,098	70,864	72,692	77,631	72,838	66,308	67,312	67,845
処理残渣	23,748	18,085	15,471	15,792	11,735	11,001	12,408	12,740
合計	156,053	151,904	141,988	158,323	117,903	107,982	106,978	110,556

(注) 処理残渣: 焼却施設以外の中間処理施設から発生する不燃性の残渣

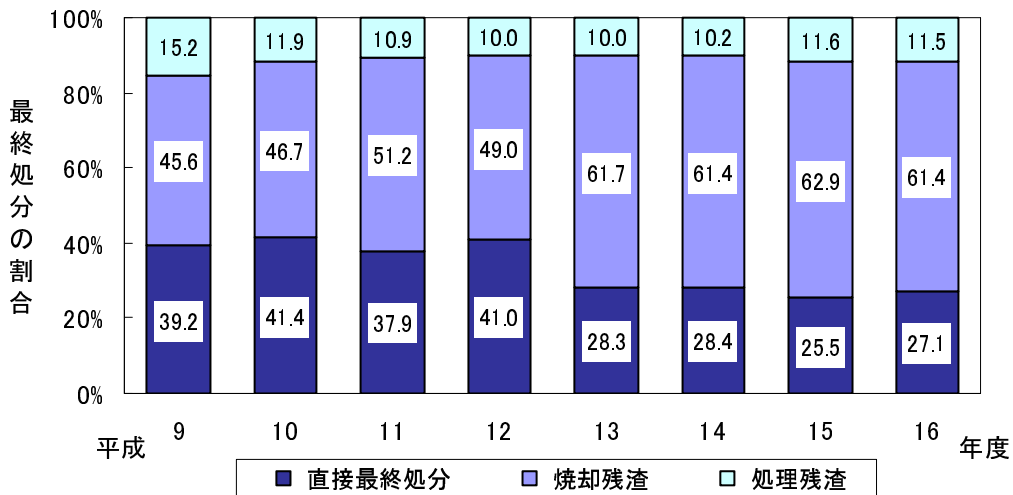
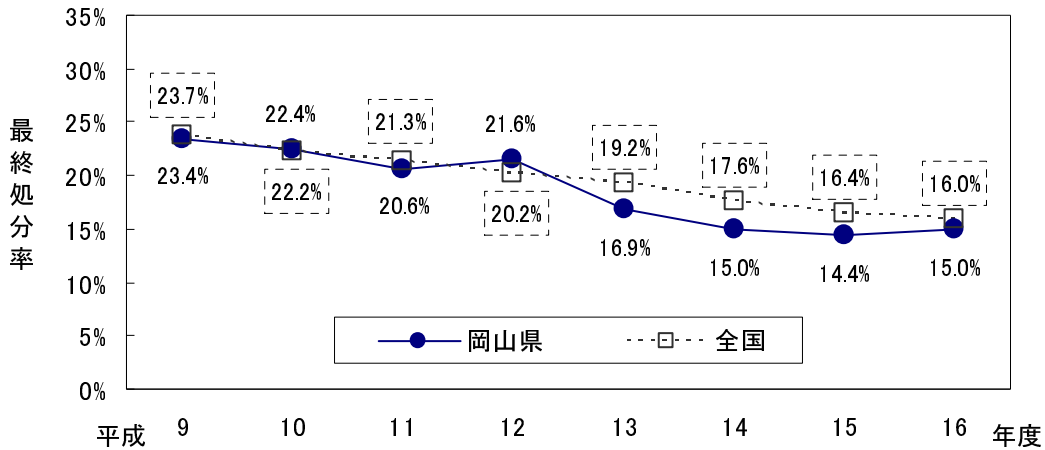


図 3-1-8 最終処分の割合

(ii) 最終処分量の推移

最終処分量は、直接最終処分量の減少に伴い平成 13 年度に低下しており、それ以降も低下してきましたが、平成 16 年度は前年度に比べて上昇しています。



(注) 最終処分量 = 最終処分量 ÷ ごみ処理量 × 100

図 3-1-9 最終処分量の推移

(3) ごみ処理広域化の現状

ごみ処理の広域化は、平成 10 年 3 月に策定した岡山県ごみ処理広域化計画（以下「ごみ処理広域化計画」という。）に沿って、市町村別ブロック協議会において施設整備計画の具体化について協議が進められてきましたが、計画すべてが具体化したブロックはなく、また、ブロック間で具体化の進捗に大きな差があります。さらに、近年の市町村合併の進展により計画ブロックと市町村区域の間に不整合が生じている状況です。

(4) ごみ処理施設の設置状況

① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は平成17年度末現在、28施設で合計2,846t/日の処理能力を有しています。平成12年度から平成17年度にかけては、施設規模が10t/日未満や10t/日以上100t/日未満の施設が減少し、100t/日以上300t/日未満の施設が増加しています。

表 3-1-8 ごみ焼却施設の設置状況

区分 年度	施設数					合計 (t/日)
	施設規模(t/日)				合計	
	10未満	10以上 100未満	100以上 300未満	300以上		
平成12年度末	3 (9.1%)	22 (66.7%)	4 (12.1%)	4 (12.1%)	33 (100%)	2,594
平成17年度末	1 (3.6%)	17 (60.7%)	6 (21.4%)	4 (14.3%)	28 (100%)	2,846

(注) ()内は、合計施設数に対する割合

また、ごみ焼却施設は一般に稼働後15年～20年程度が更新時期といわれていますが、平成17年度末現在で稼働年数が21年以上経過している施設は全28施設中6施設で、それらの施設の処理能力は合計で549t/日となっています。

表 3-1-9 稼働年数別のごみ焼却施設の状況

稼働年数	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21年以上	合計
施設数	2 (7.1%)	9 (32.1%)	9 (32.1%)	2 (7.1%)	6 (21.4%)	28 (100%)
合計処理能力 (t/日)	753 (26.5%)	680 (23.9%)	809 (28.4%)	55 (1.9%)	549 (19.3%)	2,846 (100%)

(注) 1 稼働年数は、平成17年度末現在

2 ()内は、合計に対する割合(四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。)

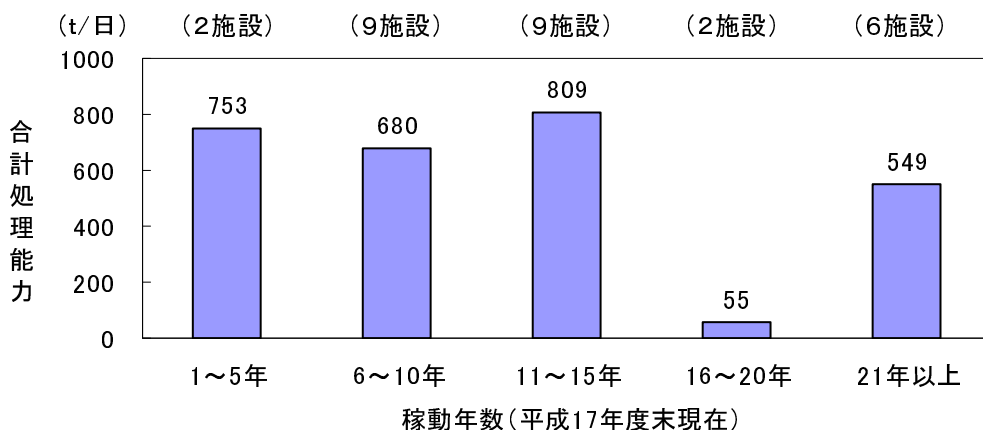


図 3-1-10 稼働年数別のごみ焼却施設

② 粗大ごみ処理施設、資源化施設

粗大ごみ処理施設は平成 17 年度末現在、9 施設で合計 284 t /日の処理能力を有しています。

また、資源化施設は 10 施設で合計 188.9 t /日の処理能力を有しており、このうち、リサイクルプラザ（不用品の補修工房や再生品の展示設備など住民に対するリサイクルの普及・啓発機能を備えた資源化施設）は 5 施設で、合計 144.6 t /日の処理能力を有しています。

表 3-1-10 粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況

区分 年度	施設	施設数	合計処理能力 (t/日)
平成12年度末	粗大ごみ処理施設	10	304
	資源化施設	5	54
	うち、リサイクルプラザ	3	47
	合計	15	358
平成17年度末	粗大ごみ処理施設	9	284
	資源化施設	10	188.9
	うち、リサイクルプラザ	5	144.6
	合計	19	472.9

③ 最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、平成 17 年度末現在、30 施設が稼働しており、埋立面積は 37 万 5 千 m²、全体容量は 256 万 4 千 m³で、残余容量は 132 万 6 千 m³（平成 16 年度末現在）となっています。

なお、このほか、緊急処理体制として一部市町村の焼却灰・ばいじんの熔融固化物を受け入れている財団法人岡山県環境保全事業団の最終処分場（主に産業廃棄物を処分）があります。

表 3-1-11 最終処分場の設置状況

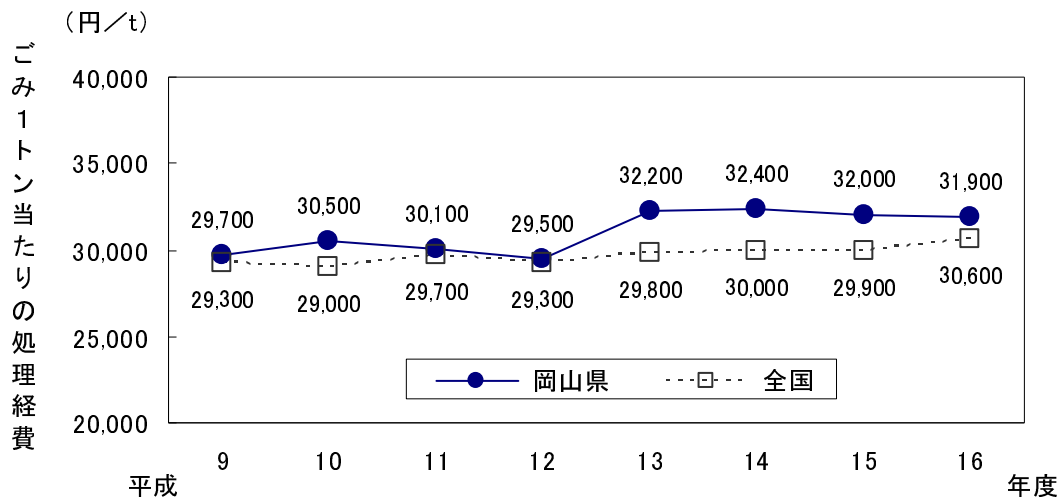
区分 年度	施設	施設数	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
平成12年度末	最終処分場	39	469,857	2,966,699	—
平成17年度末	最終処分場	30	375,254	2,563,935	1,326,345

（注）残余容量は平成16年度末現在

(5) ごみ処理経費の状況

ごみ1トン当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）を経年的にみると、平成13年度に増加しています。ごみ処理は一般に直接埋立を行うより、中間処理を行う方が処理経費は高くなることから、この増加は主に直接埋立量が減少した一方で、中間処理量が増加したことに伴うものと考えられます。

平成16年度の処理経費は、ごみ1トン当たり31,900円となっており、全国値とほぼ同じ経費を要しています。



- (注) 1 ごみ1トン当たりの処理経費(円/t) = 処理及び維持管理経費 ÷ (計画収集量 + 直接搬入量)
2 処理及び維持管理経費 : (人件費、処理費、車両等購入費、委託費、その他) の合計

図 3-1-11 ごみ処理経費の推移

(6) 第1次計画の目標の達成状況

ここでは、第1次岡山県廃棄物処理計画で設定された一般廃棄物処理の目標に対する達成状況を現状の平成16年度実績を用いて評価します。

① 第1次計画の目標

(i) 排出抑制の目標

平成17年度の排出量の目標値を1,862トン/日とし、予測値の10%削減を目指す。

(ii) 資源化(再生利用)の目標

平成17年度の資源化(再生利用)量の目標値を343トン/日とし、予測値の64%の増加を目指す。

(iii) 最終処分量の削減目標

平成17年度の最終処分量の目標値を283トン/日とし、予測値の25%の削減を目指す。

② 達成状況の評価

計画目標の達成状況の評価については、次のとおりです。

(i) 排出量の削減目標

現状(平成16年度実績)における排出量は、日量2,026トン、1人1日当たり1,033グラムであり、第1次計画の平成17年度予測値(日量2,058トン、1人1日当たり1,043グラム)は下回っていますが、平成17年度目標値(日量1,862トン、1人1日当たり943グラム)に対しては、日量で164トン(8.8%)、1人1日当たりで90グラム(9.5%)上回っており、目標は達成しない見通しです。

(ii) 資源化量の目標

現状(平成16年度実績)における資源化量は、日量186トン、1人1日当たり95グラムであり、第1次計画の平成17年度目標値(日量343トン、1人1日当たり174グラム)に至っておらず、目標は達成しない見通しです。

(iii) 最終処分量の削減目標

現状(平成16年度実績)における最終処分量は、日量303トン、1人1日当たり154グラムであり、第1次計画の平成17年度予測値(日量376トン、1人1日当たり191グラム)は下回っていますが、平成17年度目標値(日量283トン、1人1日当たり143グラム)に対しては、日量で20トン(7.1%)、1人1日当たりで11グラム(7.7%)上回っています。しかし、平成17年度に、新たにガス化溶融炉1施設が稼働を開始しており、その稼働状況によっては、目標を達成する可能性があります。

表 3-1-12 第 1 次計画の目標値と現状

項目		区分	第 1 次計画		現状 平成 16 年度 実績	目標値に対する 現状の比較	
			平成 11 年度 実績	目標年度 平成 17 年度			
				予測値			目標値
ごみ総排出量	(t/日)	1,903	2,058	1,862	2,026	+164	
	(g/人・日)	969	1,043	943	1,033	+90	
資源化量	(t/日)	150 (8%)	209 (10%)	343 (18%)	186 (9%)	-157	
	(g/人・日)	75	106	174	95	-79	
最終処分量	(t/日)	389 (20%)	376 (18%)	283 (15%)	303 (15%)	+20	
	(g/人・日)	198	191	143	154	+11	

(注) 1 ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+自家処理量

2 資源化量=直接資源化量+中間処理後資源化量+容器包装量

3 ()内は、ごみ総排出量に対する割合である。

(7) ごみ処理に関する課題

① ごみ排出量の削減

ごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりの排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。また、生活系と事業系別でみると、生活系ごみは、ほぼ横ばいで推移しているのに対して、事業系ごみは増加傾向で推移しています。このようなことから、県民・事業者・市町村・県が一体となり、ごみ排出量の削減に向けて取り組む必要があります。

② リサイクルの推進

リサイクル率は、近年横ばいとなっていることから、集団回収、直接資源化、中間処理後資源化等によるリサイクルのさらなる推進に努める必要があります。

③ 最終処分量の削減

最終処分量は、直接最終処分量が減少し、それに応じて最終処分量も減少してきましたが、平成 16 年度においては、直接最終処分量が前年度に比べて増加し、最終処分量も上昇しています。中間処理による減量化や資源の回収、さらには焼却残渣の熔融固化物の再生利用の推進などにより、最終処分量を削減していく必要があります。

④ ごみ処理の広域化

新たなごみ処理広域化計画を策定し、ダイオキシン類の環境への排出を抑制するとともに、効率的な熱回収等に向けて、ごみ処理の広域化を進めていく必要があります。

2 し尿処理の現状と課題

(1) 処理形態別人口の推移

処理形態別人口は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及により、公共下水道人口、合併処理浄化槽人口は増加傾向で推移しています。これに伴い、単独処理浄化槽、計画収集人口、自家処理人口は減少しています。

水洗化率、汚水衛生処理率とも年々上昇傾向で推移し、平成16年度は水洗化率77.1%、汚水衛生処理率60.4%となっていますが、全国値と比べると低い状況です。

表 3-1-13 処理形態別人口の推移

(単位:人)

区分		年度	平成	10	11	12	13	14	15	16
			10	11	12	13	14	15	16	
総人口			1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175	1,961,498	
水洗化人口	汚水衛生処理人口	公共下水道人口	523,220	563,992	740,498	760,692	816,843	798,124	809,181	
		コミュニティ・プラント人口	4,580	3,989	2,974	2,919	2,938	1,367	1,389	
		合併処理浄化槽人口	270,333	290,942	333,329	347,034	362,629	362,201	373,369	
非水洗化人口	汚水衛生未処理人口	単独処理浄化槽人口	447,812	431,822	315,130	342,219	297,565	332,286	327,600	
		計画収集人口	672,507	632,005	535,373	481,143	461,198	447,442	432,618	
		自家処理人口	44,012	40,220	35,874	28,860	21,503	20,755	17,341	
水洗化率 (%)			63.5	65.8	70.9	74.0	75.4	76.1	77.1	
汚水衛生処理率 (%)			40.7	43.8	54.8	56.6	60.2	59.2	60.4	

(注)1 水洗化率 = 水洗化人口 ÷ 総人口 × 100

2 汚水衛生処理率 = 汚水衛生処理人口 ÷ 総人口 × 100

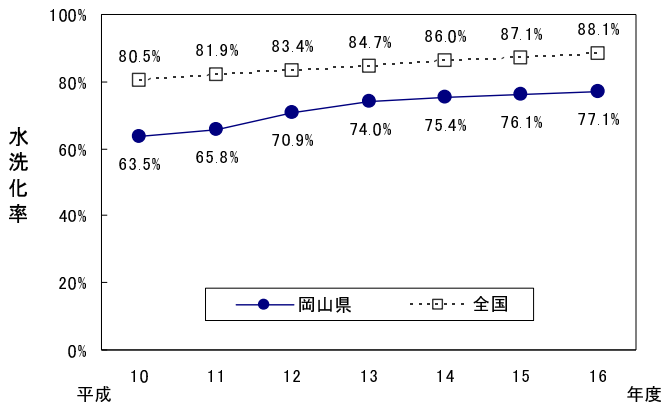


図 3-1-12 水洗化率の推移

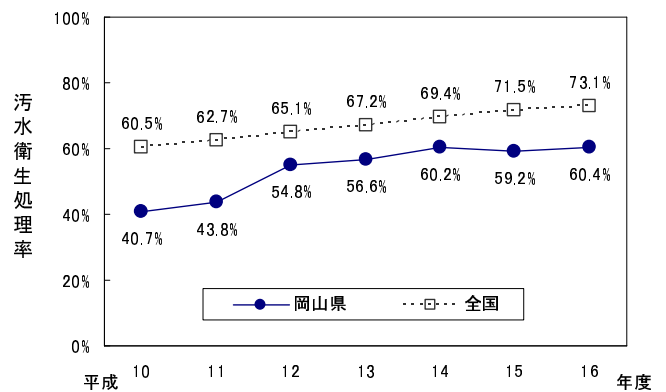


図 3-1-13 汚水衛生処理率の推移

(2) し尿等の処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥の処理量（自家処理量を除く。）は、減少傾向で推移しており、平成16年度で78万3千キロリットルとなっています。

経年的には、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加傾向で推移しており、処理量全体に占める浄化槽汚泥量の割合は年々上昇しています。

表 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位:kl/年)

区分	年度	平成9	平成10	11	12	13	14	15	16
処理量		855,339	847,448	842,179	823,404	826,233	815,691	807,370	783,369
し尿		468,904	449,833	429,830	407,155	394,671	375,547	365,302	347,846
浄化槽汚泥		386,435	397,615	412,349	416,249	431,562	440,144	442,068	435,523

(注) 自家処理量を除く。

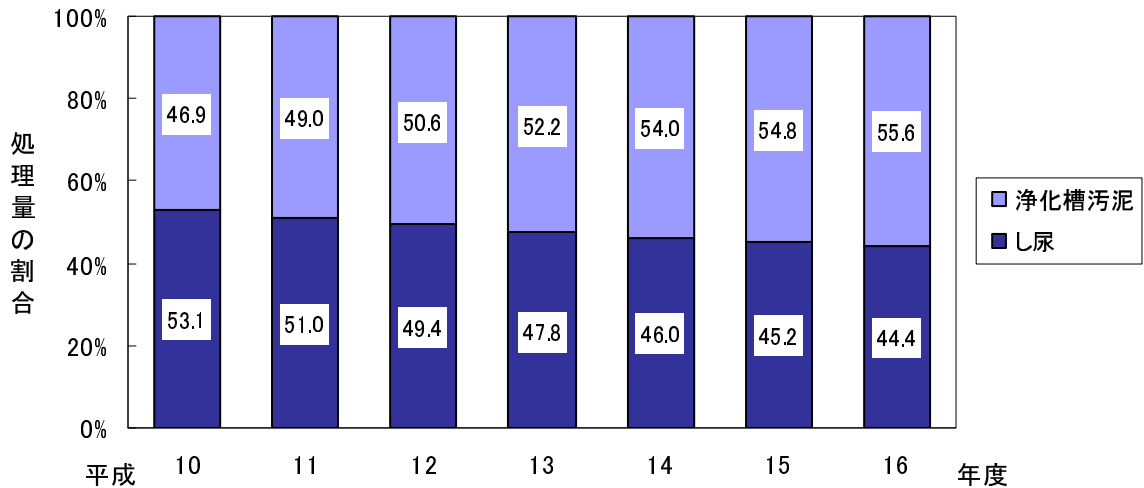


図 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥処理量の割合

平成16年度における処理状況は、処理量全体の85%がし尿処理施設で処理され、13%が下水道投入によって処理されるなど、ほとんどが陸上処理されていますが、し尿処理施設の清掃汚泥等について、わずかながら海洋投入処分も行われています。

表 3-1-15 し尿・浄化槽汚泥の処理状況(平成16年度)

(単位:kl/年)

区分	し尿処理施設	下水道投入	海洋投入	その他	合計
し尿	318,844	26,605	2,349	48	347,846
浄化槽汚泥	347,718	75,421	2,019	10,365	435,523
合計	666,562	102,026	4,368	10,413	783,369
構成比	85.1%	13.0%	0.6%	1.3%	100%

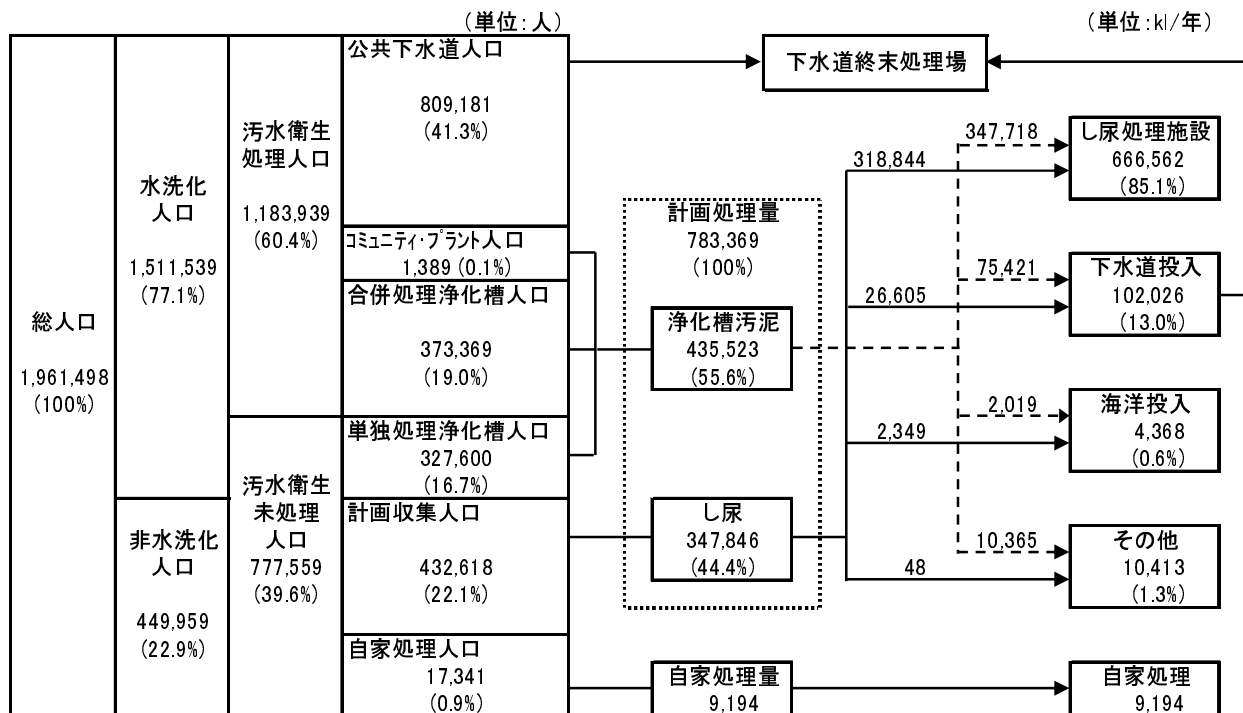


図 3-1-15 し尿・浄化槽汚泥処理のフロー (平成 16 年度)

(3) し尿処理施設の設置状況

し尿処理施設は平成 17 年度末現在、22 施設で合計 2,067.35kl/日の処理能力を有しています。

また、し尿処理施設は一般に稼働後 15 年～20 年程度が更新時期といわれていますが、平成 17 年度末現在で稼働年数が 21 年以上経過している施設は全 22 施設中 13 施設で、それらの施設の処理能力は合計で 1,373kl/日となっています。

表 3-1-16 し尿処理施設の設置状況

施設	施設数	合計処理能力 (kl/日)
し尿処理施設	22	2,067.35

(注) 平成17年度末現在

表 3-1-17 稼働年数別のし尿処理施設の状況

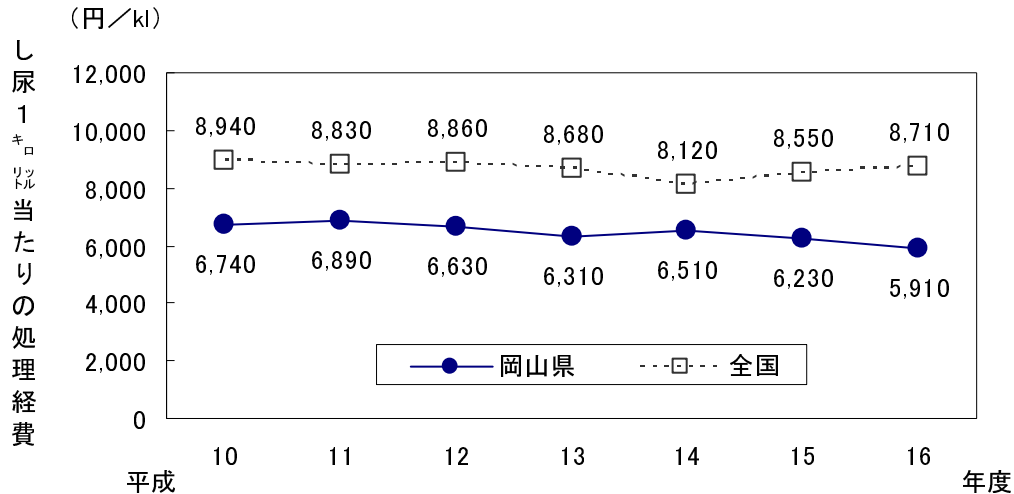
稼働年数	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21年以上	合計
施設数	1 (4.5%)	1 (4.5%)	2 (9.1%)	5 (22.7%)	13 (59.1%)	22 (100%)
合計処理能力 (kl/日)	50 (2.4%)	180 (8.7%)	142 (6.9%)	322.35 (15.6%)	1,373 (66.4%)	2,067.35 (100%)

(注) 1 稼働年数は、平成17年度末現在

2 ()内は、合計に対する割合(四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。)

(4) し尿処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥1キロリットル当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）を経年的にみると、横ばいから減少傾向で推移しており、平成16年度で5,910円/k1と全国値に比べて低い経費となっています。



(注) 1 し尿1kl当たりの処理経費(円/k1) = 処理及び維持管理経費 ÷ 計画処理量
2 処理及び維持管理経費：(人件費、処理費、車両等購入費、委託費、その他)の合計

図 3-1-16 し尿処理経費の推移

(5) し尿処理に関する課題

① 汚水処理施設の整備

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き、下水道や合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、生活雑排水が処理されない単独処理浄化槽については、合併処理への転換を図るなど、汚水処理施設の整備を推進していく必要があります。

② 海洋投入処分の廃止

海洋投入処分は、し尿処理施設の清掃汚泥等について、これまでわずかながら行われていました。し尿等の海洋投入処分は平成19年1月末で禁止されたため、海洋投入処分を行っていた市町村においては陸上処理体制へ移行されたところですが、今後も適正に陸上処理を行っていく必要があります。

③ し尿処理施設の老朽化

市町村におけるし尿処理施設は、稼働年数が21年以上を経過している施設が全22施設中13施設あり、老朽化が懸念される状況です。今後の施設整備に当たっては、循環型社会の形成に寄与するため、し尿・浄化槽汚泥の衛生処理のみでなく、処理過程で排出される汚泥の有効利用などを考慮した施設とする必要があります。

第2節 一般廃棄物の将来予測と目標

1 ごみ総排出量の将来予測

(1) 将来予測の方法

計画目標年度を平成22年度として、次の方法により、ごみ量の将来予測を行いました。

- ① 人口の将来予測：国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を採用
- ② 生活系ごみ排出量の将来予測：過去7年間（平成10年度～平成16年度）の生活系ごみ（自家処理量を含む。）の1人1日当たり排出量実績を基に、トレンド法により予測
（将来予測人口に1人1日当たり排出量を乗じることにより全体量を予測）
- ③ 事業系ごみ排出量の将来予測：過去7年間（平成10年度～平成16年度）の事業系ごみ排出量実績を基に、トレンド法により予測
- ④ 集団回収量の将来予測：過去7年間（平成10年度～平成16年度）の1人1日当たり集団回収量実績を基に、トレンド法により予測
（将来予測人口に1人1日当たり集団回収量を乗じることにより全体量を予測）

※トレンド法：過去の実績の傾向（トレンド）を基に、回帰式により将来予測を行う方法

(2) ごみ総排出量の将来予測結果

過去のごみ量の推移を基に、岡山県における将来のごみ量の予測を行った結果は、次のとおりです。

現状のまま推移した場合、生活系ごみは微減、事業系ごみは増加し、合計では増加していくことが見込まれます。

表 3-2-1 ごみ総排出量の将来予測結果

区分	年度	実績			予測値
		平成9	11	16	22
生活系ごみ (千t/年)	—	495	496	491	
事業系ごみ (千t/年)	—	199	244	283	
ごみ総排出量 (千t/年)	689	694	740	774	
集団回収量 (千t/年)	54	59	62	64	

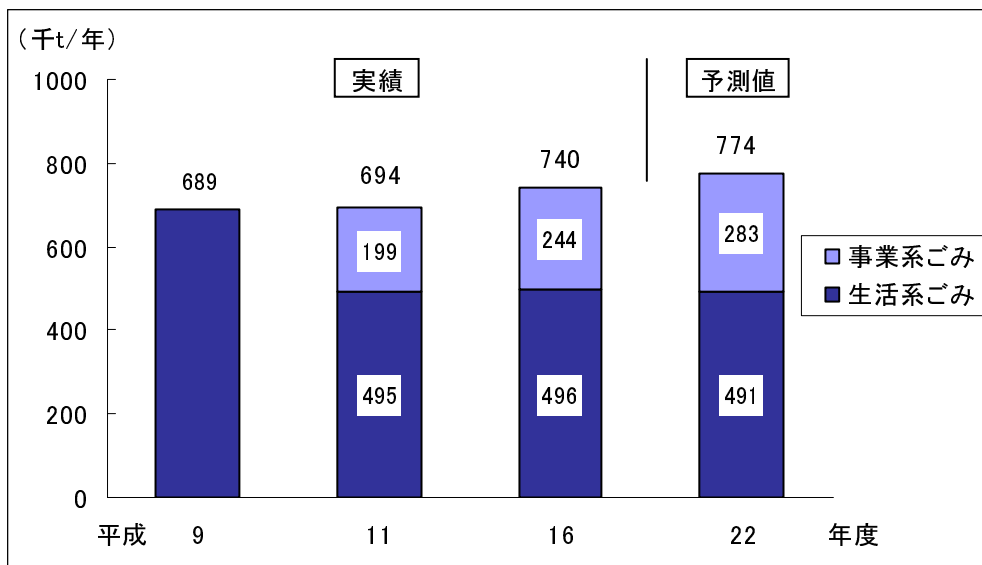


図 3-2-1 ごみ総排出量の将来予測結果

2 ごみ処理の将来予測

現状の処理状況が継続されると仮定して、計画目標年度の平成 22 年度における処理量の予測を行うと、次のとおりとなります。

表 3-2-2 ごみ処理の将来予測

項目		区分	現状	予測値
			平成16年度	平成22年度
人口		(人)	1,961,498	1,931,544
ごみ総排出量		(千t/年)	740	774
		(t/日)	2,026	2,119
		(g/人・日)	1,033	1,097
処理・処分量	資源化量	(千t/年)	68	71
		(t/日)	186	195
		(g/人・日)	95	101
	最終処分量	(千t/年)	111	116
		(t/日)	303	318
		(g/人・日)	154	165
集団回収量		(千t/年)	62	64
		(t/日)	169	175
		(g/人・日)	86	91
リサイクル率		(%)	16.2	16.1

(注) 1 ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量

2 資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量

3 リサイクル率 = $\frac{\text{資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{計画収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}} \times 100$

3 一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標

国の基本方針における「廃棄物の減量化の目標量」の考え方（一般廃棄物については、平成9年度に対し、平成22年度において、①排出量を約5%削減し、②再生利用量を約24%に増加させるとともに、③最終処分量をおおむね半分に削減する。）を踏まえて、岡山県における循環型社会の形成に向けて新たな目標の設定を行います。

（1）排出抑制の目標

平成22年度における1人1日当たりの排出量を1,009gとすることを目指す

本県における1人1日当たりの排出量は全国値を下回っている状況にあることを踏まえ、平成16年度の1,033g/人・日を基準とし、国の基本方針「平成22年度において平成9年度の5%減」の年平均削減率の6年分2.3%を削減することとし、1,009g/人・日を目標とします。

（2）資源化の目標

平成22年度におけるリサイクル率を約24%とすることを目指す

平成16年度のリサイクル率は16.2%であり、国の基本方針に沿って、「リサイクル率約24%」を目標とします。

なお、平成17年度に、新たにガス化溶融炉1施設が稼働を開始し、溶融スラグ、精製合成ガスその他の副生成物が再生利用されています。精製合成ガスの資源化の扱いについては、国において検討が行われているところであり、その結論やガス化溶融炉による処理の平成17年度以降の実績等を踏まえ、当目標の見直しを検討します。

（3）最終処分量の削減目標

平成22年度における最終処分量を214トン/日とすることを目指す

国の基本方針に沿って、平成9年度（428トン/日）のおおむね半分とすることとし、平成16年度（303トン/日）の約30%削減を目標とします。

以上の一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標と関係数値を整理すると次のとおりとなります。

表 3-2-3 一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標と関係数値

項目		区分	平成9年度 実績	平成16年度 実績	平成22年度 目標値等
ごみ総排出量		(t/日)	1,887	2,026	1,949
		(g/人・日)	962	1,033	1,009
処理・処分量	資源化量	(t/日)	124 (7%)	186 (9%)	334 (17%)
		(g/人・日)	63	95	173
	最終処分量	(t/日)	428 (23%)	303 (15%)	214 (11%)
		(g/人・日)	218	154	111
集団回収量		(t/日)	147	169	175
		(g/人・日)	75	86	91
リサイクル率		(%)	13.7	16.2	24

(注)1 網掛け部は、目標値である。

2 ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

3 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量

4 ()内は、ごみ総排出量に対する割合である。

5 リサイクル率＝ $\frac{(\text{資源化量}+\text{集団回収量})}{(\text{計画収集量}+\text{直接搬入量}+\text{集団回収量})} \times 100$

4 し尿処理の目標

本計画では、クリーンライフ100構想の推進を重点施策に位置付けた「新おかやま夢づくりプラン」に示された汚水処理の目標を基に、し尿処理の目標を設定します。

(1) 汚水処理人口の目標

「新おかやま夢づくりプラン」に示された汚水処理人口割合（総人口に対する汚水処理人口の割合）の目標である「平成23年度において75%」を基に平成22年度の汚水処理人口割合を求め、将来予測人口を乗じることによって、汚水処理人口の目標を設定します。

表 3-2-4 汚水処理人口の目標

項目	区分	平成22年度 目標値
総人口	(千人)	1,932
汚水処理人口	(千人)	1,412 (73.1%)
	下水道・集落排水 (千人)	1,182 (61.2%)
	合併処理浄化槽 (千人)	230 (11.9%)
未処理人口	(千人)	520
	単独処理浄化槽 (千人)	219
	し尿収集人口等 (千人)	301

(2) し尿処理量の予測

汚水処理人口の目標が達成された場合、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、次のように見込まれます。

表 3-2-5 し尿・浄化槽汚泥量の予測

項目	区分	平成22年度 (千kl/年)	排出原単位 (l/人・日)
し尿量		245.0	2.23
浄化槽汚泥量		285.2	1.74
合計		530.2	—

(注) 排出原単位:実績値(平成13~16年度)の平均

第3節 目標達成等に向けての取組み

1 排出者（事業者）責任の徹底・強化

(1) 排出者の自主的な取組みの推進

廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、県民は、再生品の使用、ごみの発生が少ない商品の購入等、ごみを出さないライフスタイルを実践することが必要です。また、事業系ごみを排出する事業者は、自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。

- 県は、県民の一般廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に向けての自主的な取組みが促進されるよう、リサイクル推進県民運動やクリーンアップ運動、各種広報媒体等を通じて、啓発や情報提供を実施します。
- 「もったいない」をキーワードとして、3R（発生抑制、再使用、再生利用）について県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、もったいないフォーラムの開催やごみゼロコンテストなど「おかやま・もったいない運動」を推進します。
- 「エコフェスタおかやま」の開催、テレビ、ラジオ、新聞等による啓発やポスターコンクールなどのPR活動を実施し、全県的なリサイクル運動を推進します。
- 事業系ごみを多量に排出する事業者は、自ら処理計画を作成し、減量化・資源化に取り組んでいくものとし、市町村はそれを積極的に指導するよう、県は助言・技術的援助を行います。

(2) リサイクル関連法に対する理解と協力

各市町村においては、分別収集計画に基づいて、容器包装廃棄物の分別収集が進められていますが、分別が不十分な場合は、再生利用が効率的に行えず、コストの増大を招くおそれがあるため、分別排出への協力は非常に重要なものとなります。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に加えて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が平成17年1月に完全施行され、使用済自動車に対するリサイクル料金の支払い義務が生じています。

- 市町村において、第4期分別収集計画（平成18年度～22年度）に沿った容器包装廃棄物の分別収集が円滑に促進されるよう、県は市町村に対し技術的援助を行います。
- 家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、対象廃家電、使用済自動車の適正なりサイクルが推進されるよう、県は市町村とともに、消費者・事業者に対して必要な啓発を行います。

2 排出抑制と循環的利用の推進

(1) 目標設定による排出抑制等の推進

国の基本方針や本計画には一般廃棄物の目標を掲げています。今後は、各市町村において、これら目標を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標を設定し、県民・事業者・市町村が協力して、目標達成に向けた取組みを実施していくことが重要となります。

- 一般廃棄物処理計画の策定（改訂）及び目標値の設定によって関係者の具体的な行動や目標等が明らかとなり、ごみの排出抑制やリサイクルが一層推進できることから、県は市町村における一般廃棄物処理計画の策定を助言していくとともに、技術的な援助に努めます。
- 増加傾向にある事業系ごみについて、県は市町村と連携して、調査・分析を行います。

(2) 総合的な推進体制の強化

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するため、県は各種制度の確立や体制づくりを進めてきたところです。今後は、既存の体制・制度を活用するとともに、新たな体制・制度の構築に向けた取組みが必要です。

- 県は、市町村、流通販売事業者等との連携の強化、各種イベントの開催や新聞、ラジオ等のマスメディアを通じての住民啓発等、総合的な推進体制の強化に努めます。

(3) 事業者（製造事業者、流通販売事業者、資源回収事業者）の取組み推進

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するためには、事業者の協力が不可欠であり、事業者はこれらの取組みが自らの社会的責任であるとの認識のもと、リサイクルしやすい製品の開発、自らのリサイクル活動、再生品の利用促進等に努める必要があります。

- 県は、市町村とともに、各事業者に対して次のような取組み要請を行います。
 - ①製造事業者は、ごみの発生が少ない製品やリサイクルしやすい製品の製造に努めるとともに、その容器包装についても最小限に抑えるよう努める。
 - ②流通販売事業者は、商品の販売に係る容器包装を最小限に抑えるよう努め、可能な場合は無包装、それができない場合でも極力簡易包装に努めるとともに、資源回収への積極的な協力、排出量を増加させないような商品の販売、再生品の販売拡大に向けた積極的な取組みを行う。
また、排出者が環境に配慮した消費活動が実践できるような商品・情報の提供に努める。
 - ③製造業者、流通販売業者は、製品・商品の輸送に当たっては、繰り返し使える容器等の使用に努める。
 - ④資源回収事業者は、行政と連携して資源回収ルートの形成や拡大に努める。

(4) マイバッグ運動の推進

マイバッグ運動は、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、県民一人ひとりが、ごみ減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す機会とする運動で、身近に取り組めるごみ減量化に向けた実践活動です。

○産学官で構成する「ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」において、マイバッグ持参運動など実践的な取組みを展開します。

①消費者のマイバッグ運動の具体的な行動例

- ・買い物の際には買い物袋を持参する。
- ・過剰包装は辞退する。
- ・スーパー等のレジ袋を辞退する。 等

②事業者の行動例

- ・簡易包装（可能な場合は無包装）に努める。
- ・広告や店内放送で、消費者に買い物袋持参を呼び掛ける。
- ・レジ袋辞退者への特典措置を実施する。 等

③行政の行動例

- ・岡山エコ事業所をはじめとする流通販売業者に対し、簡易包装（可能な場合は無包装）を推奨し、消費者への情報提供に努める。

(5) 家庭から排出される不用品等の利活用の促進

家庭から排出されるごみの中には、低価格あるいは無料であれば他の家庭で利用されるものも多いことから、家庭から排出される不用品等の利活用を促進するための情報を提供するシステムを整備、運営します。

○循環資源に関する情報を網羅したデータベース機能と環境に関する情報の受発信機能を備えた循環資源情報提供システムを岡山県循環資源総合情報支援センター（財団法人岡山県環境保全事業団）に構築し、インターネット等による情報の受発信の充実強化に努めます。

○家庭から排出される不用品の有効利用を図るため、インターネットによる不用品の交換サイト及びフリーマーケットの開催情報を提供する「おかやまりサイクル・もって一ネット」を整備し、県民の利用促進を図ります。

(6) 経済的手法の導入検討

ごみ処理の有料化は、一定の減量効果が確認されており、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化やごみ問題に対する県民・事業者の意識改革にもつながることになります。

○県は、市町村に対して、ごみ処理の有料化の積極的な検討を求めていくとともに、有料化の方法などに関する情報提供を行います。

(7) 再生品等の使用促進

再生品の使用促進を図るためには、事業者の協力が不可欠であり、それらを県民・事業者へ広くPRしていくことが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。

- リサイクル製品の需要を喚起するため、再生品の使用促進に関する指針の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」の種類や品目の拡充に努め、再生品等の普及を図ります。
- 「岡山県エコ製品」については、県ホームページや各種広報媒体を活用して、県民や事業者に対し積極的にPRするとともに、イベントや展示会において紹介するなど使用促進を図ります。また、県内外で開催される展示会、商談会等への出展に対して助成を行います。
- 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、率先してグリーン購入に取り組みます。また、県下の市町村、事業者等と連携を図り、その普及啓発に努めます。

(8) 溶融スラグの利用促進

市町村においては、高温で焼却残渣を溶融する機能を持つ溶融施設の整備が進んでいます。この溶融施設から発生する溶融スラグについては、JIS規格を遵守することにより土木資材等として再生利用することが可能です。溶融スラグの再生利用は、リサイクルの推進はもとより、最終処分量の削減にもつながるため、積極的に推進していく必要があります。

- 県は、溶融スラグの利用促進を図るとともに、市町村や事業者に助言・技術的援助を行います。

(9) 集団回収活動の推進

自治会や学校等で実施されている集団回収活動は、再生利用の推進のほか、環境教育の場としても重要な役割を担っていることから、市町村は実施団体に対して積極的な支援を行っていく必要があります。

○県は、市町村に対し、集団回収活動に対する支援の拡充などによって活動を活性化させるよう、助言・技術的援助を行います。

(10) 生ごみの自家処理の推進

多くの市町村で、家庭用生ごみ処理容器の購入に対する助成が行われているところです。生ごみについては、各家庭で自家処理することによる排出抑制効果が高いことから、生ごみの適正な自家処理について推進していく必要があります。

○県は、市町村に対し、家庭用生ごみ処理容器の購入補助や普及・啓発活動等の推進による排出抑制について助言・技術的援助を行います。

(11) B D F 事業等への支援

使用済み天ぷら油などを回収し、軽油の代替燃料として利用する取組みが始まっています。この代替燃料をB D F（バイオディーゼルフェューエル）といい、天然資源の消費抑制や温室効果ガスの排出抑制に有効であると言われています。

また、生ごみや木質系廃棄物（剪定ごみ等）のバイオマスについても、循環的に利活用が図られるよう、検討する必要があります。

○県は、B D Fやバイオマスに関する情報を市町村に提供するとともに、市町村がB D Fやバイオマスへの取組みを推進しようとする際、助言・技術的援助を行います。

(12) 食品リサイクル法への対応

平成13年に施行された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）は、食品廃棄物の「発生の抑制」、「再生利用」、「減量」に取り組むことを求めています。食品関連事業者は、その中心的な役割を担います。

○国は、目標達成状況が低調であることから制度の見直しについて検討を行っており、県は、その動向を踏まえながら、食品リサイクルに取り組むこととします。

3 適正処理の推進

(1) 再生・処理システムの見直し

循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることをできるだけ抑制するとともに適正に循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を促進し、循環的な利用が行われないものについては適正に処分することを規定しています。したがって、再生・処理システムにおいては、この考え方を念頭に置いた取組みを推進する必要があります。

一般廃棄物の処理責任を負う市町村にあっては、廃棄物処理システムを循環型社会の概念に適したものに変わっていくとともに、県民の廃棄物処理に対する不安を解消していくため、安全で信頼性の高い処理技術を導入していく必要があります。

また、産業廃棄物の処理を適正に行うことができない地域にあっては、一般廃棄物と併せて処理できる廃棄物については、設備の整った一般廃棄物処理施設での処理について検討し、地域全体での環境保全に努める必要があります。

- 排出されたものはできるだけリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）し、資源として使用できないものは熱回収する等、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、適正に循環的な利用及び処分に取り組んでいくものとします。
- 特に市町村においては、ごみ処理施設の整備に当たって新処理技術の導入により、より高度な資源化等のできる施設を導入して、最終処分量をできるだけ減らすとともに、環境保全対策に配慮した安全で信頼性の高い処理技術の導入促進を図ることとし、県はその施設整備に当たって情報提供、市町村間の調整その他の技術的援助を行います。
- 市町村は、ごみ処理施設の処理方式や能力等を勘案し、自区内の中小企業から発生した産業廃棄物のうち、一般廃棄物と併せて処理することが可能なもので地域の環境保全上、必要と認められる場合は、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則のもと、適正な費用を徴収しながら産業廃棄物を併せ処理することを検討するものとし、県は必要な助言・技術的援助を行います。

(2) ダイオキシン類排出の削減とばく露防止

ダイオキシン類については、対策を推進したことにより、一定の成果が上がっています。今後は、施設の集約化・高度化による更なる削減に向けた取組みが必要です。

- 市町村によるごみ処理施設の整備に当たっては、ごみ処理広域化計画に沿って、ダイオキシン類の環境への排出を可能な限り抑制できる技術を導入するなど、ダイオキシン類の削減に積極的に取り組むよう助言します。
- 市町村、一部事務組合のごみ焼却施設の運転、点検、解体作業に当たって、県は「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を遵守するよう助言するとともに、除染物の適正処理確保に向けた助言・技術的援助を行います。

(3) 取扱いに留意を要する廃棄物への対応

家庭用品の一部に、アスベストを含有する製品があることが判明しています。このようなアスベスト製品については、処理の段階における飛散が懸念されるため、適切な情報を県民に提供し、市町村はその処理を行う際、十分に留意する必要があります。

また、在宅医療の広がりに伴って、一般家庭から使用済み注射針や点滴用容器等の医療廃棄物が排出されるようになってきています。このような在宅医療廃棄物は、原則として「一般廃棄物」として市町村が処理することになりますが、その際、針刺し事故や感染の危険があることから、市町村においては取扱いを明確にする必要があります。

このほか、廃乾電池、廃蛍光灯等の有害性のごみについて、環境への負荷を極力減少させる観点から、分別処理を望む意見があります。

- 県は、県民、市町村に対して、アスベスト含有家庭用品を廃棄及び処理する際の留意事項がまとめられた「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」の周知徹底を図ります。
- 県は、在宅医療廃棄物の取扱いについて基本ルールを市町村が整備するよう、助言・技術的援助を行っていきます。また、医療機関等への協力要請なども併せて行います。
- 県は、市町村が行う有害性ごみの分別処理実施のあり方の検討について、助言・技術的な援助を行います。

(4) 廃プラスチック類の適正処理

リサイクルを推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、国の基本方針（平成17年5月26日改正）において、「最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。」とされています。

- 県は、市町村における廃プラスチック類の処理について、当該市町村の事情を踏まえた上で適切な助言・技術的援助を行います。

(5) 埋立対象物の自区内処理

一般廃棄物の処理は、自区内処理の原則に基づき自区内で処理されることが社会的合意事項となっています。本原則に基づき、ごみ焼却施設から生じる焼却灰等を県外民間業者に委託処分している市町村については、自区内処理体制を早急に整備する必要があります。

○ごみ処理広域化計画に基づく処理体制の整備について助言・技術的援助を行うとともに、広域化の過渡期における緊急処理として、平成 15 年度から実施している焼却灰・飛灰の県内の民間熔融処理施設・最終処分場を活用した処理体制を継続・推進します。なお、焼却灰以外の民間処分場の活用については、検討を進めます。

(6) 不法投棄等の不適正処理の防止

不法投棄等の環境犯罪は、地域の環境保全に悪影響を及ぼすことから、防止策を講じるとともに、早期発見できるシステムを構築することが必要です。

○県は、市町村が取り組んでいる不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制について、必要な助言・技術的援助を行います。

(7) 災害時の廃棄物処理体制の整備

近年、台風や地震などによる災害が多発しており、災害廃棄物の処理が大きな課題となっています。地域住民の生活環境を速やかに回復するためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要です。

○災害発生時における災害廃棄物を適正に処理するため、国から「震災廃棄物対策指針」、「水害廃棄物対策指針」が示されています。県は、これらの指針に基づき、市町村が「災害廃棄物処理計画」を策定するよう助言するとともに、市町村の計画策定を技術的に援助します。

○災害廃棄物処理は、単独市町村では困難な場合があるため、市町村間の広域的な連携体制が確保されるよう、県は、各市町村の災害廃棄物処理計画を考慮しながら、市町村に対して情報提供や助言等を行うとともに、社団法人岡山県産業廃棄物協会等との協力体制の活用を図ります。

(8) 海ごみ対策のあり方

近年の漂流、漂着等した海ごみによる環境・景観の悪化、漁業被害等が問題になっており、国が広域的な検討を始めたところですが、県レベルでの対策のあり方について、検討が求められる状況になっています。

○県は、国の検討状況や方向性を勘案して、関係市町村等との協議を行いながら、海ごみの実態の調査、排出抑止策及び処理体制についての検討会の必要性について、検討します。

4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

(1) ごみ処理広域化計画を踏まえた施設整備の促進

環境負荷の低減や効率的な廃棄物処理を目的として、県は平成10年3月にごみ処理広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進してきたところです。この度、状況の変化を考慮して、新たなごみ処理広域化計画の策定を行ったところであり、循環型社会を形成するための基盤となる施設の整備を今後も推進していく必要があります。

- ごみ処理広域化計画の具体化に向けて協議を進めている「市町村ブロック別協議会」における協議について、十分な研究と協議が深められるよう、県は積極的に助言・技術的援助を行います。
- ごみ処理広域化計画に基づき、市町村ブロック別協議会において、広域処理の拠点となるごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場等の基盤的施設の整備を推進していくものとし、加えて、より高度な発電、公共施設の給湯、冷暖房、施設園芸等に利用するための熱回収、バイオガスの回収、省エネ等、エネルギーが有効利用できる施設が整備されるよう、県は積極的に助言・技術的援助を行います。また、PFIによる事業展開も含めて、最適な事業形態の選択が行われるよう助言を行います。
- 市町村が廃棄物処理施設を整備するに当たり、国からの財政支援制度として、平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度が有効に活用されるよう、市町村に周知を図ります。また、活用には、市町村から循環型社会形成推進地域計画の作成について国とともに協議を受け、助言・技術的援助を行います。

(2) し尿処理施設の整備促進

生活環境の改善と公共用水域の水質保全の観点から、今後の県下の下水処理施設整備を積極的に推進する必要があることから、県は県下全域において均衡ある污水处理施設整備を図るための長期的な指針として「クリーンライフ100構想」を策定しています。

また、し尿処理施設の整備に当たっては、し尿、浄化槽汚泥のほかに生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源回収を行う「汚泥再生処理センター」の整備が全国で推進されています。

- 県は、市町村においてクリーンライフ100構想を踏まえた各污水处理施設の整備事業（下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業）が促進されるよう助言を行います。
- 今後、市町村がし尿、浄化槽汚泥の処理施設の整備を行う場合は、汚泥再生処理センターとして整備し、できる限り資源回収が図られるよう、県は市町村の事情を踏まえた上で適切な助言・技術的援助を行います。

5 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 情報提供の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有等の面から、各主体における情報の共有は重要な課題となっています。多くの情報を分かりやすい表現で県民や事業者伝えていくことが重要です。

○岡山県循環資源総合情報支援センターでは、インターネット等を活用した情報の受発信を行います。

①企業間における循環資源に関する情報交換

②事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報提供

③循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供

(2) 環境教育・環境学習の推進

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

○岡山エコタウンプランに掲げる環境教育・環境学習を促進するため、県民、環境団体等が集い、環境学習ができる循環型環境情報・学習プラザ（仮称）を設置し、NPO等環境活動団体と協働して環境学習に取り組めます。

○循環型社会の形成推進のためには、行政、県民、事業者が一体となり、地域社会をあげて環境保全に取り組むことが重要であることから、排出抑制やリサイクル品の利用促進など、身近なことから自発的に地球環境問題や環境保全などの具体的な行動ができる「環境県民」を育成します。

○行政と地域コミュニティ、地域住民等が協働して環境学習に取り組み、地域での環境配慮型ライフスタイルへの転換を促進します。

○小中学校の児童生徒を対象に教材を使用した学習と実践行動を通じた継続的な環境学習を行い、その成果を周囲の教職員、家庭等に波及させるなど効果的な環境学習を推進します。

(3) 一般廃棄物処理コスト分析の推進

一般廃棄物処理事業に係るコストの分析方法については統一的なものがなく、コスト分析を行っている市町村においてもコスト計算の方法、範囲等は一致していない状況です。循環型社会の形成を推進していくためには基礎情報として、標準化された分析方法に従い、各市町村の一般廃棄物処理事業コストを開示していくことが望ましく、国において、その標準的な分析方法の検討が進められています。

○県は、市町村に対し、標準的分析方法に基づく一般廃棄物処理コスト分析が実施されるよう助言・技術的援助を行います。

第4章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の現状と課題

1 排出量の現状

平成16年度における岡山県内の産業廃棄物の排出量は、6,977千トン（農業を除き、特別管理産業廃棄物を含む。）となっています。排出量の推移をみると、平成9年度以降おおむね7,000千トンで推移しています。

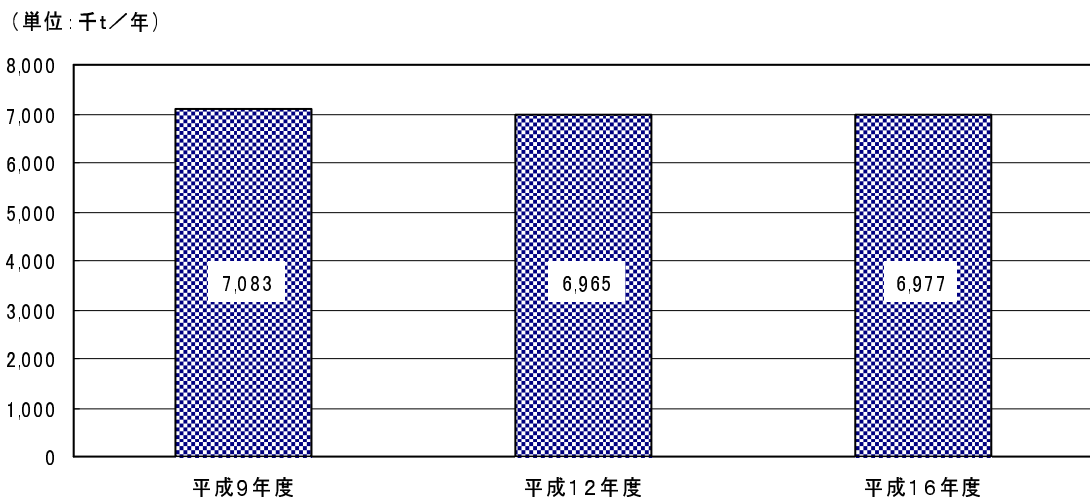


図 4-1-1 産業廃棄物排出量の推移

(1) 産業廃棄物の排出量

① 種類別排出量

平成16年度の排出量を種類別にみると、汚泥が4,133千トン（排出量の59.2%）で最も多く、次いでがれき類が1,004千トン（同14.4%）、ばいじんが478千トン（同6.8%）、鉱さいが458千トン（同6.6%）、廃プラスチック類が194千トン（同2.8%）等となっており、この5種類で全体の89.8%を占めています。

平成12年度に比べると、ばいじん（鉄鋼業）、汚泥（非鉄金属製造業、化学工業）が減少しているものの、鉱さい（鉄鋼業）、廃プラスチック類（化学工業、卸・小売業）、がれき類（建設業）が増加し、排出量全体としてはおおむね同水準となっています。

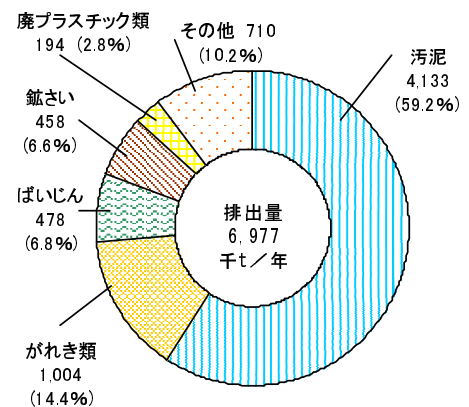


図 4-1-2 種類別排出量

表 4-1-1 種類別排出量の比較

(単位:千t/年)

種 類	平成12年度		平成16年度		増減率 (%)
		構成比(%)		構成比(%)	
合 計	6,965	100.0	6,977	100.0	0.2
汚 泥	4,285	61.5	4,133	59.2	-3.5
が れ き 類	906	13.0	1,004	14.4	10.8
ば い じ ん	850	12.2	478	6.8	-43.8
鉱 さ い	333	4.8	458	6.6	37.5
廃プラスチック類	94	1.3	194	2.8	106.4
そ の 他	497	7.2	710	10.2	42.9

② 業種別排出量

排出量を業種別にみると、製造業が4,185千トン（排出量の60.0%）で最も多く、次いで建設業が1,245千トン（同17.8%）、電気・水道業が1,161千トン（同16.6%）、鉱業が263千トン（同3.8%）等となっており、この4業種で全体の98.2%を占めています。

平成12年度と比べると、この4業種では製造業を除く業種が増加しています。

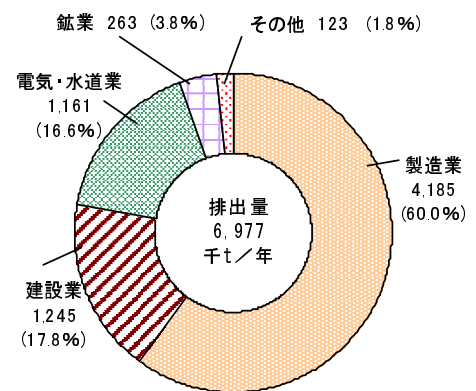


図 4-1-3 業種別排出量

表 4-1-2 業種別排出量の比較

(単位:千t/年)

業 種	平成12年度		平成16年度		増減率 (%)
		構成比(%)		構成比(%)	
合 計	6,965	100.0	6,977	100.0	0.2
製 造 業	4,667	67.0	4,185	60.0	-10.3
建 設 業	1,043	15.0	1,245	17.8	19.4
電 気 ・ 水 道 業	1,040	14.9	1,161	16.6	11.6
鉱 業	178	2.6	263	3.8	47.8
そ の 他	37	0.5	123	1.8	232.4

(2) 特別管理産業廃棄物の排出量

平成16年度における特別管理産業廃棄物の排出量は87.5千トン（産業廃棄物量の内数）となっています。

特別管理産業廃棄物の排出量を種類別にみると、特定有害産業廃棄物（主にばいじん）が43.5千トン（排出量の49.7%）で最も多く、次いで、廃油が25.6千トン（同29.3%）、廃アルカリが9.6千トン（同11.0%）、感染性廃棄物が4.7千トン（同5.4%）、廃酸が4.2千トン（同4.6%）となっています。また、業種別では、製造業が82.6千トン（同94.4%）で、その大部分を占めています。

表 4-1-3 特別管理産業廃棄物の推移

(単位:千t/年)

区分	平成12年度		平成16年度		増減率(%)
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	
産業廃棄物	6,965	100.0	6,977	100.0	0.2
特別管理産業廃棄物	89.9	1.3	87.5	1.3	-2.7

(注)特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の内数

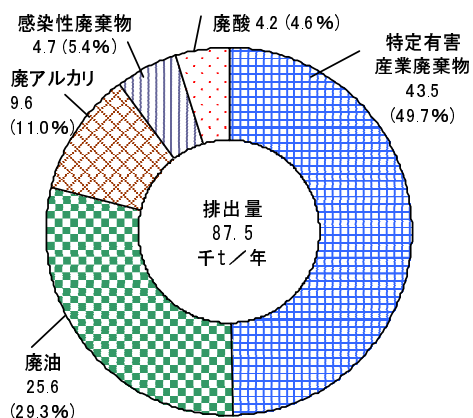


図 4-1-4 種類別排出量

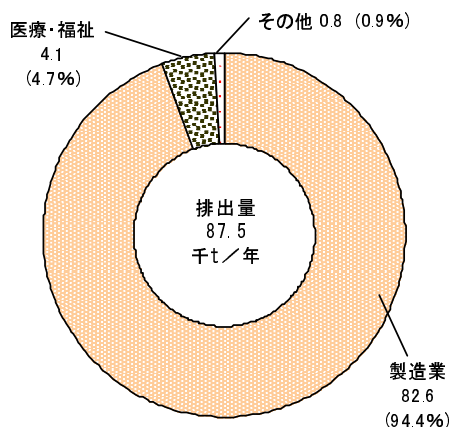


図 4-1-5 業種別排出量

2 処理の現状

岡山県内で生じた産業廃棄物の排出量6,977千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量は3,530千トン（排出量の50.6%）、再生利用量は748千トン（同10.7%）で、これらを除いた搬出量（処理を目的に事業場等から搬出した産業廃棄物量）は2,699千トン（同38.7%）です。

搬出量のほとんどは処理業者等によって処理（委託処理量：2,625千トン）されており、委託処理後の内訳をみると、委託減量化量が268千トン（委託処理量の10.2%）、委託再生利用量が1,911千トン（同72.8%）、委託最終処分量が446千トン（同17.0%）となっています。なお、排出事業者自らによる最終処分量は64千トン、保管量は10千トンです。

以上、産業廃棄物の排出量及び処理の流れをまとめると、排出量6,977千トンは、脱水や焼却等の中間処理によって3,798千トン（排出量の54.4%）が減量化され、2,659千トン（同38.1%）が再生利用されており、結果的に510千トン（同7.3%）が埋立てによって最終処分されています。

一方、特別管理産業廃棄物の処理状況は、図4-1-7のとおりです。

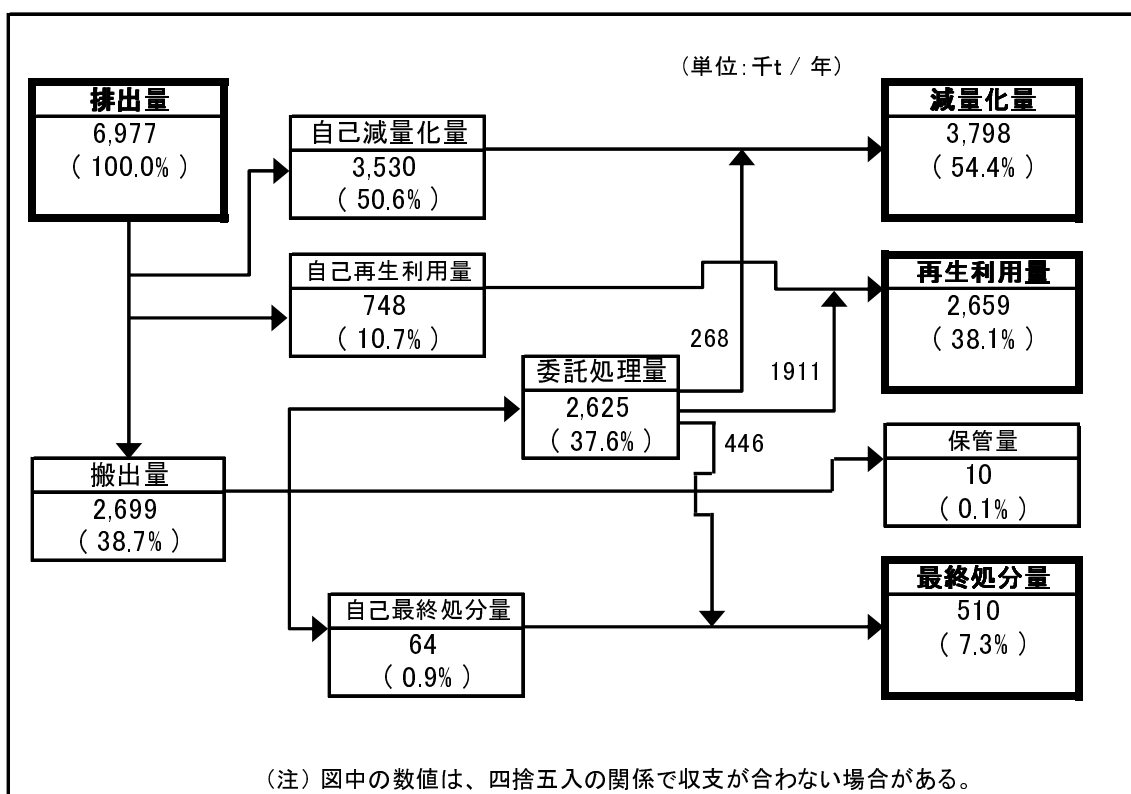


図 4-1-6 産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

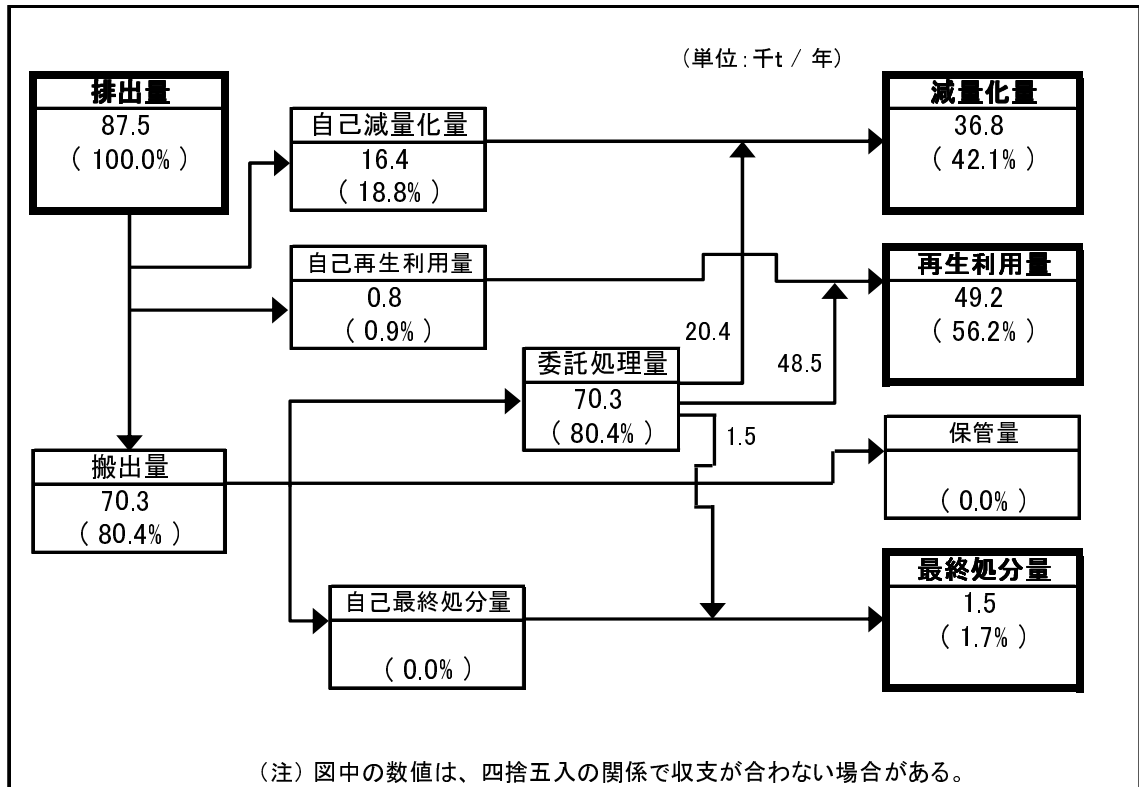


図 4-1-7 特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

(1) 中間処理による減量化の現状

中間処理によって減量化された量は、県全体で3,798千トン、これを種類別にみると、汚泥が3,476千トン（減量化量の91.5%）で大部分を占めており、以下、廃プラスチック類が107千トン（同2.8%）、廃油が76千トン（同2.0%）、木くずが38千トン（同1.0%）等となっています。

また、業種別にみると、製造業が2,494千トン（同65.7%）で最も多く、次いで電気・水道業が1,018千トン（同26.8%）、鉱業が192千トン（同5.1%）等となっています。

表 4-1-4 減量化量の推移

(単位: 千t/年)

項 目	平成12年度		平成16年度		増減率 (%)
	減量化量	構成比(%)	減量化量	構成比(%)	
減 量 化 量	3,889	100.0	3,798	100.0	-2.3
自 己 減 量 化 量	3,710	95.4	3,530	92.9	-4.9
委 託 減 量 化 量	179	4.6	268	7.1	49.7

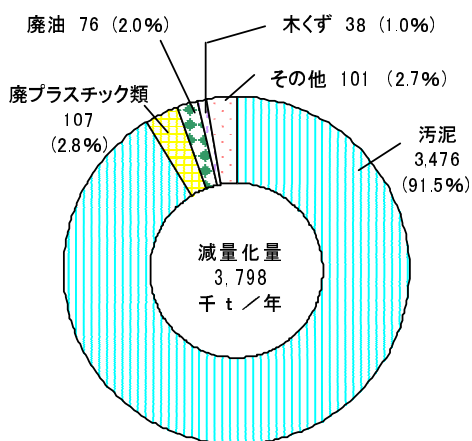


図 4-1-8 種類別減量化量

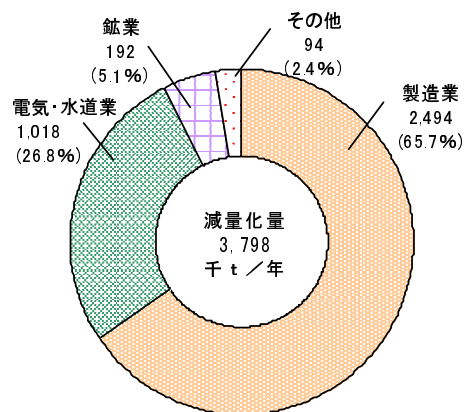


図 4-1-9 業種別減量化量

(2) 再生利用の現状

再生利用された量は、県全体で 2,659 千トン、これを種類別にみると、がれき類が 950 千トン(再生利用量の 35.7%)で最も多く、次いで汚泥が 483 千トン(同 18.2%)、ばいじんが 380 千トン(同 14.3%)、鉱さいが 351 千トン(同 13.2%)、金属くずが 180 千トン(同 6.8%)等となっています。

業種別でみると、製造業が 1,385 千トン(同 52.1%)で最も多く、次いで建設業が 1,094 千トン(同 41.1%)、電気・水道業が 84 千トン(同 3.2%)等となっています。

表 4-1-5 再生利用量の推移

(単位:千t/年)

区 分	平成12年度		平成16年度		増減率 (%)
	再生利用量	構成比(%)	再生利用量	構成比(%)	
再生利用量	2,057	100.0	2,659	100.0	29.3
自己再生利用量	991	48.2	748	28.1	-24.5
委託再生利用量	1,067	51.8	1,911	71.9	79.1

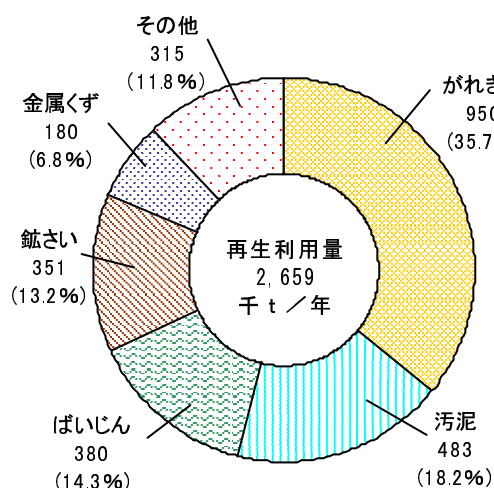


図 4-1-10 種類別再生利用量

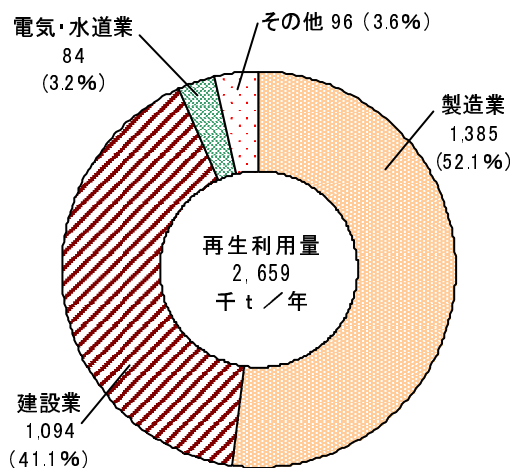


図 4-1-11 業種別再生利用量

(3) 最終処分現状

最終処分された量は、県全体で 510 千トンとなっています。

最終処分量を処理主体別にみると、排出事業者による自己最終処分量が 64 千トン（最終処分量の 12.5%）、処理業者等による委託最終処分量が 446 千トン（同 87.5%）となっており、最終処分量の 8 割以上は委託最終処分となっています。これを平成 12 年度と比べると、再生利用の増加に伴い、自己最終処分量、委託最終処分量ともに大幅に減少しています。

最終処分量を種類別にみると、汚泥が 174 千トン（同 34.1%）で最も多く、次いで鉱さいが 97 千トン（同 19.0%）、ばいじんが 64 千トン（同 12.5%）、がれき類が 54 千トン（同 10.6%）、廃プラスチック類が 50 千トン（同 9.8%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 35 千トン（同 6.9%）、その他が 36 千トン（同 7.1%）等となっています。

また、業種別では、製造業が 296 千トン（同 58.0%）で最も多く、次いで建設業が 97 千トン（同 19.0%）、電気・水道業が 59 千トン（同 11.6%）等となっています。

表 4-1-6 最終処分量の推移

(単位:千t/年)

項目	平成12年度		平成16年度		増減率 (%)
	量	構成比(%)	量	構成比(%)	
最終処分量	1,005	100.0	510	100.0	-49.3
自己最終処分量	173	17.2	64	12.5	-63.0
委託最終処分量	832	82.8	446	87.5	-46.4

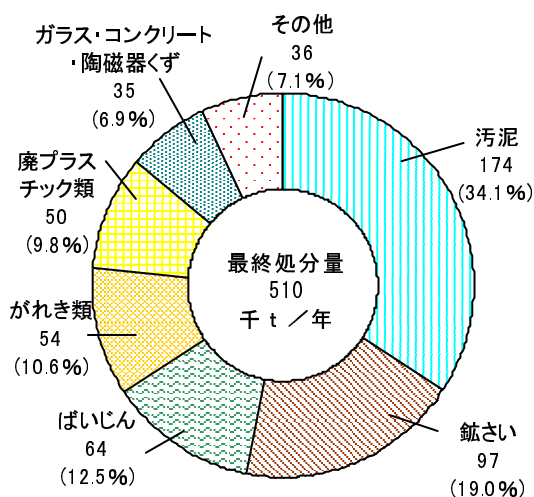


図 4-1-12 種類別最終処分量

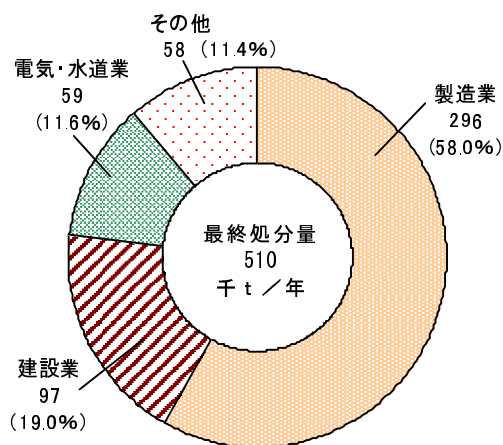


図 4-1-13 業種別最終処分量

3 広域移動の現状

(1) 県外への搬出状況

平成16年度における県内の産業廃棄物の排出量は6,977千トン、このうち県外へ搬出され、処理されたもの（県外搬出量）は510千トンで、排出量の7.3%となっています。県外搬出量の処理状況をみると、中間処理が506千トン（県外搬出量の99.2%）で大部分を占めており、最終処分は4千トン（同0.8%）となっています。

平成12年度と比較すると、中間処理目的の搬出量が大幅に増加していますが、506千トンの大部分（477千トン）は、セメント原燃料や路盤材等にリサイクルされています。また、最終処分目的の搬出量は減少しています。

表 4-1-7 県外搬出量の処理状況 (単位:千t/年)

区 分		平成12年度	平成16年度
処理内訳	中間処理	177	506
	最終処分	13	4
	合計	190	510
種類内訳	鉱さい	15	175
	ばいじん	78	113
	汚泥	39	50
	がれき類	21	49
	廃プラスチック類	9	37
	廃油	11	30
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1	17
	その他	16	39
	合計	190	510

(注)平成16年度は、平成17年度に実施した産業廃棄物実態調査結果をもとに集計したものである。

また、種類別にみると、鉱さいが175千トン（同34.3%）で最も多く、以下、ばいじんが113千トン（同22.2%）、汚泥が50千トン（同9.8%）、がれき類が49千トン（同9.6%）、廃プラスチック類が37千トン（同7.3%）、廃油が30千トン（同5.9%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが17千トン（同3.3%）等となっています。

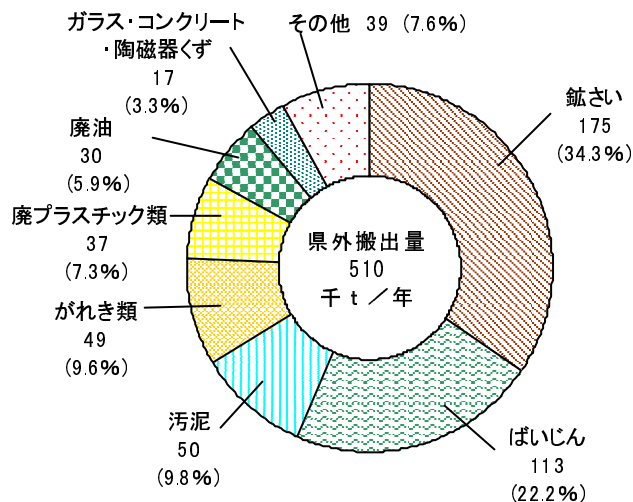


図 4-1-14 種類別の県外搬出量

(2) 県内への搬入状況

平成16年度に県内に搬入され、処理された産業廃棄物量（県内搬入量）は709千トンとなっており、県外搬出量（510千トン）に比べ、1.39倍となっています。

県内搬入量の処理状況をみると、中間処理は333千トン（県内搬入量の47.0%）、最終処分は376千トン（同53.0%）となっています。

平成12年度と比較すると、中間処理、最終処分ともに増加しています。

表 4-1-8 県内搬入量の処理状況 (単位:千t/年)

区 分		平成12年度	平成16年度
処理内訳	中間処理	257	333
	最終処分	169	376
	合計	426	709
種類内訳	廃プラスチック類	145	137
	汚泥	90	126
	がれき類	35	90
	ばいじん	-	68
	廃油	31	52
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	2	51
	鉱さい	13	45
	廃アルカリ	34	42
	その他	76	98
	合計	426	709

(注)産業廃棄物処分実績報告書をもとに集計したものである。

また、種類別にみると、廃プラスチック類が137千トン（同19.3%）で最も多く、以下、汚泥が126千トン（同17.8%）、がれき類が90千トン（同12.7%）、ばいじんが68千トン（同9.6%）、廃油が52千トン（同7.3%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが51千トン（同7.2%）、鉱さいが45千トン（同6.3%）、廃アルカリが42千トン（同5.9%）等となっています。

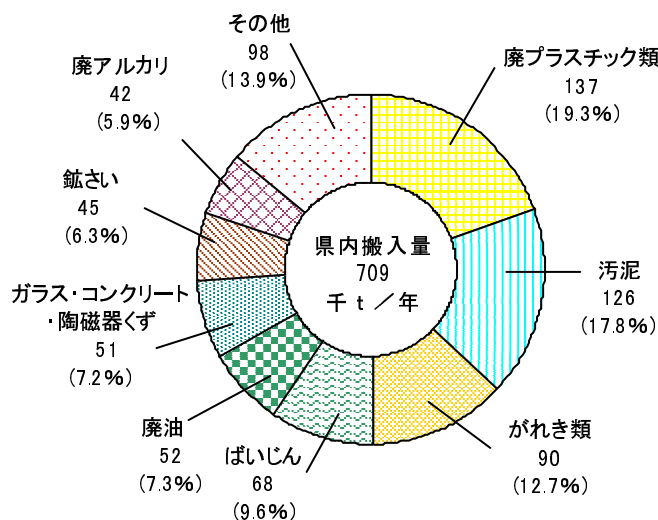


図 4-1-15 種類別の県内搬入量

4 産業廃棄物処理施設等の状況

(1) 処理業の許可状況

平成17年度末現在の処理業の許可件数は、県全体で8,723件（産業廃棄物処理業：7,857件、特別管理産業廃棄物処理業：866件）となっています。

平成13年度以降の許可件数の推移をみると、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物ともに増加傾向を示しており、業の区分では、いずれも収集運搬業の増加が顕著です。

表 4-1-9 産業廃棄物処理業の許可状況

(単位:事業者数)

産業廃棄物処理業の区分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
産業廃棄物	収集運搬業	4,924 (2,960)	5,227 (3,088)	5,177 (2,895)	6,263 (3,956)	7,482 (5,085)	
	処 分 業	中間処理	245 (131)	279 (147)	293 (151)	344 (200)	347 (207)
		最終処分	19 (10)	18 (11)	14 (8)	14 (8)	14 (8)
		中間処理・最終処分	12 (7)	12 (7)	14 (9)	14 (9)	14 (9)
	小 計	5,200 (3,108)	5,536 (3,253)	5,498 (3,063)	6,635 (4,173)	7,857 (5,309)	
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	591 (360)	598 (368)	559 (324)	710 (468)	846 (581)	
	処 分 業	中間処理	18 (13)	18 (13)	15 (11)	17 (13)	17 (13)
		最終処分	2 (1)	2 (1)	3 (2)	3 (2)	3 (2)
		中間処理・最終処分	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小 計	612 (375)	619 (383)	577 (337)	730 (483)	866 (596)	
合 計		5,812 (3,483)	6,155 (3,636)	6,075 (3,400)	7,365 (4,656)	8,723 (5,905)	

(注) ()は、岡山市及び倉敷市の事業者数(内数)を示す。

(2) 処理施設の設置状況

平成 17 年度末現在の処理施設の設置数は、県全体で 457（中間処理施設：409、最終処分場：48）、施設の種類の種類では木くず、がれき類の破碎施設が 198 で最も多く、以下、汚泥の脱水施設が 64、産業廃棄物の焼却施設が 48 等となっています。

平成 13 年度以降の施設数の推移をみると、木くず、がれき類の破碎施設や廃プラスチック類の破碎施設は増加していますが、その他の施設ではいずれも概ね横ばい、あるいは減少しています。なお、脱水施設及び焼却施設が大幅に減少しているのは、脱水施設は工場プラントに組み込まれた施設の廃棄物処理法の適用関係を明確にしたこと、焼却施設は排出されるダイオキシン類削減のため平成 14 年 12 月から構造基準等が強化されたことに起因しています。

なお、県内における最終処分場の残存容量については、平成 16 年度末現在で 3,521 千 m³、最終処分場の残余年数では約 4 年となっています。

表 4-1-10 産業廃棄物処理施設の設置状況

(単位:施設数)

施設の区分	施設の種類の	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
中間処理施設	汚泥の脱水施設	138 (87)	136 (87)	138 (91)	146 (99)	64 (44)
	汚泥の乾燥施設	9 (4)	10 (4)	11 (4)	11 (4)	9 (3)
	汚泥の焼却施設	16 (14)	17 (15)	17 (15)	18 (16)	17 (15)
	廃油の油水分離施設	10 (7)	11 (7)	11 (7)	11 (7)	6 (4)
	廃油の焼却施設	16 (11)	14 (12)	14 (12)	16 (14)	15 (13)
	廃酸・廃アルカリの中和施設	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
	廃プラスチック類の破碎施設	22 (13)	25 (14)	26 (15)	37 (26)	34 (24)
	廃プラスチック類の焼却施設	25 (14)	16 (11)	16 (11)	16 (12)	15 (11)
	木くず、がれき類の破碎施設	126 (47)	136 (53)	157 (62)	187 (96)	198 (111)
	コンクリート固型化施設	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	シアンの分解施設	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	2 (2)
	産業廃棄物の焼却施設	63 (39)	53 (36)	49 (33)	50 (35)	48 (34)
	小計	431 (241)	424 (244)	445 (255)	498 (314)	409 (261)
最終処分場	安定型処分場	33 (18)	33 (18)	33 (19)	31 (19)	31 (19)
	管理型処分場	19 (5)	17 (5)	17 (5)	17 (5)	17 (5)
	小計	52 (23)	50 (23)	50 (24)	48 (24)	48 (24)
合計	483 (264)	474 (267)	495 (279)	546 (338)	457 (285)	

(注) ()内は、岡山市及び倉敷市の施設数(内数)を示す。

表 4-1-11 最終処分場の残余年数の推計

(平成16年度末)

区 分	最終処分量 (千t/年) A	残存容量 (千 m ³) B	残余年数 (年) B/A
県内の最終処分場	888	3,521	4.0

(注) 1 t と m³ の換算比を 1 とする。

2 最終処分量は、県外から搬入される産業廃棄物を含む。

5 監視指導等の状況

(1) 処理業者等に対する監視・指導

不法投棄や不適正な保管等を防止するため、県が平成17年度に実施した立入検査の件数は1,260件で、その内訳は排出事業者が724件、処理業者が534件、公共団体が2件となっています。

表4-1-12 立入検査の実施状況

区分	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
立入検査件数		695	905	1,177	1,108	1,260
排出事業者		308	558	657	614	724
処理業者		381	318	504	480	534
公共団体		6	29	16	14	2

(注)表中の件数は、岡山市及び倉敷市は含んでいない。

(2) 不法投棄等の防止対策

県では各県民局・支局において、市町村等関係者と連携して監視指導を実施するとともに、次のような数々の事業により監視網の強化を図り、不法投棄等の防止や早期発見・早期対応に努めています。

① 監視が手薄になる夜間・休日における監視業務の民間委託

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
パトロール回数		214	316	316
不法投棄等報告件数		66	113	83

② 「産業廃棄物監視指導員」の各県民局・支局への配置

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
配置人数		3	6	9
出動回数		555	1,278	1,718

③ 県内の事業者や民間団体との不法投棄発見通報協定の締結

6団体と締結(平成17年度末現在)

④ 知事が委嘱した「不法投棄監視員」(平成17年度:155名)による環境パトロールの実施

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
報告件数		427	403	344

⑤ フリーアクセスの不法投棄110番の設置

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
報告件数		100	92	80

⑥ 不法投棄監視カメラシステムの導入

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
設置か所数		14	22	21

⑦ 産業廃棄物運搬車両の路上検査

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
検査回数		4	4	6
検査台数		60	53	84
うち指導台数		9	9	12

⑧ 小型航空機による上空からの監視

年4回実施

⑨ 不法投棄防止啓発のラジオスポットやリーフレットの配布

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
リーフレット配布部数		約3万	約30万	約30万
ラジオスポット回数		84	200	224

⑩ 不法投棄監視事業を行う市町村への補助

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助市町村数		13	9	12

一方、県内における産業廃棄物の不法投棄については、表 4-1-13 に示すように投棄量では平成 14 年度をピークに減少しています。

表 4-1-13 産業廃棄物の不法投棄件数等の状況

区分	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
投棄件数		10	20	21	21	10
投棄量(t)		1,819	3,830	972	992	625

(注)表中の数値は、1件当たりの投棄量が10t以上のもの(岡山市及び倉敷市を含む)。ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は、10t未満のものも含んでいる。

(3) 県外産業廃棄物の事前協議状況

産業廃棄物の県内への搬入については、「岡山県廃棄物処理法施行細則」に基づき、県外の排出事業者から知事に事前協議を行う制度を設けています。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、発生工程等を記述させるとともに、廃棄物の種類によって公的な測定機関等による有害物質等の分析証明書を添付させ、安全性等の確認を行っています。事前協議の件数については、平成 13 年度以降は減少する傾向にありましたが、平成 17 年度は増加しています。

表 4-1-14 事前協議件数の状況

区分	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
件数		798	663	689	506	754

(4) 不適正処理等の苦情処理状況

県民から寄せられる産業廃棄物の不適正処理等に関する主な苦情内容は、不法投棄、野外焼却、大気汚染、水質汚染等となっています。

県では関係機関と協力して、これらの苦情の解決に努めています。

表 4-1-15 不適正処理等の苦情処理状況

区分	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
件数		210	263	192	157	195

6 第1次計画の目標の達成状況

ここでは、第1次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物処理の目標に対する達成状況を現状の平成16年度実績を用いて評価します。

(1) 第1次計画の目標

① 発生抑制の目標

平成17年度の発生量の目標値を11,007千トンとし、予測値より7.5%削減し、平成9年度の発生量以下を目指す。

② 資源化・減量化の目標

平成17年度の資源化・減量化率の目標値を段階的に引き上げて92.6%を目指す。

③ 最終処分量の目標

平成17年度の最終処分量の目標値を808千トンとし、予測値の18.2%削減し、平成9年度実績の約半分を目指す。

④ 処理体制の整備に関する目標

平成17年度末で最終処分場の整備目標を約3,800千 m^3 とし、5年分の残存容量の確保を目指す。

(2) 達成状況の評価

計画目標の達成状況の評価については、次のとおりです。

① 発生抑制の目標

現状（平成16年度実績）における発生量は12,224千トンで、平成9年度に比べて約10%、平成12年度に比べて約4%増加しています。また、現状は第1次計画における平成17年度予測値（11,899千トン）も超えています。

発生量は増加する傾向にあり、目標は達成しない見通しです。

なお、排出量でみると、現状（平成16年度実績）における排出量は6,977千tであり、平成9年年度に比べて約1%減少、平成12年度に比べてほぼ同程度であり、排出量はおおむね横ばいで推移しています。

※発生量＝排出量＋有償物量（有償物量とは、法律上廃棄物とされていない物で社会状況によっては産業廃棄物となる可能性のあるものをいう。）

② 資源化・減量化の目標

現状（平成16年度実績）における資源化量は7,906千トン（発生量に対する資源化量の割合：資源化率64.7%）、中間処理による減量化量は3,798千トン（発生量に対する減量化量の割合：減量化率31.1%）となっています。

これらを合わせた資源化・減量化率は95.7%で、目標（92.6%）を3.1ポイント上回っており、目標を達成する見通しです。

③ 最終処分量の目標

現状（平成 16 年度実績）における最終処分量は 510 千トン（発生量に対する最終処分量の割合：最終処分率 4.2%）で、目標（808 千トン、最終処分率：7.3%）に対して、量で 298 千トン、率では 3.1 ポイント少なくなっており、目標を達成する見通しです。

表 4-1-16 第 1 次計画の目標と現状

項目		区分	第 1 次計画		現状 平成 16 年度 実績	目標値に対する 現状の比較	
			平成 9 年度 実績	目標年度 平成 17 年度			
				予測値			目標値
発生量	(千t/年)	11,067 (100.0%)	11,899 (100.0%)	11,007 (100.0%)	12,224 (100.0%)	+1,217	
排出量	(千t/年)	7,083	7,203	—	6,977	—	
資源化・減量化量	(千t/年)	9,552 (86.3%)	10,898 (91.6%)	10,186 (92.6%)	11,704 (95.7%)	+3.1ポイント	
最終処分量	(千t/年)	1,498 (13.5%)	988 (8.3%)	808 (7.3%)	510 (4.2%)	-298	

(注) ()内は、発生量に対する割合である。

④ 処理体制の整備に関する目標

最終処分場の残余年数は平成 16 年度末で 4 年であり、平成 17 年度末の目標である 5 年分の確保は達成しない見通しです。なお、現在、倉敷市水島沖において公共関与による最終処分場の施設整備を進めており、平成 21 年度の埋立開始（第 1 期分：埋立量 240 万 m³）に向けて建設計画の進捗を図っているところです。

7 産業廃棄物処理に関する課題

(1) 排出抑制と資源化の促進

産業廃棄物の発生量は景気回復の影響を受けて増加傾向にありますが、これは製造業からの有償物の増加に伴うものであり、排出量はおおむね横ばいで推移しています。しかし、排出抑制は循環型社会を形成する上の基本であり、引き続き排出抑制を促進する必要があります。

また、資源化・減量化率及び最終処分量は、第1次計画の目標を達成できている見通しではありますが、再生利用の促進、最終処分量の削減を一層進めていく必要があります。

(2) 排出事業者責任の徹底

事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。このため、排出事業者は委託処理する場合であっても、マニフェストなどにより自らの責任で適正な処理を管理、確認する必要があります。

一方、廃棄物処理法等の改正は頻繁に行われ、適正処理に関する規制や罰則の強化などが進んでいることから、事業者に対して、あらゆる機会を通じて法改正事項等の周知・指導に努め、排出事業者処理責任の徹底を図る必要があります。

(3) 優良な処理業者の育成と適正処理意識の醸成

産業廃棄物処理に対する不安や不信感を払拭し、循環的利用や適正処理を推進するためには、排出事業者から信頼される優良な処理業者が優先的に選ばれ育成される健全な市場の形成が不可欠です。

そのためには、処理業者は、エコアクション21などの認証制度に係る認証を取得するように努め、また、遵法性・情報公開・環境保全の取組みの観点から設定された産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度における評価基準にも適合するよう積極的に取り組む必要があります。

一方で、適正処理意識の醸成や不法投棄等の不適正処理の未然防止を図るため、県は、立入検査や環境パトロールなどの監視指導體制を強化するとともに、講習会や研修会などあらゆる機会を通じて、排出事業者や処理業者への意識改革等についても積極的に推進する必要があります。

(4) 産業廃棄物の広域移動への対応

本県の場合、県外から県内へ搬入して処理される産業廃棄物量は、県内で発生し県外で処理される量よりも多く、とりわけ最終処分を目的とする搬入量は、県外への搬出量を大幅に超えたものとなっています。この県外産業廃棄物の搬入超過の状況は、平成15年4月から産業廃棄物処理税が導入されてからも大きな変化はありません。

このため、県では最終処分を目的とする県外産業廃棄物については、これまで以上に事前協議の厳正な運用を図るとともに、県内における循環型社会形成の推進や産業廃棄物の適正処理体制を確保する必要があります。

(5) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

排出抑制や循環的利用の推進によって産業廃棄物の削減を徹底したとしても、現在の生産・製造技術やリサイクル技術では、すべての産業廃棄物を再生資源・原料や再生品に転換することは困難です。このため、産業廃棄物を適正に処分できる施設を確保することは、県内の適正処理体制の維持のために必要なだけでなく、循環型社会を形成し持続的な発展を図る上でも必要不可欠といえます。

産業廃棄物処理施設は、処理責任を有する排出事業者、あるいは処理業者が計画的に整備し、適正に維持管理することが基本であり、施設の計画・設置に当たっては、廃棄物処理法や岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、安全性・信頼性の高い処理施設の確保に努める必要があります。

本県の場合、現在、臨海部に公共関与による管理型最終処分場の整備を進めていますが、今後とも民間による整備促進を基本としながら、長期的な視点に立って県下でバランスのとれた最終処分場の確保に努める必要があります。

第2節 産業廃棄物の将来予測と目標

1 排出量の将来予測

本計画の目標年度である平成22年度における産業廃棄物の将来予測に当たっては、今後とも「飛躍的な技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現状（平成16年度実績）における産業廃棄物の排出量と業種ごとの各種活動量指標との関係は変わらず、原単位は変化しない」ものと仮定して、次式を用いて予測を行いました。なお、業種ごとの活動量指標の将来予測に関しては、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法を用いています。

業種ごとの予測式：

$$\text{将来の排出量} = \text{排出原単位(平成16年度実績)} \times \text{活動量指標(予測値)}$$

業種ごとの活動量指標の予測値

- ①建設業：「元請完成工事高」のトレンド(平成11～15年度)をもとに、一次回帰式で推計した。
- ②製造業：基礎素材型、加工組立型、生活関連型の3つに分類し、類型別の「製造品出荷額等」のトレンド(平成12～16年)をもとに、一次回帰式で推計した。
- ③電気・水道業：各施設の将来計画値をそのまま用いた。
- ④その他業種：「従業者数」のトレンド(平成13～16年)をもとに、業種大分類別に一次回帰式で推計した。

(1) 種類別排出量の将来予測

平成22年度における排出量の将来予測結果を種類別にみると、汚泥、鉱さい、廃プラスチック類は増加し、がれき類、ばいじんは減少すると予測されます。なお、増加傾向に対する種類別の寄与度をみると、汚泥が最も大きくなっています。

(単位：千t/年)

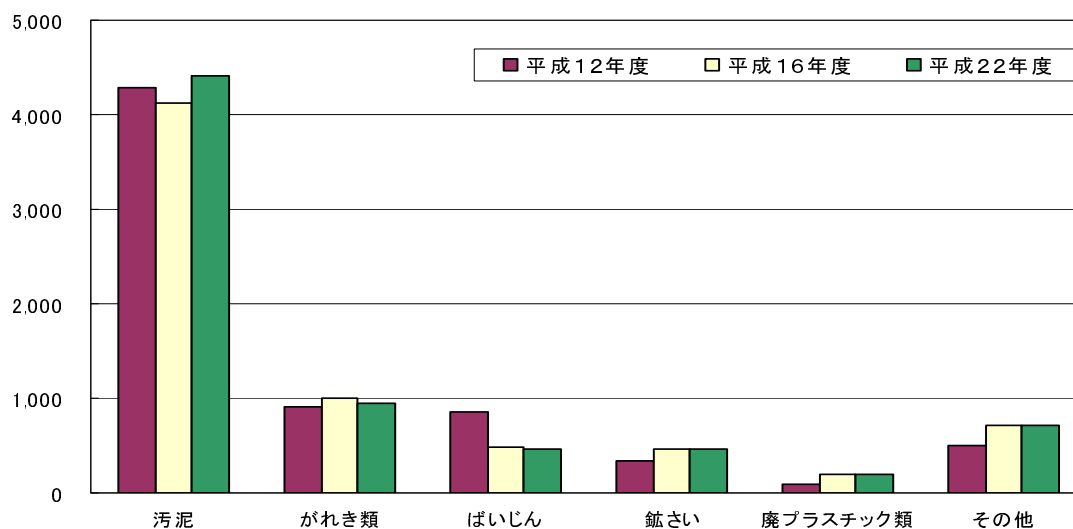


図4-2-1 種類別排出量の将来予測

表 4-2-1 種類別排出量の将来予測

(単位:千t/年)

種類	年度	平成12年度		平成16年度		平成22年度		平成16年度に対する平成22年度の比率	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	増減率(%)	寄与度(%)
合計		6,965	100.0	6,977	100.0	7,192	100.0	3.1	3.1
汚泥		4,285	61.5	4,133	59.2	4,403	61.2	6.5	3.9
がれき類		906	13.0	1,004	14.4	947	13.2	-5.7	-0.8
ばいじん		850	12.2	478	6.8	461	6.4	-3.6	-0.2
鉱さい		333	4.8	458	6.6	472	6.6	3.1	0.2
廃プラスチック類		94	1.3	194	2.8	197	2.7	1.5	0.0
その他		497	7.2	710	10.2	712	9.9	0.3	0.0

(注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 業種別排出量の将来予測

平成22年度における業種別の将来予測を業種別にみると、電気・水道業、製造業は増加し、鉱業、建設業は減少すると予測されます。なお、増加傾向に対する業種別の寄与度をみると、電気・水道業が最も大きくなっています。

(単位:千t/年)

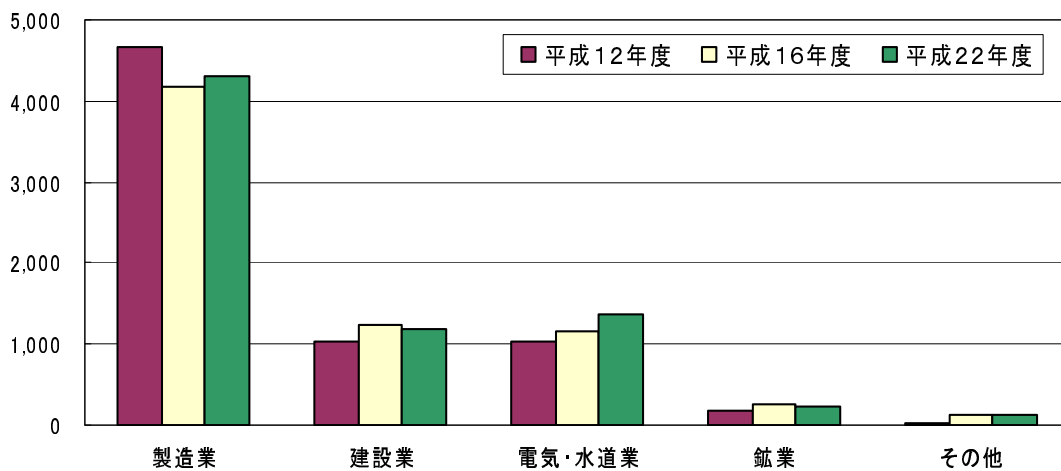


図 4-2-2 業種別排出量の将来予測

表 4-2-2 業種別排出量の将来予測

(単位:千t/年)

業種	年度	平成12年度		平成16年度		平成22年度		平成16年度に対する平成22年度の比率	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	増減率(%)	寄与度(%)
合計		6,965	100.0	6,977	100.0	7,192	100.0	3.1	3.1
製造業		4,667	67.0	4,185	60.0	4,296	59.7	2.7	1.6
建設業		1,043	15.0	1,245	17.8	1,174	16.3	-5.7	-1.0
電気・水道業		1,040	14.9	1,161	16.6	1,373	19.1	18.3	3.0
鉱業		178	2.6	263	3.8	225	3.1	-14.4	-0.5
その他		37	0.5	123	1.8	124	1.7	0.8	0.0

(注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(3) 特別管理産業廃棄物の将来予測

特別管理産業廃棄物排出量（産業廃棄物排出量の内数）の将来予測を種類別にみると、いずれの種類も増加する傾向にあるものの、増加率では感染性廃棄物が最も高くなっています。業種別では製造業が大部分を占めています。

(単位:千t/年)

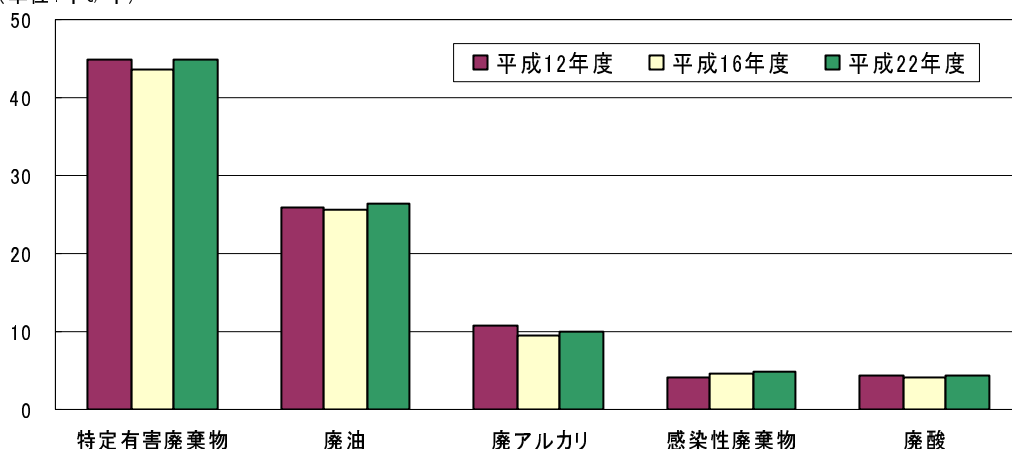


図 4-2-3 特別管理産業廃棄物の種類別の将来予測

表 4-2-3 特別管理産業廃棄物の種類別の将来予測

(単位:千t/年)

種類	年度	平成12年度		平成16年度		平成22年度		平成16年度に対する平成22年度の比率	
		量	構成比(%)	量	構成比(%)	量	構成比(%)	増減率(%)	寄与度(%)
合計		89.9	100.0	87.5	100.0	90.5	100.0	3.4	3.4
廃油		25.8	28.7	25.6	29.3	26.3	29.1	2.7	0.8
廃酸		4.4	4.9	4.2	4.6	4.3	4.8	2.4	0.1
廃アルカリ		10.7	11.9	9.6	11.0	9.9	10.9	3.1	0.3
感染性廃棄物		4.2	4.7	4.7	5.4	5.0	5.5	6.4	0.3
特定有害廃棄物		44.8	49.8	43.5	49.7	44.9	49.6	3.2	1.6

(注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(単位:千t/年)

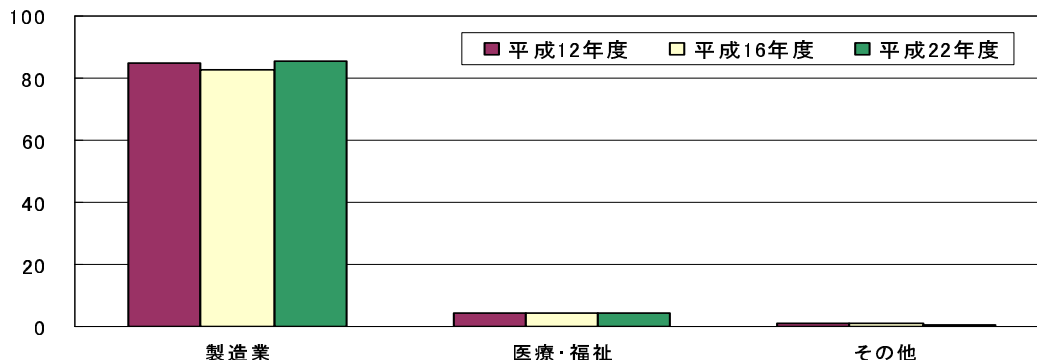


図 4-2-4 特別管理産業廃棄物の業種別の将来予測

表 4-2-4 特別管理産業廃棄物の業種別の将来予測

(単位:千t/年)

業種	年度	平成12年度		平成16年度		平成22年度		平成16年度に対する平成22年度の比率	
		量	構成比(%)	量	構成比(%)	量	構成比(%)	増減率(%)	寄与度(%)
合計		89.9	102.7	87.5	100.0	90.5	100.0	3.4	3.4
製造業		84.6	94.1	82.6	94.4	85.3	94.3	3.3	3.1
医療・福祉		4.1	4.6	4.1	4.7	4.4	4.9	7.3	0.3
その他		1.2	1.3	0.8	1.0	0.8	0.9	0.0	0.0

(注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2 処理の将来予測

処理状況の将来予測については、排出事業者や処理業者による減量化・リサイクル等の取組が現状どおりに行われるものとして推計を行いました。

平成22年度における処理状況をみると、排出量の36.4%に当たる2,620千トンが再生利用され、56.5%にあたる4,063千トンが中間処理によって減量化、6.9%に当たる498千トンが最終処分されるものと見込まれます。

なお、排出量全体の増加傾向に対する項目別の寄与度でみると、中間処理による減量化量（業種：電気・水道業、種類：汚泥）が最も大きな要因となっています。

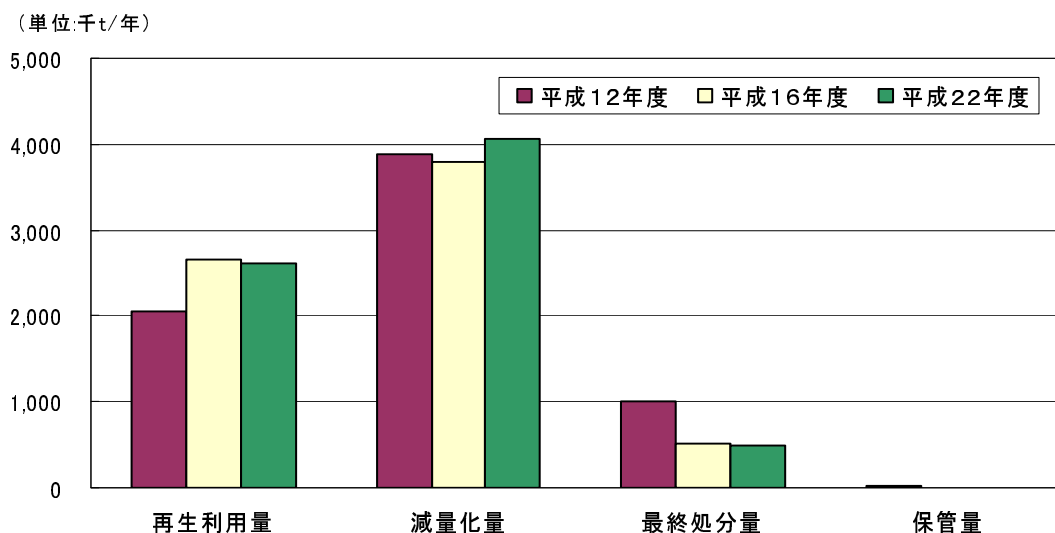


図 4-2-5 処理状況の将来予測

表 4-2-5 処理状況の将来予測

(単位:千t/年)

項目	年度	平成12年度		平成16年度		平成22年度		平成16年度に対する平成22年度の比率	
		量	構成比(%)	量	構成比(%)	量	構成比(%)	増減率(%)	寄与度(%)
排出量		6,965	100.0	6,977	100.0	7,192	100.0	3.1	3.1
再生利用量		2,057	29.5	2,659	38.1	2,620	36.4	-1.5	-0.6
減量化量		3,889	55.8	3,798	54.4	4,063	56.5	7.0	3.8
最終処分量		1,005	14.4	510	7.3	498	6.9	-2.4	-0.2
保管量		13	0.2	10	0.1	10	0.1	0.0	0.0

(注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3 産業廃棄物の減量化の目標

本計画では、産業廃棄物の排出抑制及び循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）の推進を循環型社会の形成に向けた重点施策として引き続き位置付けており、第1次計画の目標の達成状況を踏まえ、国の基本方針（平成9年度に対する平成22年度の目標値①排出量の増加を12%に抑制、②再生利用量を41%から47%に増加、③最終処分量をおおむね半分に削減）及び循環型社会形成推進基本計画（減量化目標の考え方：平成22年度の最終処分量を平成12年度比で概ね半減する）等を総合的に勘案して目標の設定を行います。

(1) 排出抑制の目標

平成22年度における排出量をおおむね7,000千トン／年とすることを旨す

本県における排出量は、前述したようにおおむね7,000千トン／年で推移していますが、今後、経済の回復基調等を背景に廃棄物量の増加が見込まれる業種（製造業等、電気・水道業）もあり、平成22年度にはわずかながらも増加すると予測されています。

このため、各事業者による環境マネジメントシステム等の積極的導入など、排出抑制の取組みを引き続き促進することとし、第1次計画の考え方を踏まえ、平成22年度における排出量をおおむね7,000千トン／年以下とし、現状より増加させないことを目標とします。

(2) 再生利用量の目標

平成22年度におけるリサイクル率を39.0%とすることを旨す

今後、リサイクル率の高い業種からの排出量が減少し、排出量が多くリサイクル率の低い業種からの排出量が増加することにより、平成22年度にはリサイクル率が低下すると予測されます。

このため、排出事業者及び処理業者による産業廃棄物の資源化の取組みをさらに促進し、現状の38.1%から39.0%に引き上げることを目標とします。

(3) 最終処分量の目標

平成22年度における最終処分量を410千トン／年とすることを旨す

現状で既に第1次計画の目標を達成しており、将来予測においても国の基本方針を満足する見込みとなっていることから、前述したように排出事業者及び処理業者による排出抑制及び資源化等の取組みを一層促進し、平成22年度における最終処分量を現状から約2割削減し410千トン／年以下とすることを目標とします。

以上の産業廃棄物の減量化の目標を整理すると、次のとおりです。

表 4-2-6 産業廃棄物の減量化の目標

項目 \ 区分		平成9年度 実績	平成12年度 実績	平成16年度 現状	目標年度 平成22年度	
					予測値	目標値
排出量	(千t/年)	7,083 (100.0%)	6,965 (100.0%)	6,977 (100.0%)	7,192 (100.0%)	7,000 (100.0%)
再生利用量	(千t/年)	1,986 (28.0%)	2,057 (29.5%)	2,659 (38.1%)	2,620 (36.4%)	2,730 (39.0%)
最終処分量	(千t/年)	1,498 (21.1%)	1,005 (14.4%)	510 (7.3%)	498 (6.9%)	410 (5.9%)

(注)1 網掛け部は、目標値である。

2 ()内は、排出量に対する割合である。

3 中間処理による減量、保管量を記載していないので、排出量と個々の合計とが一致しない。

第3節 目標達成等に向けての取組み

1 排出者（事業者）責任の徹底・強化

（1）廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物の適正処理が行われるためには、処理責任がある排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づく処理基準や委託基準等を遵守し、マニフェスト制度を適正に運用することを周知徹底するとともに指導を強化する必要があります。

- 産業廃棄物の適正処理は排出事業者が処理責任があること（排出事業者処理責任）や法改正事項等を周知するため、引き続き講習会等を開催するとともに、事業場への立入検査を計画的に実施するなど監視・指導を徹底します。
- 排出事業者が処理業者等に処理委託する際の基準（委託基準）の遵守や、排出事業者自らが産業廃棄物の処理の流れを把握し、最終処分（再生を含む。）に至るまでの適正処理を管理するマニフェスト制度（紙又は電子マニフェスト）の適正運用の徹底をあらゆる機会を通じて周知するとともに、立入検査等による監視・指導を一層強化します。
- マニフェスト制度のうち、特に、事務処理の効率化や処理状況の即時把握など情報管理の合理化等が図れる電子マニフェストの普及促進に努めます。

（2）多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底

多量排出事業者（産業廃棄物の年間排出量が1,000トン（特別管理産業廃棄物は50トン）以上の事業場を設置している事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成し、知事に提出する必要があります。また、その処理計画の実施の状況（以下、「実施状況」という。）についても知事に報告しなければならないこととされています。

- 多量排出事業者から提出された産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書について、1年間公衆の縦覧に供し情報公開することで、排出抑制や再生利用等に係る事業者の自主的な取組みを促すとともに、計画書等を踏まえ取組みのより一層の強化を指導していきます。

（3）環境マネジメントシステムの導入促進

I S O 14001とは、企業や自治体などの組織が自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしてゆくための経営手法・仕組みを定めた世界標準の規格です。また、環境省が中小事業者における環境への取組みを促進するためエコアクション21を策定し、普及を進めています。

○循環型社会の形成には、環境に配慮した事業活動の展開が不可欠であり、事業者による自主的かつ積極的な対応が望まれます。県では、引き続き県内事業者による環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の導入を促進するための情報提供及び支援を行います。

○ISO14001の認証取得が経費や社内体制等の面から難しい中小企業者に対しては、エコアクション2.1（環境省が策定したエコアクション2.1ガイドラインに基づく環境経営システム）の導入促進を図ります。

＜エコアクション2.1認証・登録制度＞

・財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター (<http://www.ea21.jp/>)

(4) リサイクル関連法の周知

事業者は廃棄物処理法だけでなくリサイクル関連法にも基づき産業廃棄物を適正に処理する必要があります。

○建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などリサイクル関連法の運用による産業廃棄物（個別物品）の特性に応じた規制とリサイクルが効果的かつ円滑に進むよう、関係機関とも連携し、関係者に対し法律遵守の徹底を図ります。

2 排出抑制と循環的利用の推進

(1) 再生品等の使用促進

環境への負荷を低減し、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築するためには、消費者や事業者が物品やサービスを購入する際に、環境保全型商品（環境物品等）を優先的に選択することが重要です。

○リサイクル製品の需要を喚起するため、再生品の使用促進に関する指針の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」の種類や品目の拡充に努め、再生品等の普及を図ります。（再掲）

○「岡山県エコ製品」については、県ホームページや各種広報媒体を活用して、県民や事業者に対し積極的にPRするとともに、イベントや展示会において紹介するなど使用促進を図ります。また、県内外で開催される展示会、商談会等への出展に対して助成を行います。（再掲）

○県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、率先してグリーン調達に取り組みます。また、県下の市町村、事業者等と連携を図り、その普及啓発に努めます。（再掲）

○公共工事に係る資材の調達に関しては、引き続き「岡山県エコ製品」の優先的な調達に努めるとともに、「特定調達品目（再生加熱アスファルト混合物、再生骨材、コンクリート2次製品）」については、毎年度これらの調達状況を把握し、その結果を環境白書や県ホームページ等で公表します。

(2) 環境にやさしい企業づくり

岡山エコ事業所認定制度は、循環型社会の形成のための取組みが先進的、かつ、優秀であると認められる県内の事業所を県が「岡山エコ事業所」と認定し、その取組みを他の事業者及び県民の間に広く周知することにより、循環型社会の形成に向けた取組みの促進を図るものです。

○岡山エコ事業所認定制度の周知を図り、認定事業所の増加に努めます。

＜岡山エコ事業所（3部門）＞

①ゼロエミッションに積極的に取り組んでいる事業所

②再生品の使用等に積極的に取り組んでいる事業所

③再生品の販売等に積極的に取り組んでいる小売店

(3) 最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進

汚泥、鉱さい、ばいじん、がれき類、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの6品目で最終処分量全体の約93%を占めています。これら排出量が多く、最終処分量が多い品目については、その組成・性状等を的確に把握した上で、安全性を確保しながら、減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。なお、汚泥、鉱さい、ばいじん・燃え殻については「岡山県循環型社会形成推進条例」の規定に基づき、循環資源に指定されています。

○多量排出事業者から提出された産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書について、1年間公衆の縦覧に供し情報公開することで、排出抑制や再生利用等に係る事業者の自主的な取組みを促すとともに、計画書等を踏まえ取組みのより一層の強化を指導していきます。（再掲）

○コンクリート塊やアスファルト塊などがれき類については、建設リサイクル法に基づく再資源化が適切に行われるよう解体工事現場のパトロール等を行い監視・指導を徹底します。

○汚泥、鉱さい、ばいじん・燃え殻については、引き続き排出事業者に対しごみゼロガイドラインに沿った取組みが行われるよう指導するとともに、ごみゼロガイドラインの目標達成状況を把握し、必要に応じて見直しを行います。

(4) 循環資源マッチングシステムの利用促進

インターネットを介して循環資源を提供する事業者と利用する事業者をマッチング（あっせん）することで、循環資源の有効活用を促進する制度です。本システムは、循環資源に関する総合的な地域情報を一括管理する岡山県循環資源情報支援センター（財団法人岡山県環境保全事業団）が運用しており、県内事業者によるシステムの会員登録は無料となっています。なお、インターネットの利用ができない場合は、書面による登録申請・情報提供を受けることができます。

○インターネットを介して産業廃棄物（循環資源）を提供する事業者と利用する事業者をマッチング（あっせん）する「循環資源マッチングシステム」のより一層の利用促進を図り、循環資源を有効に活用します。

（５）岡山エコタウンプランの推進

「岡山エコタウンプラン」は、環境ビジネスを地域産業の基軸とし、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために策定したもので、平成 16 年 3 月に国からエコタウン事業として承認されました。

○岡山エコタウンプランに掲げるハード、ソフト事業の一層の展開を図るとともに、岡山県の各地域の産業特性を活かした地域づくり、循環資源の有機的連携による活用、各種リサイクル法の拠点施設の整備促進のほか、本プランのハード事業により支援した施設を積極的に環境学習のフィールドとして活用するなど、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進します。

（６）地域ミニエコタウン事業支援制度の活用の推進

循環型社会形成推進モデル事業（地域ミニエコタウン事業）等により民間主導の施設整備の取組みを優先して支援を行う必要があります。

○循環型社会の形成を推進する民間の施設整備等については、その事業の円滑な実施を図るために必要な財政的支援を行います（施設整備のハード事業：補助上限 5 千万円、技術開発等ソフト事業：補助上限 8 百万円）。

○県内事業者による本制度の積極的な活用が図られるよう、本制度の普及に努めます。

（７）バイオマス研究開発及び利活用の推進

持続的に再生可能なバイオマスについて、循環的に最大限利活用していく必要があります。

○バイオマスの利活用に関する調査、研究・開発等を進めるとともに、地域におけるマテリアル及びエネルギー利用等のリサイクル事業を支援します。

①新エネルギーとして、製材端材など木質バイオマスから製造されたエタノールの利用を推進します。

②木質バイオマスを原料とするペレットの利用促進を図るため、市町村等が行う公共施設等へのペレットストーブ導入を支援します。

(8) 農業系廃棄物のリサイクル・適正処理等の推進

畜産農家から排出される動物のふん尿の適正処理や利活用について、県は「家畜排せつ物の利用の促進を図るための岡山県計画」や「おかやま農林水産バイオマス利活用マスタープラン」を策定しています。

- 畜産農家から排出される動物のふん尿については、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための岡山県計画」や「おかやま農林水産バイオマス利活用マスタープラン」に基づき、計画的に整備を進めてきた堆肥舎等を活用して、今後ともふん尿の適正処理と利用の促進を図ります。
- 農家から排出される農業用廃プラスチック類については、引き続き農業協同組合等の協力のもと、回収・再生システムを活用するなどして、リサイクル・適正処理を推進するとともに、「農業用廃プラ処理ガイドブック（改訂版）」に基づく啓発指導等を行います。

(9) 3R技術アドバイザー登録・派遣制度（仮称）の検討

中小企業等においては、産業廃棄物の減量化・リサイクルに係る効果的手法の熟達が困難といった側面があるため、技術的に支援するシステムが必要となります。

- 県内の中小企業による産業廃棄物の減量化・リサイクルをより一層促進させるため、循環資源総合情報支援センターにおいて3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関連する技術情報の集積・データベース化を図るとともに、民間企業や公設試験研究機関等のOBを対象に3Rの技術やシステムに関するアドバイザーを公募によって分野別に登録し、中小企業のニーズに応じてアドバイザーを派遣する制度の構築を検討します。

3 適正処理の推進

(1) 優良な処理業者の育成と評価制度の普及促進

産業廃棄物の適正処理を推進し、優良な処理業者を育成・支援するため、県は平成17年度に「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」を導入しています。

- 産業廃棄物の適正処理を推進し、優良な処理業者を育成・支援するため、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」を引き続き適切に運用するとともに、講習会、広報誌、県ホームページなどあらゆる機会を通じて本制度の周知・啓発に努めます。

(2) 新処理技術等の導入促進

ダイオキシン類や環境問題への高まりを背景として、安全性やリサイクル性に配慮した高度な処理技術が求められています。

○「岡山県循環型社会形成推進条例」の規定に基づき循環資源に指定している産業廃棄物（汚泥、鉱さい、ばいじん・燃え殻）等について、資源化を促進する新技術・新規事業の創出を図るため、産学官からなる研究会を開催運営するとともに、県内大学等への研究委託や先端的なリサイクル技術の開発等を行う企業に対する支援を行います。

①循環資源活用推進研究会の開催運営

②循環資源有効利用推進研究委託事業

③地域ミニエコタウン補助事業（技術開発等）

○新たに開発されたリサイクル素材や工法について、公共工事等において試験的に利用・評価検証する制度を創設するとともに、広く瀬戸内海圏域等から3Rに関する新技術や各種ニーズ等の情報を一堂に集め意見交換・商談等を行うことにより、新技術等の事業化の促進と地域の枠を超えた循環型産業クラスターの形成促進に努めます。

（3）適正処理に係る講習会・研修会等の充実

廃棄物処理法の改正に伴い、産業廃棄物の処理基準・委託基準、処理施設の構造基準等が強化されていることから、今後も排出事業者や処理業者等に対してこれらの事項の周知徹底を図っていく必要があります。

○産業廃棄物処理の構造・意識改革や処理技術の向上を図るため、社団法人岡山県産業廃棄物協会の協力のもと、排出事業者や処理業者を対象に講習会・研修会等を定期的に開催します。

○講習会・研修会では、電子マニフェスト制度、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度、エコアクション21、環境管理会計など経営基盤の健全化に繋がる内容や、有害物質等を含む産業廃棄物（特別管理産業廃棄物、廃パソコン等の電化製品、使用済み蛍光灯等）の適正処理について、講習会等の充実を図っていきます。

（4）産業廃棄物処理情報管理システムの整備促進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者や処理業者等の処理情報の一元的管理を行う必要があります。

○産業廃棄物処理の実態を把握し適正処理を的確に確保するため、多量排出事業者から提出される処理計画の実施状況報告書や処理業者・施設設置者から提出される処理実績報告書等のほか、平成20年度から報告が始まるマニフェスト交付状況報告書などの処理情報を一元的に管理する処理情報管理システムの整備を促進します。

(5) 県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応

県域を越えて広域的に処理される産業廃棄物については、関係都道府県との密接な連携を図り、よりの確な実態把握に努める必要があります。

- 県外から搬入される産業廃棄物に対しては、引き続き「岡山県廃棄物処理法施行細則」に基づいて、これまで以上に事前協議を厳正に運用することにより、県内の適正処理体制を確保します。
- 特に埋立処分を目的とするものについては、リサイクルへの転換が図れないかなど、事前協議の段階での情報収集、助言・指導等のあり方について検討を行います。

(6) 不法投棄等の不適正処理対策の強化

野外焼却や不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見のため、監視や指導体制の強化が必要です。

- 不適正処理の未然防止と早期発見に努めるため、不法投棄防止の啓発、監視指導員の配置、夜間・休日の不法投棄等監視業務の民間委託、不法投棄 110 番の設置などの事業の他、関係機関・団体を構成員とする「不法投棄防止ネットワークおかやま（仮称）」を設立して連携を深めるなど、監視・指導体制等の強化を進めます。

(7) ダイオキシン類排出削減対策の指導の徹底

産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、構造基準や維持管理基準などの削減対策の推進により全国的にも減少する傾向にあります。

- 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出については、廃棄物処理法やダイオキシン類対策特別措置法などの環境法令が改正され、特に平成 14 年度には排出基準、構造基準、維持管理基準等が大幅に強化されたことから、全国的にも施設数が減少する傾向にありますが、県では施設設置者による排ガス中のダイオキシン類の自主検査・報告の徹底や立入検査による排ガス測定の実施などによって、引き続きダイオキシン類の排出実態の把握に努めるとともに、施設設置者に対する監視・指導を徹底します。

(8) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

吹き付け石綿の除去工事に伴って排出される廃石綿等などの石綿を含む産業廃棄物は、他の廃棄物と区別して適正な管理を行う必要があります。

- 解体工事業者及び処理業者に対し、吹き付けアスベストなどの特別管理産業廃棄物に該当する飛散性アスベスト廃棄物（「廃石綿等」）については「廃石綿等処理マニュアル（平成 17 年 8 月）」等の周知を、また、アスベスト成形板などの特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性アスベスト廃棄物（「石綿含有産業廃棄物」）については「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針（平成 17 年 3 月）」等の周知の徹底を図り、解体工事現場の監視・指導を強化するとともに、関係行政機関・関係団体で構成する「岡山県アスベスト対策協議会」における取組みなどにより適正処理を推進します。
- アスベスト廃棄物の処理方法は、直接埋立処分する方法にほぼ限られているのが現状ですが、今後アスベスト廃棄物の排出量の増加が予想される中で処理の流れが滞留することのないように、国が創設した「無害化処理認定制度」を活用するなどして、熔融などの新たな処分ルートの確保に努めます。

（9）PCB 廃棄物に関する適正処理の推進

PCB 廃棄物の処理については、平成 16 年 12 月から日本環境安全事業株式会社によって北九州 PCB 廃棄物処理事業の第 1 期事業（北九州市内保管分のみ対象）が実施されており、平成 20 年度中には本県を含む西日本 17 県を処理対象とする第 2 期事業が開始される予定となっています。

- 県では、国の PCB 廃棄物処理計画を踏まえ、他県とも十分に連絡を取りながら、「岡山県 PCB 廃棄物処理計画」の策定を行います。
- PCB 廃棄物の保管事業者に対しては、原則として北九州市での適正処理体制が整備されるまでの間、適正保管等を徹底するため、PCB 特別措置法に基づいて、引き続き報告徴収や立入検査による指導を行います。また、保管事業者によって報告された PCB 廃棄物の保管状況等については毎年度公表します。

（10）災害時における適正処理の確保

近年、台風や地震などによる災害が多発しており、災害廃棄物の処理が大きな課題となっています。地域住民の生活環境を速やかに回復するためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要です。

- 災害協力体制について、社団法人岡山県産業廃棄物協会等との協力体制の活用を図ります。（再掲）

4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

（1）産業廃棄物処理施設の安定的確保

県内における産業廃棄物の適正処理を推進し、適正処理体制を維持するためには、安全性、信頼性の高い処理施設の安定的な確保が不可欠です。このためには、施設

の設置者への適正な指導等により住民の処理施設に対する不信感を払拭する必要があります。

- 県では、処理施設の設置計画者に対し、廃棄物処理法や「岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、引き続き適正な指導・助言を行っていきます。
- 処理業者による協業化・ネットワーク化や団地内企業・グループ企業等による共同処理の促進など、安全で安心できる処理施設整備に関する環境づくりを進めます。
- 施設整備に当たっては、新技術の性能・安全性等に関して国や財団法人廃棄物研究財団等から技術情報を得るなどして、より安全性、信頼性の高い施設の導入を促進します。
- 将来にわたる産業廃棄物処分の県内処理体制を確保するため、事業者処理責任の原則を堅持しつつ、民間処理を補完する立場から、公共関与によるモデル的な処分場を整備することとし、県が策定した公共関与臨海部新処分場基本構想に基づき、現在、財団法人岡山県環境保全事業団が倉敷市水島沖水面で進めている公共関与臨海部新処分場建設計画の着実な進捗を図るための必要な協力及び支援を行います。また、同財団が運営している現水島処分場については、廃石綿など県内産業廃棄物の処理体制に支障を来さないよう、新処分場の干陸部ができるまで継続的な使用が必要であることから、延命化など必要な措置を講じるための支援を行います。
- 地域住民と処理施設の運営主体が相互理解を深めるためには、処理施設の維持管理状況等を積極的に情報公開することが重要であることから、これらの情報を広く公開するための情報提供システムの構築等の課題を検討します。

5 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 廃棄物等関連情報の充実と情報公開の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有等の面から、各主体間の情報の共有は重要な課題となっています。廃棄物に関する多くの情報を県民や事業者に分かりやすい表現で伝えていくことが重要です。

- 岡山県循環資源総合情報支援センターでは、インターネット等を活用した情報の受発信を行います。（再掲）
 - ①企業間における循環資源に関する情報交換
 - ②事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報提供
 - ③循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供
- 地域の循環資源を活用した地域密着型の資源循環システムの調査、研究・開発等を推進するとともに、これらの成果（情報）を積極的に公開します。

(2) 環境教育・環境学習の推進（再掲）

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

- 岡山エコタウンプランに掲げる環境教育・環境学習を促進するため、県民、環境団体等が集い、環境学習ができる循環型環境情報・学習プラザ（仮称）を設置し、NPO等環境活動団体と協働して環境学習に取り組みます。
- 循環型社会の形成推進のためには、行政、県民、事業者が一体となり、地域社会をあげて環境保全に取り組むことが重要であることから、排出抑制やリサイクル品の利用促進など、身近なことから自発的に地球環境問題や環境保全などの具体的な行動ができる「環境県民」を育成します。
- 行政と地域コミュニティ、地域住民等が協働して環境学習に取り組み、地域での環境配慮型ライフスタイルへの転換を促進します。
- 小中学校の児童生徒を対象に教材を使用した学習と実践行動を通じた継続的な環境学習を行い、その成果を周囲の教職員、家庭等に波及させるなど効果的な環境学習を推進します。

上記1から5までの施策の財源として産業廃棄物処理税を充てています。

産業廃棄物処理税は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の推進を図ることを目的として平成15年4月に導入し、上記の施策に充てられるほか、将来にわたり、県民の意識改革や廃棄物の適正処理に取り組む必要があることから岡山県循環型社会形成推進基金に積み立てています。

産業廃棄物処理税条例施行後5年を目途に見直しを行うことになっており、平成19年度には施行状況、社会経済情勢の推移、事業の成果についての評価・分析などの検討を行い、納税者や関係各機関等の意見を聞きながら見直しを行います。

- ・産業廃棄物処理税は4つの区分の事業に充当されています。
 - ①「意識改革」：環境教育・環境学習、資源循環等の情報提供など
 - ②「産業活動の支援」：リサイクル技術の開発支援・リサイクル製品の利用促進など
 - ③「適正処理の推進等」：不法投棄の未然防止対策など
 - ④「環境インフラの整備」：岡山エコタウンプランの推進や公共関与産業廃棄物処理施設の整備など

第5章 計画の推進

第1節 関係者の役割

本県における廃棄物対策において、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築し、廃棄物の削減により環境への負荷を低減していくためには、県民、事業者、処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場において、適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

1 県民の役割

県民は、廃棄物の適正処理やリサイクルに対する理解を深め、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの見直しや適正処理のための自治体の施策等に積極的に協力することが大切です。

- 買い物袋（マイバッグ）の持参、レジ袋・包装類の拒否、再生品の使用、ごみ発生の少ない商品の購入等、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを実践する。
- 生ごみの水切り徹底による減量化、堆肥化など身近なところから排出抑制、リサイクルに努める。
- 市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。
- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。
- 県、市町村が行っているごみ減量、リサイクル推進をテーマとした各種イベントや環境美化活動に積極的に参加し、ごみ減量化・リサイクル推進及び環境保全に関する意識を深める。
- 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。

2 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の排出抑制、減量化・リサイクル及び適正処理に努めるとともに、環境に配慮した製品の製造・販売やグリーン購入等を通じて、循環型社会の形成を先導する重要な役割が求められています。

- 自ら排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。
- 廃棄物の減量化とリサイクルに配慮した製品の製造・販売に努める。
- 製造、流通、販売においては、できるだけ無包装、簡易包装又はリユース容器の使用に努める。
- 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。
- 環境管理システム（ISO14001、エコアクション21等）を積極的に導入し、環境に配慮した事業活動の展開に努める。
- 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。
- 最終処分量の多い品目を排出する事業者は、「ごみゼロガイドライン」等に沿って、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。
- 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各制度の理解に努める。
- 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、情報提供を行うとともに、各施策への協力に努める。

3 処理業者の役割

処理業者は、事業者の自己処理責任を補完する重要な立場にあり、廃棄物処理の専門業者として、常に処理・リサイクル技術や資質の向上に努めるとともに、法に従って、受託した廃棄物を適正に処理するほか、循環型社会形成の担い手としての役割が求められています。

- 資源回収事業者は、行政と連携して資源回収ルートの形成や拡大に努める。
- 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各制度の理解に努める。
- 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、情報提供を行うとともに、各施策への協力に努める。
- 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。

4 市町村の役割

市町村は、長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画等を策定し、自区域内の生活環境の保全と公衆衛生の向上及び地域産業の健全な発展に努めるほか、県との連携を密にして、廃棄物処理対策を推進することが求められています。

- 一般廃棄物処理計画を策定（改訂）し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。
- ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等が促進されるよう、住民に対して普及啓発に努める。
- 一般廃棄物の排出抑制、費用負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理有料化の検討を進める。
- 率先して、廃棄物の排出抑制、循環的利用に努める。
- マイバッグ運動、集団回収活動、生ごみの排出抑制等を推進するとともに、BDF事業等に取り組む。
- 自区内の実状に応じて産業廃棄物の併せ処理について検討する。
- アスベスト含有家庭用品や在宅医療廃棄物の処理に関する基本的なルールを確立し、住民に広報するほか、その他の有害性のごみの取扱いについて検討する。
- ごみ焼却施設から生じる焼却灰等の自区内処理体制を整備する。
- 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。
- 災害発生時の廃棄物について適正な処理体制を確保する。
- ごみ処理広域化計画に沿った広域処理体制を整備する。
- し尿処理施設の整備に当たっては、資源回収を行う施設として整備を図る。
- 廃棄物・リサイクル情報の提供と環境教育・環境学習を推進する。

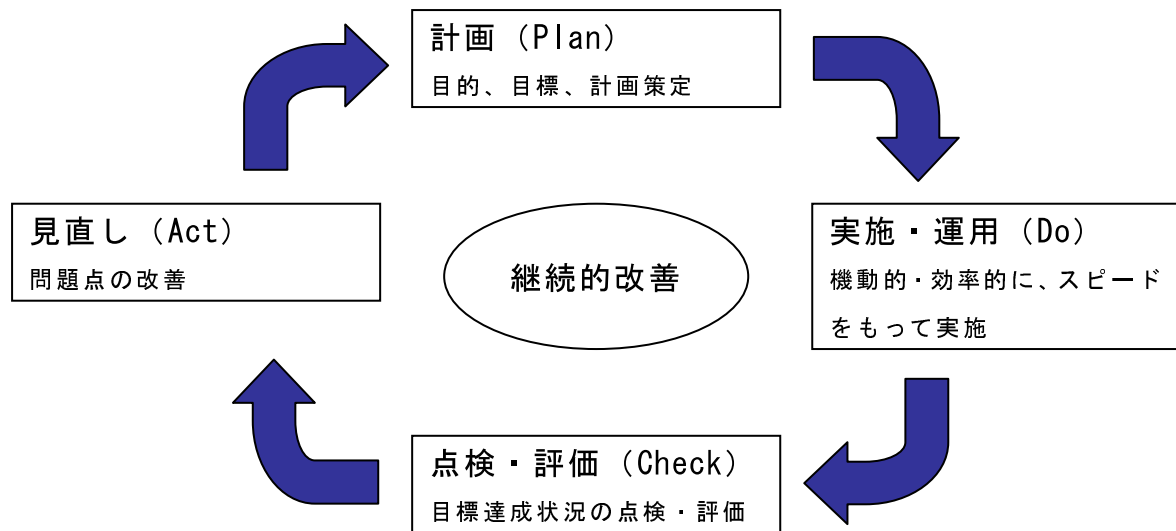
5 県の役割

県は、県内における廃棄物の排出及び処理状況を的確に把握し、これらの廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）及び適正処分を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な対策を講ずるとともに、県民、事業者、処理業者及び市町村の取組みに対して、情報の提供や技術支援等を積極的に行います。

- 産学官の連携や民間団体と協働して、県内における廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する各種施策を推進するとともに、率先して、廃棄物の排出抑制、循環的利用に努める。
- おかやま・もったいない運動などリサイクル推進県民運動や各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等を推進する。
- 「おかやまクリーンアップ運動」を展開し、環境美化運動の機運醸成と全県的な清掃・美化活動を推進する。
- ごみ処理広域化計画の具体化に対して市町村間の調整その他の技術的援助を行う。
- 岡山エコタウンプランに掲げるハード・ソフト事業を推進する。
- 排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を開催し、産業廃棄物処理の構造・意識改革や処理技術の向上を図る。
- 県外から搬入される産業廃棄物に対して事前協議の徹底と県内における適正処理体制を確保する。
- 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。
- 廃棄物・リサイクル情報を提供する循環資源情報システムの利用促進を図る。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理と事後評価については、計画（Plan）、実施・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的な改善を行っていくこととします。



巻末添付資料

I 計画対象廃棄物の種類

II 一般廃棄物関連

- 1 ごみ処理の状況
- 2 一般廃棄物処理施設

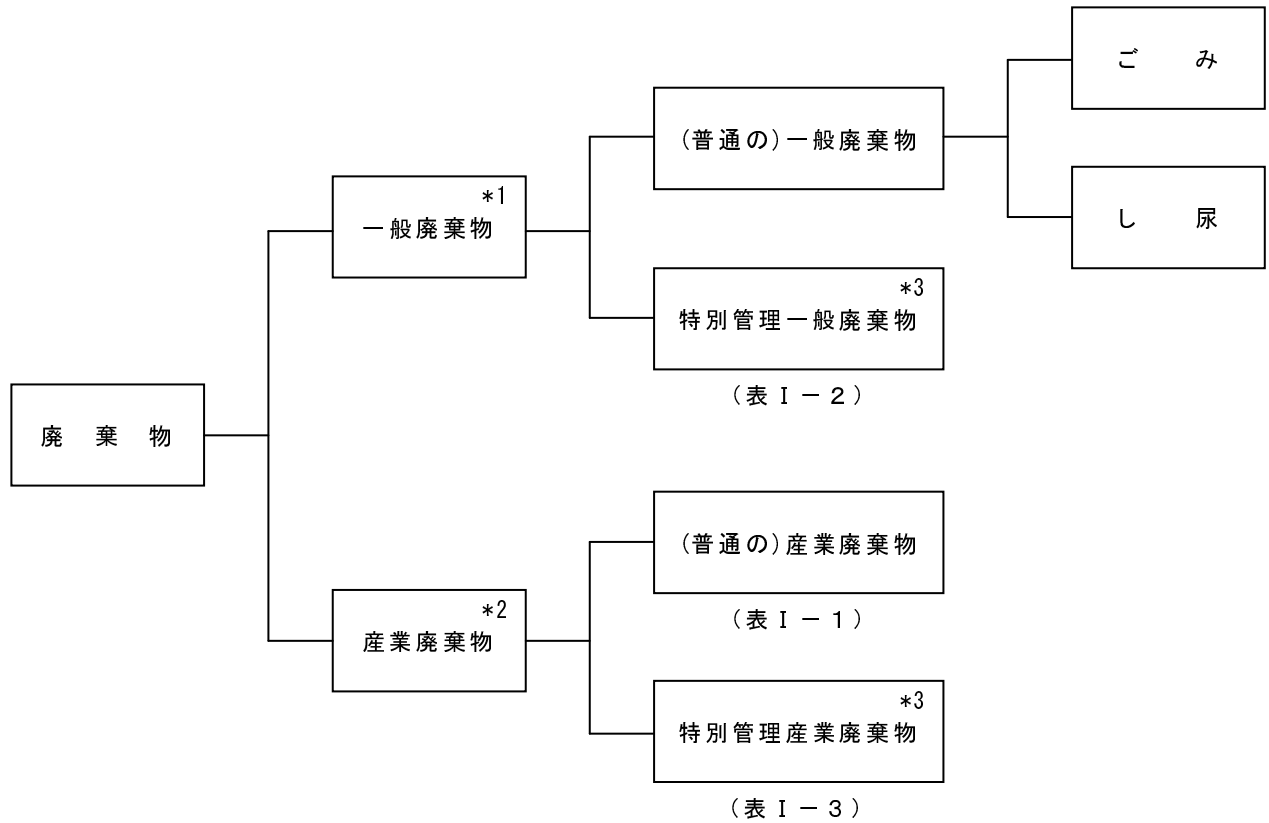
III 産業廃棄物関連

- 1 産業廃棄物の排出・処理状況に関する主な用語の説明
- 2 処理状況等の流れ図

IV 用語の解説

I 計画対象廃棄物の種類

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令に規定する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を含む）及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）とします。



*1：産業廃棄物以外の廃棄物

*2：事業活動により生じた20種類の廃棄物と輸入廃棄物

*3：爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する廃棄物

※なお、以下のもの（廃棄物処理法対象除外）は本計画の対象としていない。

- ① 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ② 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ③ 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

表 I - 1 産業廃棄物

種 類	例
1 燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、無機性汚泥、建設汚泥など
3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7 紙 く ず	紙くず及び板紙くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCB（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。〕
8 木 く ず	木くず、おがくず、バーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。〕
9 織 維 く ず	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。〕
10 動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）
11 動物系固形不要物	牛の頭部、脊髄及び回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物）
12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ
13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くず、廃石膏ボードなど
15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など
16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物
17 動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
18 動物の死体	牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。）
19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの
20 処 理 物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの
輸 入 廃 棄 物	輸入された廃棄物（上記の1～20及び政令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」並びに「携帯廃棄物」を除く。）

表 I - 2 特別管理一般廃棄物

種 類	例
ポリ塩化ビフェニル (PCB) を使用した部品	一般廃棄物である廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジから取り出された PCB 使用部品
ばいじん	1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2 m ² 以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん施設で集められたもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある一般廃棄物
ダイオキシン類を含むもの	ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設(廃棄物焼却炉)から排出される燃え殻、ばいじん及び汚泥(廃ガス洗浄施設を有するもの)で、ダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含むもの

表 I - 3 特別管理産業廃棄物

種 類	例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(燃焼しやすいもの：おおむね引火点 70℃以下)	
廃酸	水素イオン濃度指数 (pH) が 2.0 以下の廃酸(著しい腐食性を有する廃酸)	
廃アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が 12.5 以上の廃アルカリ(著しい腐食性を有する廃アルカリ)	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	・ PCB が塗布されたり、染み込んだ汚泥・紙くず・木くず・繊維くず ・ PCB が付着したり、封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず・がれき類
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃石綿等	・ 建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・ 建築物から除去した、飛散性の石綿含有保温材(石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材など) ・ 石綿建材除去工事において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ・ 大気汚染防止法第 2 条第 7 項に規定される特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
その他	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん又は表の 20 に掲げる廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質(注)について、環境省令で定める基準に適合しないもの (注)アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類	
ばいじん	・ 輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので、環境省令で定める基準に適合しないもの ・ 集じん施設で集められたものであって、輸入廃棄物であるもの	
ダイオキシン類を含むもの	・ ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設(廃棄物焼却炉)において輸入廃棄物の焼却に伴って排出される燃え殻、ばいじん及び汚泥(廃ガス洗浄施設を有するもの)で、ダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含むもの ・ 輸入廃棄物である燃え殻、汚泥で、ダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含むもの	

Ⅱ 一般廃棄物関連

1 ごみ処理の状況

表Ⅱ－1 ごみ処理状況＜平成16年度＞（その1）

市町村名	計画 収集人口 ①	自家処理 人口 ②	ごみ排出量 t/年					集団 回収量 t/年 ⑧	収集量(内訳) t/年					
			収集量 ③	直接搬入 量 ④	搬入総量 ⑤=③+④	自家処理 量 ⑥	総量 ⑦=⑤+⑥		混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ
岡山市	657,530	0	255,058	13,339	268,397	0	268,397	18,381	0	227,705	12,768	11,607	145	2,833
倉敷市	437,867	19	159,702	23,952	183,654	7	183,661	18,987	0	149,149	3,070	6,973	112	398
津山市	110,744	0	34,630	1,456	36,086	0	36,086	4,295	0	28,316	1,603	3,507	861	343
玉野市	69,222	0	23,945	4,109	28,054	0	28,054	2,448	0	20,068	1,780	1,865	0	232
笠岡市	58,185	0	17,624	2,004	19,628	0	19,628	2,039	0	13,844	1,050	2,530	0	200
井原市	46,555	448	11,568	1,696	13,264	164	13,428	1,952	0	9,267	493	1,807	0	1
総社市	66,862	0	21,972	7,631	29,603	0	29,603	1,656	0	19,255	737	1,655	23	302
高梁市	37,890	0	11,288	711	11,999	0	11,999	683	0	8,812	1,056	1,341	0	79
新見市	37,183	0	10,985	240	11,225	0	11,225	744	0	9,766	192	979	0	48
備前市	42,295	0	13,522	2,022	15,544	51	15,595	1,284	0	11,440	555	1,253	0	274
瀬戸内市	40,363	7	11,233	3,247	14,480	3	14,483	1,442	0	10,113	263	455	0	402
赤磐市	44,947	535	10,645	1,181	11,826	40	11,866	1,300	0	8,837	52	1,370	61	325
真庭市	54,515	0	9,892	5,888	15,780	0	15,780	2,050	0	8,622	366	712	0	192
美作市	34,311	0	7,647	3,821	11,468	0	11,468	308	0	5,905	122	1,607	13	0
建部町	6,922	0	1,386	249	1,635	0	1,635	0	0	698	239	403	0	46
瀬戸町	14,944	0	5,750	654	6,404	0	6,404	256	0	5,053	0	694	3	0
佐伯町	4,144	0	503	253	756	27	783	80	0	451	0	47	0	5
和気町	12,471	150	2,269	1,648	3,917	150	4,067	490	0	2,127	0	122	0	20
早島町	11,994	0	4,612	705	5,317	0	5,317	118	0	3,809	327	473	0	3
船穂町	7,569	0	2,319	504	2,823	0	2,823	24	0	1,474	125	720	0	0
金光町	12,542	0	2,604	734	3,338	0	3,338	501	0	2,387	86	131	0	0
鴨方町	19,201	0	7,724	1,247	8,971	0	8,971	653	0	6,316	998	368	4	38
寄島町	6,762	0	2,420	546	2,966	0	2,966	162	0	1,952	167	226	0	75
里庄町	11,100	0	3,513	962	4,475	0	4,475	317	0	3,014	291	191	0	17
矢掛町	16,380	0	3,414	618	4,032	0	4,032	491	0	2,715	186	490	0	23
真備町	23,379	0	6,583	2,083	8,666	0	8,666	783	0	5,956	277	350	0	0
新庄村	1,128	0	190	50	240	20	260	0	0	169	1	17	0	3
鏡野町	15,052	0	3,152	53	3,205	0	3,205	0	0	2,542	305	154	0	151
勝央町	11,576	0	1,966	135	2,101	0	2,101	0	0	1,582	9	375	0	0
奈義町	6,754	0	1,158	139	1,297	0	1,297	0	0	973	4	181	0	0
西粟倉村	1,737	0	363	150	513	0	513	16	0	236	8	119	0	0
久米南町	6,043	0	1,277	192	1,469	0	1,469	0	0	690	195	338	0	54
美咲町	17,648	0	3,241	177	3,418	0	3,418	0	0	2,271	384	508	0	78
吉備中央町	14,524	0	2,484	10	2,494	0	2,494	349	0	1,741	157	459	0	127
岡山県	1,960,339	1,159	656,639	82,406	739,045	462	739,507	61,809	0	577,255	27,866	44,027	1,222	6,269

表Ⅱ－１ ごみ処理状況＜平成16年度＞（その2）

市町村名	ごみ処理量 t/年									中間処理に伴う資源化量 t/年 ⑫	1人1日当たり 排出量 g/人日 =⑦/(①+②)*365	減量 処理率 =(⑩-⑨)/⑩	リサイクル率 =(⑧+⑩+⑫)/(⑧+⑪)
	直接埋立量 ⑨	中間処理						直接資源化量 ⑩	合計 ⑪				
		直接焼却	粗大処理	資源化	堆肥化	燃料化	その他						
岡山市	10,585	238,723	6,352	5,457	0	0	569	6,711	268,397	19,275	1,118	96.1%	15.5%
倉敷市	2,857	166,709	5,816	3,334	0	0	0	4,938	183,654	5,078	1,149	98.4%	14.3%
津山市	946	29,065	789	4,458	0	0	0	828	36,086	2,998	893	97.4%	20.1%
玉野市	3,309	21,385	1,182	0	0	0	0	2,178	28,054	891	1,110	88.2%	18.1%
笠岡市	0	15,737	1,362	2,521	0	0	0	8	19,628	2,943	924	100.0%	23.0%
井原市	149	11,710	532	873	0	0	0	0	13,264	437	783	98.9%	15.7%
総社市	3,263	22,679	1,990	1,671	0	0	0	0	29,603	2,499	1,213	89.0%	13.3%
高梁市	0	9,318	1,216	1,465	0	0	0	0	11,999	1,786	868	100.0%	19.5%
新見市	447	9,800	0	0	0	0	0	978	11,225	0	827	96.0%	14.4%
備前市	1,716	12,106	70	1,247	0	0	0	405	15,544	539	1,010	89.0%	13.2%
瀬戸内市	3,466	10,113	0	775	0	0	0	126	14,480	1,752	983	76.1%	20.9%
赤磐市	0	10,054	233	216	0	0	0	1,323	11,826	272	715	100.0%	22.1%
真庭市	0	13,238	1,300	489	0	0	0	753	15,780	1,272	793	100.0%	22.9%
美作市	0	8,805	0	1,886	0	0	199	578	11,468	1,886	916	100.0%	23.5%
建部町	0	698	363	574	0	0	0	0	1,635	403	647	100.0%	24.6%
瀬戸町	0	5,492	0	519	0	0	0	393	6,404	426	1,174	100.0%	16.1%
佐伯町	0	640	63	0	0	0	0	53	756	31	518	100.0%	19.6%
和气町	0	3,546	187	0	0	0	0	184	3,917	87	883	100.0%	17.3%
早島町	508	4,336	0	117	0	0	0	356	5,317	121	1,215	90.4%	10.9%
船穂町	346	1,757	0	247	0	0	0	473	2,823	250	1,022	87.7%	26.2%
金光町	494	2,713	0	0	0	0	0	131	3,338	5	729	85.2%	16.6%
鴨方町	1,434	6,944	212	325	0	0	0	56	8,971	391	1,280	84.0%	11.4%
寄島町	0	2,496	244	226	0	0	0	0	2,966	302	1,202	100.0%	14.8%
里庄町	0	3,963	321	191	0	0	0	0	4,475	287	1,105	100.0%	12.6%
矢掛町	0	3,274	268	490	0	0	0	0	4,032	561	674	100.0%	23.3%
真備町	210	7,204	901	351	0	0	0	0	8,666	669	1,016	97.6%	15.4%
新庄村	0	187	0	7	0	0	0	46	240	26	631	100.0%	30.0%
鏡野町	75	2,566	359	87	0	0	0	118	3,205	56	583	97.7%	5.4%
勝央町	0	1,717	0	112	0	0	0	272	2,101	112	497	100.0%	18.3%
奈義町	0	1,112	0	54	0	0	0	131	1,297	54	526	100.0%	14.3%
西粟倉村	10	345	0	111	0	0	0	47	513	111	809	98.1%	32.9%
久米南町	0	690	303	476	0	0	0	0	1,469	338	666	100.0%	23.0%
美咲町	156	2,411	323	49	0	0	0	479	3,418	88	531	95.4%	16.6%
吉備中央町	0	1,742	291	409	0	0	0	52	2,494	461	470	100.0%	30.3%
岡山県	29,971	633,275	24,677	28,737	0	0	768	21,617	739,045	46,407	1,033	95.9%	16.2%

2 一般廃棄物処理施設

表Ⅱ-2 焼却施設

(平成18年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 岡南環境センター	岡山市豊成1-4-1	220	S53	岡山市
	岡山市 当新田環境センター	岡山市当新田486-1	300	H6	岡山市
	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市西大寺新地453-5	450	H13	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-5	150	S53	玉野市
	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山859-4	34	H10	備前市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	30	H9	瀬戸内市
	赤磐市 山陽桜が丘清掃センター	赤磐市中島357-1	30	S57	赤磐市
	赤磐市 赤坂環境センター	赤磐市多賀2546-6	6	H6	赤磐市
	瀬戸町 瀬戸クリーンセンター	瀬戸町万富2370-1	24	H11	瀬戸町
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	40	H6	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H6	倉敷市(早島町)
	新見市 クリーンセンター	新見市金谷253	46	H11	新見市
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	180	H10	倉敷市、浅口市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	100	H11	笠岡市、浅口市、里庄町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H6	井原市、矢掛町
	高梁地域事務組合 清掃センター	高梁市段町748	56	H10	高梁市、吉備中央町
	水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	倉敷市水島川崎通1-14-5	555 (うち一廃303)	H17	倉敷市
美作	津山市 ごみ焼却場	津山市小桁401-15	110	S51	津山市
	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市樫西290	30	H11	真庭市
	真庭市 真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H3	真庭市(新庄村)
	美作市 北部環境美化センター	美作市瀬戸151-4	15	S63	美作市(西粟倉村)
	美作市 南部環境美化センター	美作市三倉田93	40	H2	美作市
	鏡野町 北部衛生クリーンセンター	鏡野町井坂523-3	10	H4	鏡野町(津山市)
	津山圏域西部衛生施設組合 清掃センター	津山市中北下365	14	S58	津山市、鏡野町、美咲町
	建部町久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H5	建部町、久米南町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H6	真庭市、美咲町
	津山圏域東部衛生施設組合	奈義町上町川186	25	S59	津山市、勝央町、奈義町
合 計		28	2,846		

(備考) 構成市町村には、広域化の過渡期における一時的な処理委託は含めていない。

表Ⅱ－３ 粗大ごみ処理施設

(平成18年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始年	構成市町村
備前	玉野市 東清掃センター粗大ごみ処理場	玉野市槌ヶ原3072-5	35	H5	玉野市
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H6	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	34	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H7	笠岡市、井原市、浅口市、 矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S55	高梁市、吉備中央町
美作	津山市 粗大ごみ処理施設	津山市小桁401-15	30	S63	津山市
	津山圏域西部衛生施設組合 粗大ごみ処理施設	津山市中北下365	15	S63	津山市、鏡野町、美咲町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	10	H6	真庭市、美咲町
合 計		9	284		

表Ⅱ－４ 資源化施設

(平成18年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市西大寺新地453-5	85	H13	岡山市
	玉野市 東清掃センターリサイクルプラザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H15	玉野市
	瀬戸町 瀬戸クリーンセンター	瀬戸町万富2370-1	4	H11	瀬戸町
備中	浅口市 リサイクルセンター	浅口市鴨方町深田930-1	3	H9	浅口市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、浅口市、 矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美作	津山市 資源化センター	津山市横山648-1	30	S62	津山市
	津山市 プラスチック容器包装圧縮梱包作業棟	津山市横山648-1	4.7	H15	津山市
	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市樫西290	11	H11	真庭市
	美作市 リサイクルセンター	美作市岩辺142-1	2.6	H14	美作市(西粟倉村)
合 計		10	188.9		

表Ⅱ－5 最終処分場施設

(平成18年3月31日現在埋立中)

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (m3)	埋立物										埋立開始年
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他		
備前	岡山市 三手最終処分場	岡山市三手108-1	平地	○		12,600	59,700			○		○	○				1996	
	岡山市 山上新最終処分場	岡山市山上152	山間	○		36,900	450,000			○		○	○				2006	
	玉野市 一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目802-8	山間	○		42,000	333,200			○		○	○				1992	
	備前市 備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952-1	山間	○		10,400	86,000			○		○	○				1983	
	備前市 日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒河853-2	山間	○		4,390	15,554						○	○			1996	
	瀬戸内市 一般廃棄物最終処分場	瀬戸内市牛窓町牛窓1099-3	平地		○	20,000	50,000			○			○				1977	
	建部町久米南町衛生施設組合 大田最終処分場	建部町大田4204-5	山間	○		5,354	10,800			○				○			1985	
	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	山間	○		5,700	26,000							○	○	○	1994	
備中	倉敷市 東部最終処分場(2期)	倉敷市二子1923-5	山間	○		33,000	330,000			○		○	○	○			2003	
	総社市 一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3784	山間	○		23,000	188,000					○		○	○		1982	
	総社市 宿ごみ埋立地	総社市宿1875-1	山間	○		200	600									○	1970	
	総社市 大谷廃棄物捨場	総社市清音軽部999-3	山間	○		2,671	15,500							○		○	1970	
	倉敷市 不燃物処分場	倉敷市船穂町船穂7052-1外	山間	○		7,924	55,769			○							1977	
	倉敷市 不燃物投入場	倉敷市真備町箭田2164-1外	山間	○		5,486	13,580									○	1987	
	井原市 野々迫埋立処分場	井原市高屋町野々迫509外	山間	○		7,095	30,000							○			1990	
	新見市 一般廃棄物最終処分場	新見市土橋2063-5	山間	○		5,377	26,700			○					○		1981	
	浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下竹地内	山間	○		8,400	39,700			○							2000	
	早島町 一般廃棄物埋立処分場	早島町大字矢尾地内	山間	○		42,000	224,000			○							1981	
	岡山県西部衛生施設組合 見岐山埋立処分場	笠岡市神島59	山間	○		25,000	199,250							○	○		1978	
	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡5424外	山間	○		22,000	126,000			○					○	○	1980	
	美作	津山市 一般廃棄物最終処分場	津山市横山648-1	山間		○	10,000	56,000			○				○	○		1999
真庭市 ガレキ処分場		真庭市榎東1379-18	山間	○		5,629	36,485									○	1996	
真庭市 一般廃棄物最終処分場		真庭市目木772-107外	山間		○	4,500	27,000			○					○		1999	
美作市 埋立処分場施設		美作市瀬戸151-4	山間	○		2,698	12,312			○				○	○		1988	
鏡野町 北部衛生クリーンセンター一般廃棄物最終処分場		鏡野町井坂524-1外	平地	○		5,100	18,785			○				○	○		1994	
美咲町 藤原クリーンセンター一般廃棄物最終処分場		美咲町連石856-1	山間	○		3,200	14,544			○				○	○		1991	
美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場		美咲町藤原830	山間	○		6,000	15,056			○							1993	
津山圏域西部衛生施設組合 最終処分場		美咲町打穴西地内	山間		○	12,500	75,000			○							1978	
津山圏域西部衛生施設組合 新最終処分場		美咲町打穴西地内	山間		○	1,630	3,900								○		1999	
岡山県中部環境施設組合 一般廃棄物最終処分場		美咲町江与味3353外	山間	○		4,500	24,500							○	○		2001	
合 計		30				375,254	2,563,935											

表Ⅱ－6 し尿処理施設

(平成18年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (kl/日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 一宮浄化センター	岡山市一宮217	100	S43	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S54	岡山市
	岡山市 当新田浄化センター	岡山市当新田488-4	70	S60	岡山市
	岡山市 犬島浄化センター	岡山市犬島179	0.35	S62	岡山市
	玉野市 西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	S50	玉野市
	備前市 衛生センター	備前市穂浪2459-1	43	S39	備前市
	瀬戸内市 長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S62	瀬戸内市
	岡山市外3町衛生施設組合	岡山市神崎町2676	180	H9	岡山市、瀬戸内市、瀬戸町
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市御津鹿瀬650	42	H4	岡山市、久米南町、建部町 吉備中央町
	和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	50	H14	備前市、赤磐市、和気町
備中	倉敷市 白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S40	倉敷市
	倉敷市 水島し尿処理場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S44	倉敷市
	倉敷市 玉島し尿処理場	倉敷市玉島乙島8255	70	S56	倉敷市
	浅口市 金光し尿浄化センター	浅口市金光町八重318-2	20	H元	浅口市
	新見市 衛生センター	新見市金谷252	50	S52	新見市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S60	岡山市、倉敷市、早島町
	総社広域環境施設組合 浄化園	総社市窪木1101-1	80	S52	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S63	笠岡市、井原市、浅口市、 矢掛町 里庄町
	高梁地域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	S50	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 し尿処理施設旭水苑	真庭市野原9-1	100	H6	真庭市(新庄村、鏡野町 美咲町)
	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	S59	津山市、鏡野町、美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田東河原31	74	S61	美作市、勝央町、美咲町 西粟倉村、奈義町
合 計		22	2,067.35		

Ⅲ 産業廃棄物関連

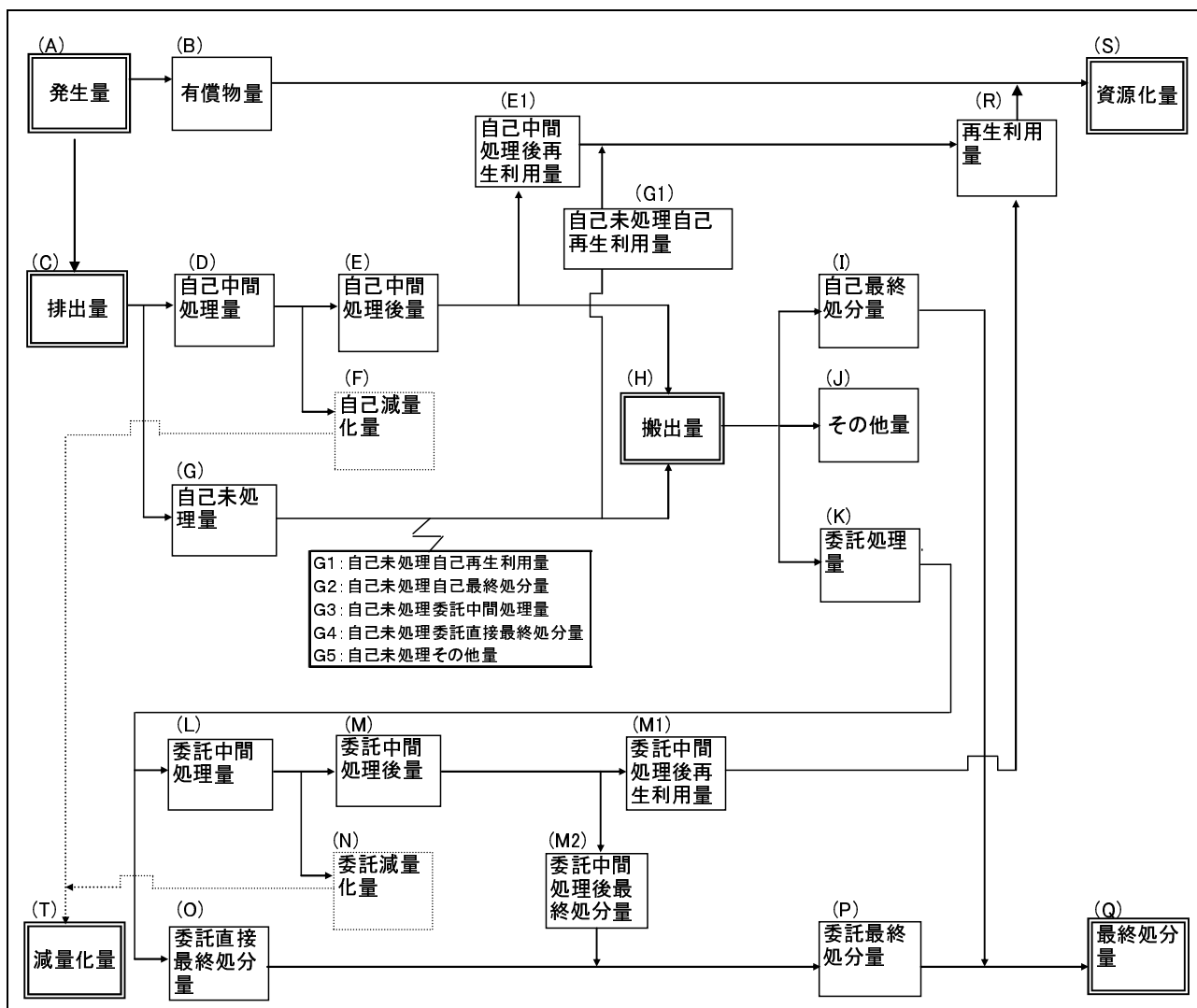
1 産業廃棄物の排出・処理状況に関する主な用語の説明

- (1) 排出量 事業場内等で生じた産業廃棄物量
- (2) 搬出量 中間処理及び最終処分（再生含む）を目的に事業場等から搬出された量
- (3) 委託処理量 中間処理及び最終処分（再生含む）を処理業者等に委託した量
- (4) 減量化量 排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量化された量
- (5) 再生利用量 排出事業者又は処理業者等で再生利用された量
- (6) 最終処分量 排出事業者又は処理業者等で最終処分された量
- (7) 保管量 排出事業者による保管等の量

2 処理状況等の流れ図

県内における産業廃棄物の排出・処理状況は、図Ⅲ－1 の流れ図に示した項目により取りまとめました。表Ⅲ－2～Ⅲ－3に示すとおりとなっています。

なお、各項目の用語の定義については、表Ⅲ－1のとおりです。



図Ⅲ－1 処理状況等の流れ図

表Ⅲ－１ 処理状況等の流れ図の項目に関する用語の定義

項 目	定 義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量。
(B) 有償物量	(A)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量。(他者に有償売却できるものを自己利用した場合を含む)
(C) 排出量	(A)の発生量のうち、(B)の有償物量を除いた量。
(D) 自己中間処理量	(C)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量。
(G) 自己未処理量	(C)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量。
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量。
(G2) 自己未処理自己最終処分量	(I)の自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分された量。
(G3) 自己未処理委託中間処理量	(L)の委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理された量。
(G4) 自己未処理委託直接最終処分量	(O)の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量。
(G5) 自己未処理その他量	(J)のその他量のうち、自己未処理でその他となった量。
(E) 自己中間処理後量	(D)で中間処理された後の廃棄物量。
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(F) 自己減量化量	(D)の自己中間処理量から(E)の自己中間処理後量を差し引いた量。
(H) 搬出量	(I)の自己最終処分量、(J)のその他、(K)の委託処理量の合計。
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量。
(J) その他量	保管されている量、又は、それ以外の量。
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を委託した量。
(L) 委託中間処理量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量。
(O) 委託直接最終処分量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量。
(M) 委託中間処理後量	(L)で中間処理された後の廃棄物量。
(N) 委託減量化量	(L)の委託中間処理量から(M)の委託中間処理後量を差し引いた量。
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量。
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量。
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計。
(R) 再生利用量	排出事業者又は、処理業者等で再生利用された量。
(S) 資源化量	(B)の有償物量と(R)の再生利用量の合計。
(T) 減量化量	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量。

表Ⅲ－２ 業種別発生量及び処理・処分量<平成16年度>(その1)

(単位:千t/年)

区分 業種	発生量 (A) (B+C)	有償物量 (B)	排出量 (C) (D+G)	自己中間処理量							自己未処理量						搬出量 (H) (I+K+J)	自己最終処分量		
				(D)	自己中間処理後量					(G)	自己未処理の処理内訳					(I) (E2+G2)		(処理先地域の内訳)		
					(E)	(自己中間処理後の処理内訳)					(G1)	(G2)	(G3)	(G4)	(G5)	県内		県外		
						再生利用量 (E1)	自己最終 処分量 (E2)	委託中間 処 理 量 (E3)	委託直接 最終処分量 (E4)										その他量 (E5)	
合計	12,224	5,247	6,977	4,692	1,162	742	12	296	103	10	2,285	6	52	1,993	234	0	2,699	64	35	28
鉱業	263	0	263	246	54	49	5				17		17	0	0	0	22	22	22	
建設業	1,247	2	1,245	136	133	63	2	68	1		1,109	4	0	1,064	41		1,175	2	2	
製造業	9,333	5,148	4,185	3,236	881	627	5	144	94	10	949	2	6	783	158	0	1,201	12	12	
食料品	213	13	200	160	15	2		11	2		40			38	2		53			
飲料・飼料	132	22	109	104	10	0		10			5			5	0		15			
繊維	57	1	56	48	8	0		3	6		8			4	4		16	0	0	
衣服	9	0	8	6	1			0	1		2			2	0		3			
木材	42	14	28	13	6	4		1	0	0	15	1		14	0	0	15	0	0	
家具	7	1	6	2	0			0	0	0	4			4			4	0	0	
パルプ・紙	762	1	761	753	32	0		27	4		8	0		4	4		39			
印刷	21	5	16	0	0			0			16			15	1		16			
化学	1,520	71	1,450	1,373	315	226		28	60		77	0	5	63	8		165	5	5	
石油・石炭	74	9	65	50	5	2		4			15			14	1		19			
プラスチック	26	4	22	9	3	2		2	0		13			13	0		15			
ゴム	13	0	12	3	0	0		0	0		9			7	2		9			
皮革	0		0								0			0			0			
窯業・土石	269	22	248	176	62	28	5	29	1		71		1	53	18	0	106	6	6	
鉄鋼	5,811	4,921	890	494	409	358		21	20	10	396			315	81		447			
非鉄金属	49	13	36	2	1			1			33			5	28	0	34			
金属	39	13	26	5	3	2		0	0		21			21	1		22			
一般機器	44	11	33	4	3			2	0		29			28	1		32			
電気機器	9	3	7	1	0				0		6			5	0		6			
情報通信機器	1	0	1	0	0			0			1			1	0		1			
電子部品	38	9	29	14	2	1		1			15			14	1		16			
輸送機器	191	14	177	20	4	1		4	0		158			152	5		161			
精密機器	2	0	1	0	0	0		0			1			1	0		1			
その他	5	0	5								5			4	1		5			
電気・水道業	1,257	96	1,161	1,066	93	2	0	84	7		95		28	54	12		185	29	0	28
電気業	206	96	110	17	1			0	1		93		28	52	12		93	28		28
ガス業	0	0	0								0			0	0		0			
上水道業	78		78	76	7	1	0	2	4		2			2	0		8	0	0	
工業用水道業	2		2	2	1	1		0									0			
下水道業	971		971	971	84	0		81	2		0			0	0		84			
情報通信業	6		6								6			6	0		6			
運輸業	5	0	5	0	0		0	0			5	0		5	0	0	5	0	0	
卸・小売業	73	1	72	6	2	0	0	0	1	0	66	0	0	44	22	0	67	0	0	
飲食店・宿泊業	3	0	3								3			3	0		3			
医療・福祉	12		12	0	0	0		0	0		12			12	0		12			
サービス業	23	0	23	2	0	0		0	0		22			22	0		22			
その他の業種※	2		2	0	0			0			2			1	0		2			

注1)本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。注2)※欄の「その他の業種」は「林業」「漁業」「金融・保険業」「不動産業」「教育・学習支援業」「複合サービス業」「公務」の合計値である。

表Ⅲ－２ 業種別発生量及び処理・処分量<平成16年度> (その2)

(単位：千t/年)

業種	委託処理量														再生利用量 (R) (E1+G1+M1)	最終処分量			その他量 (J) (E5+G5)	資源化量 (S) (B+R)	
	(K) (O+L)	委託直接最終処分量						委託中間処理量						(M)		(O) (1+O+M2)	処理主体の内訳				
		(O)	(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(L)	(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		委託中間処理後量					(O1)	(O2)			(O3)
			業者	自治体	県内	県外		業者	自治体	県内	県外	(委託処理後の処理内訳)									
												再生利用量 (M1)	最終処分量 (M2)								
合計	2,625	337	335	2	333	4	2,289	2,266	23	1,782	506	2,021	1,911	110	2,659	510	64	4	442	10	7,906
鉱業	0	0	0		0		0	0		0	0	0	0	0	49	22	22		0	0	49
建設業	1,173	41	41	0	41	0	1,131	1,131	1	1,075	56	1,080	1,026	54	1,094	97	2	0	95		1,096
製造業	1,179	252	252	1	251	1	927	909	18	570	357	788	756	32	1,385	296	12	2	282	10	6,533
食料品	53	4	4	0	4	0	50	38	12	39	11	34	32	2	34	6		1	5		47
飲料・飼料	15	0	0		0		15	15	0	14	1	15	15	0	15	0		0	0		37
繊維	16	9	9	0	9	0	7	6	1	7	0	3	3	1	3	10	0	0	10		4
衣服	3	1	1		1	0	2	2	1	2	0	1	1	1	1	1		0	1		1
木材	15	0	0		0		15	15		13	2	13	13	0	18	1	0		1	0	33
家具	4	0	0		0		4	4	0	3	1	2	1	1	1	1	0	0	1	0	2
パルプ・紙	39	8	8		8		31	31	0	26	5	28	27	1	27	9		0	9		29
印刷	16	1	1		1	0	15	14	1	11	4	13	12	0	12	1		0	1		17
化学	160	68	68	0	68	0	92	92	0	55	36	44	39	5	266	79	5	0	73		336
石油・石炭	19	1	1		1		17	17	0	8	9	7	6	1	8	2		0	2		17
プラスチック	15	1	1		0	0	14	14	0	9	5	11	9	2	11	2		0	2		15
ゴム	9	2	2		2		7	7	0	6	1	4	3	1	3	3			3		4
皮革	0						0	0		0		0	0	0	0						0
窯業・土石	100	19	18	0	18	0	81	78	3	70	11	74	70	4	98	28	6	1	21	0	120
鉄鋼	437	101	101		101		336	336		113	223	335	332	3	690	104			104	10	5,612
非鉄金属	34	28	28		28	0	6	6	0	4	2	5	5	0	5	29			29	0	18
金属	22	1	1		1		21	21	0	19	2	17	14	3	16	4		0	4		29
一般機器	32	1	1	0	1	0	31	31		21	10	22	18	4	18	4		0	4		29
電気機器	6	1	1		1		5	5	0	5	0	5	5	0	5	1		0	1		7
情報通信機器	1	0	0		0		1	1		1	0	1	0	0	0	0			0		0
電子部品	16	1	1	0	1	0	15	15	0	7	8	11	10	1	12	1		0	1		21
輸送機器	161	5	5	0	5	0	156	156	0	132	24	140	137	3	138	8		0	8		152
精密機器	1	0	0		0		1	1	0	1	0	1	0	0	1	0		0	0		1
その他	5	1	1		1		4	4	0	4	0	3	3	0	3	1		0	1		3
電気・水道業	157	19	18	1	19		138	136	1	73	65	93	82	11	84	59	29	1	29		180
電気業	65	12	12		12		53	53		0	53	53	53	0	53	41	28		12		148
ガス業	0	0	0		0		0	0		0	0	0	0	0	0	0			0		0
上水道業	8	4	4	1	4		4	4		3	0	3	3		4	5	0	1	4		4
工業用水道業	0						0	0		0		0	0	0	1	0			0		1
下水道業	84	2	2	0	2		81	80	1	69	12	37	26	11	26	13		0	13		26
情報通信業	6	0	0		0		6	6		3	3	6	6	0	6	0			0		6
運輸業	5	0	0	0	0		5	5	0	5	0	4	3	0	3	0	0	0	0	0	3
卸・小売業	67	23	23	0	21	2	44	44	0	28	16	24	17	7	17	30	0	0	30	0	18
飲食店・宿泊業	3	0	0	0	0		3	3	0	3	0	3	2	1	2	1		0	1		2
医療・福祉	12	0	0	0	0	0	12	10	2	9	2	3	1	2	1	2		0	2		1
サービス業	22	0	0	0	0	0	22	22	0	16	6	19	17	2	17	2		0	2		17
その他の業種※	2	0	0	0	0		1	1	0	1	0	1	1	1	1	1		0	1		1

注1) 本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。 注2) ※欄の「その他の業種」は「林業」「漁業」「金融・保険業」「不動産業」「教育・学習支援業」「複合サービス業」「公務」の合計値である。

表Ⅲ－３ 種類別発生量及び処理・処分量＜平成16年度＞（その1）

（単位：千t/年）

区分 種類	発生量 (A) (B+C)	有償物量 (B)	排出量 (C) (D+G)	自己中間処理量							自己未処理量					搬出量 (H) (I+K+J)	自己最終処分量			
				(D)	自己中間処理後量 (E)					(G)	自己未処理の処理内訳 (G1-G5)						(I) (E2+G2)	(処理先地域の内訳)		
					再生利用量 (E1)	自己最終 処分量 (E2)	委託中間 処理量 (E3)	委託直接 最終処分量 (E4)	その他量 (E5)		再生利用量 (G1)	自己最終 処分量 (G2)	委託中間 処理量 (G3)	委託直接 最終処分量 (G4)	その他量 (G5)			県内	県外	
																				(自己中間処理後の処理内訳)
合計	12,224	5,247	6,977	4,692	1,162	742	12	296	103	10	2,285	6	52	1,993	234	0	2,699	64	35	28
燃え殻	15		15	0	6	1	0	3	2	0	15		5	5	5		20	5	5	
汚泥	4,332	199	4,133	3,966	594	305	11	188	91	0	167		12	104	51		457	23	23	
有機性汚泥	2,333		2,333	2,315	147	3	2	134	8		18			11	7		162	2	2	
無機性汚泥	1,999	199	1,800	1,651	447	302	9	54	82	0	149		12	93	45		295	21	21	
廃油	135	18	117	27	3	1		2			89	0		89		0	91			
一般廃油	90	13	77	6	0	0		0			71	0		70		0	71			
廃溶剤	24	6	18	7	0	0		0			11	0		11			11			
その他	22	0	22	14	2	1		2			8			8			9			
廃酸	17	4	13	1							12			12			12			
廃アルカリ	35		35	13	2	1		2			22			22		0	23			
廃プラスチック類	209	15	194	63	8	3		5	0		131			101	30	0	136			
廃プラスチック	203	15	188	63	8	3		5	0		126			95	30	0	131			
廃タイヤ	6	0	6								6			6		0	6			
紙くず	28	4	24	10	3	0		3			14			14	0		17			
木くず	161	15	146	31	19	7		12			115	1		113	1	0	126			
繊維くず	3	0	3	0	0	0		0			3			3	0		3			
動植物性残さ	48	25	22	3	2	0		2			19			19			21			
動物系固形不要物	16	5	12	6	2	2					6			6			6			
ゴムくず	1	0	1								1			0	0		1			
金属くず	347	162	185	7	7	3		5			177			177	1	0	182			
ガラス陶磁器くず	122	5	117	30	30	25		5	0		87		0	66	21		92	0	0	
鋳さい	4,893	4,435	458	72	72	62				10	386		6	295	85	0	396	6	6	
がれき類	1,004	0	1,004	117	117	66	1	49	0		888	4	0	856	27		934	2	2	
コンクリート片	527	0	527	70	70	40	1	29			457	4	0	444	8		483	2	2	
廃アスファルト	432		432	46	46	26		20			386	0		385	1		406			
その他	45		45	0	0	0			0		44			27	18		45			
ばいじん	836	358	478	345	297	267		21	9		133		28	93	12		163	28		28
その他の産業廃棄物	22	2	21	1	1		0	1	0		20			19	0		20	0	0	
感染性廃棄物	5		5	0	0			0			5			5			5			
混合物等	18	2	16	1	1		0	1	0		15			15	0		16	0	0	

注1)本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。 注2)「変換」、「無変換」の定義については、9頁の留意事項を参照のこと。

表Ⅲ－３ 種類別発生量及び処理・処分量＜平成16年度＞（その2）

（単位：千t/年）

区 分 種 類	委託処理量												再生利用量 (R) (E1+G1+M1)	最終処分量			その他量 (J) (E5+G5)	資源化量 (S) (B+R)				
	(K) (O+L)	委託直接最終処分量						委託中間処理量						(Q) (I+O+M2)	処理主体の内訳							
		(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		(L)	(処理主体の内訳)		(処理先地域の内訳)		委託中間処理後量				(O1)	(O2)			(O3)			
		業者	自治体	県内	県外		業者	自治体	県内	県外	(委託処理後の処理内訳)											
											再生利用量 (M1)	最終処分量 (M2)										
合計	2,625	337	335	2	333	4	2,289	2,266	23	1,782	506	2,021	1,911	110	2,659	510	64	4	442	10	7,906	
燃え殻	15	7	7		7		8	8	0	2	6	24	10	14	11	26	5	2	19	0	11	
汚泥	434	142	141	1	142	0	292	291	1	242	50	188	178	9	483	174	23	1	151	0	681	
有機性汚泥	161	15	15	0	15		146	144	1	124	21	77	75	2	78	18	2	0	16		78	
無機性汚泥	274	127	126	1	127	0	146	146	0	117	29	111	103	8	405	156	21	1	134	0	603	
廃油	91						91	91	0	60	30	39	39		40						0	59
一般廃油	71						71	71	0	48	22	33	33		33						0	46
廃溶剤	11						11	11		9	2	3	3		4							9
その他	9						9	9	0	3	6	3	3		4							4
廃酸	12						12	12		7	4	1	1		1							5
廃アルカリ	23						23	23		19	4	1	1		1						0	1
廃プラスチック類	136	31	31	0	28	3	106	101	5	72	34	53	34	19	37	50		0	49	0	52	
廃プラスチック	131	31	31	0	28	3	100	95	5	67	33	48	29	19	32	49		0	49	0	47	
廃タイヤ	6						6	6		5	1	5	5	0	5	0			0	0	5	
紙くず	17	0	0		0		17	16	1	15	1	11	11	0	11	0			0		15	
木くず	126	1	1		1		126	125	1	121	5	99	98	1	106	2			2	0	121	
繊維くず	3	0	0		0		3	2	1	2	0	1	0	0	0	0			0		1	
動植物性残さ	21						21	9	12	20	1	8	8		8						33	
動物系固形不要物	6						6	6		0	6	6	6		8						12	
ゴムくず	1	0	0		0		0	0		0	0	0	0	0	0	0			0		0	
金属くず	182	1	0	0	1		181	181	0	173	9	181	178	4	180	4		0	4	0	342	
ガラス陶磁器くず	92	21	21	0	21	0	71	71	0	54	17	71	57	13	82	35	0	0	34		87	
鉱さい	380	85	85	0	85	0	295	295		120	175	295	289	6	351	97	6	0	91	10	4,786	
がれき類	932	27	27	0	27		905	905		856	49	904	880	25	950	54	2	0	52		950	
コンクリート片	482	8	8		8		473	473		451	22	473	468	6	512	15	2		14		512	
廃アスファルト	406	1	1		1		405	405		378	27	405	404	2	430	3			3		430	
その他	45	18	18	0	18		27	27		26	0	26	8	18	8	36		0	36		8	
ばいじん	135	21	21		21		114	114		1	113	128	113	14	380	64	28		35		738	
その他の産業廃棄物	20	0	0	0	0		20	18	2	17	3	11	8	3	8	3	0	0	3		10	
感染性廃棄物	5						5	5	0	3	2											
混合物等	16	0	0	0	0		15	13	2	14	1	11	8	3	8	3	0	0	3		10	

注1) 本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。 注2) 「変換」、「無変換」の定義については、9頁の留意事項を参照のこと。

IV 用語の解説

あ行

【ISO14001】

国際標準機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。PDCA（Plan：計画、Do：実施・運用、Check：点検・評価、Action：見直し）サイクルにより、各企業等が環境へ与える影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境への負荷低減を図ることをねらいとしている。

【EPR】

拡大製造者責任（Extended Producer Responsibility）の略。生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。

【エコアクション21】

環境省が策定した環境活動評価プログラムで、中小企業等においても容易に環境配慮の取組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮の手法。

【岡山エコタウンプラン】

「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画となる基本構想として、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために策定し、平成16年3月に資源循環型社会の形成に資するものとして環境省と経済産業省の共同承認を受けている。（全国で26地域承認、20番目）

【岡山県環境基本計画（エコビジョン2010）】

岡山県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本条例第10条に基づき知事が定める計画。岡山県環境基本条例の基本理念の実現を目指して、2010年までの長期的な目標と施策の大綱を示している。なお、本計画は平成19年度に見直しを行うこととしている。

【岡山県ごみ処理広域化計画】

ダイオキシン類削減対策、ごみ減量化、焼却残渣の高度処理、ごみ処理コストの削減を目的として平成10年3月に策定された計画。平成19年3月に改訂。

【岡山県循環型社会形成推進条例】

岡山県における循環型社会の形成について、基本原則を定めるとともに、県、事業者、県民の責務を明らかにし、県の行う基本的な施策等を定めることにより循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための条例。

【汚泥再生処理センター】

し尿及び浄化槽汚泥に加え、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し資源を回収する施設。この施設の特徴は、従来のし尿処理施設の持つ「し尿及び浄化槽汚泥を所定の水質まで衛生的に処理する」機能を保持しつつ、処理対象物に生ごみ等の有機性廃棄物を含め、処理工程にエネルギー回収・利用設備、資源化設備を有している。

か行

【ガス化溶解・改質施設】

ガス化溶解施設とは、ごみを熱分解した後、発生したガスを高温で燃焼させ、灰・不燃物等を溶解する施設(化石燃料等の外部エネルギーを用いる方式もある)。熱分解と溶解を一体で行う方式と、分離して行う方式がある。これに対して、ガス化改質施設とは、発生した熱分解ガスを改質し回収する方式がある。

【合併処理浄化槽】

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで合併処理浄化槽の普及が進んでいる。

【家電リサイクル法】

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号)。テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対しては引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

【環境会計】

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定し、伝達する仕組み。

【環境マネジメントシステム】

企業等が自主的に環境保全に関する取組みを推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001もその一つ。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、価格や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。平成12年5月に「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課せられ、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。

【建設リサイクル法】

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の分別解体及び再資源化等を義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。

【公共下水道】

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであって、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう」と定義されている。

【ごみ処理基本計画】

市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで、ごみの適正な処理を推進するために必要な事項を定めたもの。

さ行

【最終処分場】

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理などを経て最終的には原則として埋立処分される。最終処分場は、埋め立てる廃棄物の性状によって、しゃ断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の 3 つの異なる構造に分類される。

【産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度】

排出事業者が自らの判断により優良な処理業者の選択ができるよう、国が遵法性、情報公開、環境保全への取組みの 3 項目を中心に処理業者の優良性の判断に係る評価基準を設定し、この評価基準に適合した処理業者に対しては、都道府県知事等の判断により、処理業の許可更新の際に提出する申請書類の一部を省略させる優遇措置を講じる制度。

【自動車リサイクル法】

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年法律第 87 号）。自動車製造業者等の関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、使用済自動車の解体・破碎によって生じるフロン類、エアバッグ、シュレッターダスト（車体破碎後に残る破碎くず）の 3 品目を引き取り・リサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度。

【新おかやま夢づくりプラン】

「快適生活県おかやま」の実現を基本目標として、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想（2020 年頃を展望）と、その実現に向けて、平成 19 年度からの 5 カ年間に重点的に取り組む中期的な行動計画という二つの性格を併せ持つ本県のマスタープラン。

<p>【循環資源処理センター】</p> <p>先進的な循環資源の処理技術を活用し、資源化処理を優先させた一般廃棄物の広域処理と地域から発生する産業廃棄物の処理を併せて処理する新しい再生・処理システムについて「岡山県循環型社会形成推進条例」第 35 条の規定により、県が指定したセンターをいう。</p>
<p>【循環資源総合情報支援センター】</p> <p>循環資源の総合的な情報受・発信基地として「岡山県循環型社会形成推進条例」第 30 条の規定により、県が指定したセンターをいう。</p>
<p>【循環型社会】</p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では「製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合は適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。</p>
<p>【循環型社会形成推進基本法】</p> <p>循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律（平成 12 年法律第 110 号）。</p>
<p>【食品リサイクル法】</p> <p>正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号）。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本事項を定めるとともに、登録再生利用業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とする法律。</p>
<p>【3 R】</p> <p>Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の 3 つの頭文字をとったもので、循環型社会を形成するための廃棄物等に対する取組み。</p>
<p>【3 R イニシアティブ】</p> <p>3 R を通じて、地球規模での循環型社会の形成を目指すこと。2004 年の G 8 シーアイランドサミットにおいて我が国が提唱し、平成 17（2005）年 4 月に東京で開催された 3 R イニシアティブ閣僚会合において正式に開始された。現在、各国でリサイクル法制度の確立やグリーン購入の導入など、3 R の具体的な取組みが進められている。</p>
<p>【生活排水】</p> <p>し尿と日常生活に伴う台所、洗濯、風呂等からの排水。なお、生活排水のうちし尿を除くものを生活雑排水という。</p>

た行

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。ダイオキシン類は農薬の生産工程及びごみ焼却による燃焼過程で非意図的に発生するもので、塩素の結合する位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定めた法律（平成11年法律第105号）。

【中間処理】

廃棄物を最終処分する前に、焼却、熔融、脱水、破碎、選別、圧縮などによって、できるだけ廃棄物の体積や重量を減らすとともに、最終処分後も環境に悪影響を与えないようにすること。さらに鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

な行

【ng（ナノグラム）】

1ngとは、1グラムの10億分の1の重さをいう。

は行

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な利活用の方法としては、飼料化・肥料化などの他、アルコール発酵やメタン発酵による燃料化などのエネルギー利用がある。

【PFI】

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ（Private Finance Initiative）の略。公共事業に民間企業の資金やノウハウを導入して社会資本を整備・管理する方式で、競争原理の導入による事業コストの低減、安価で質の高いサービスの提供が期待されている。

【PCB】

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyls）の略。有機塩素化合物で、耐熱・耐薬品性、絶縁性に優れているため、絶縁油、熱媒体、印刷インキ、感圧紙などに幅広く用いられていたが、昭和43年のカネミ油症事件により、その毒性が社会問題となったことから、昭和47年7月に「化学物質の審査及び製造に関する法律」によって新たな製造等が禁止された。

【PCB 特別措置法】

正式名称は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法律」（平成 13 年法律第 65 号）。PCB 廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律。処分そのものを一定期間（法律施行より 15 年）内に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

ま行

【マニフェスト制度】

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。なお、本制度は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法でも採用されている。

や行

【容器包装リサイクル法】

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出し、市町村は分別収集する、容器を製造又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めている。

【熔融スラグ】

廃棄物等を高温で加熱熔融し、冷却固化したもの。なお、一般廃棄物や下水汚泥の熔融スラグについては、JIS規格を遵守することにより、路盤材やコンクリート骨材等としてリサイクルの促進が期待されている。

ら行

【リサイクル】

不要となったものをそのまま、または加工するなどして再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。